第二期中期目標期間事業報告書

平成21~25年度 (第6~10期事業年度)

> 自:平成21年 4月 1日 至:平成26年 3月31日

独立行政法人 国立病院機構

立病院機構 第二期中期目標期間に係る最終報告書	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 診療事業	(1) 患者の目線に立った医療の提供 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (2) 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり (3) 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり (4) 需着湯足度調電の概要 (5) をおり、外来に確なって 75.0 43 名だついて調査を行った。 (6) 第1期中期目標期間に引き、2.9 8名、外来に確なって 75.0 43 名だついて調査を行った。 (6) 第1期中期目標期間に開発に、関門は全体的にネカティアな設団上を図ることを目的に、第1期中期目標期間に引き続き平成2 1年度から平成2 5年度実施し、入 (6) 第1期中期日報節の日上を開発を過まする調査方法としている方が確認して、患者の調査に対する心理的障害を取り払い、本音を引き出しやすくすることにより、 (7) 主ない。 4 名の 集制に当たっても関うが特定な力ることにより、 (6) 主ない。 4 名の 集制に当たっても関うが特定な力のことがないようにするなどのでは、一般での形式の対象には、 2 名の また。 4 名の 集制に当たっても関うが特定な力のことがないようにするなど自然のできまでがないようにするなどのでは要している。 2 名の 4 名の
上 上 十	申期中	1 国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上に関する目 標を達成するためにとるべき措置 国立病院機構は、国民の修康に「重大 影響のかる疾病に関する医療とも、 により、公衆衛生の向上及び増進に 行より、公衆衛生の向上及び増進に 存与ることとする。このため、医療 特供、調査研究及び医療従事者の育 を着葉に実施する。	1 診療事業 診療事業においては、利用者である国民に満足される安心で質の高い 医療を提供していくことを主たる目標とする。	(1) 患者の目線に立った医療の提供 (3) 分かりやすい説明と相談しやす い環境づくり 患者が医療内容を適切に阻解 し、治療の選択を患者自身ができ るように診療力を形すイラインの適切 な活用や複数機種の同席による説 明などに努めるとともに、相談し やすい体制をつくるよう取り組 また、患者とのコミュニケーションに関する研修(株温等)を光 実し、患者他の関連にないて、 原体に事者が関係関連にないて、 医療徒等者が関係に関するいて のが従事者が関係に関するいて、 のが依集者が関係に関するいて、 のが依集者が関係に関するいて、 のが依集者が関係に関するいて、 のが依集者が関係に関するいて、 のが、 のが、
	中期目標	第2 国民に対して提供するサービス 第 その他業務の質の向上に関する事 面 国立病院機構は、国民の健康に重大 な影響のある疾病に関する医療、離治 な性疾患等に対する医療、歴史的・社会に 的な経緯性や積極的貢献が決められる 日心に、国立病院機構の政策医療分野を の右線を担くいて、国立病院機構の政策医療分野を の中心に、国立病院機構の政策医療分野を の中心に、国立病院機構の政策医療外が カットワーク (以下「政策医療ネットワーク」という。)を石用しつ、医療の確保と質の向上を図ること。 お道所県が 現との連携を強化しつつ、都道所県が 関との連携を強化しつつ、都道所県が おかせて、地域における他の医療機 関との連携を強化しつつ、都道所県が またすった。 おい 知道の方、 おい 国の医療の向上に貢献 さらた、親が国の医療の向上に貢献するため、調査研究及び質の高い医療 に非者の育成を行うこと。	1 診療事業 各病院において、国の医療政策や 地域の医療事情を踏まえつう、患者 の目線に立ち、患者が安心できる安 全で質の高い医療を提供すること。	(1) 患者の目線に立った医療の提供 患者自身が医療の内容を理解し、 イドラインの活用、医療液準者に よる説明・中国族体制の光実、砂療 原におけるセカンドオピーオン 整体制の整備、砂療報酬の革企場 のわかる明細書の全病院における も発行など、取り組む。 また、他者の最初にない また、他者の自縁にため 支に、疾患になり無むにない また、疾患である場合の さらに、疾患の質の向上を図 さらに、疾患の質の向上を図 さらに、疾患の質の向上を図 さらに、疾患の質の自一を図 さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との さらに、疾患の質の方との という。

中期日職	田 福 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		2. 患者満足度を向上させるための各病院の取組 (1) 分かりやすい説明に係る取組例
		 ① クリティカルパスを積極的に活用し、治療方針、治療経過等について分かりやすい説明に努めるとともに、既存のパスが、患者にとってより分かりやすい様式となるよう見直しを図っている。 また、カンファレンスや看護計画の策定に患者・家族が参加できるようにし、治療方針の策定の経緯を明らかにすることにより、患者から高い理解が得られる取組を行っているほか。 ・治療方針等の説明には医学用語等専門的な言葉の使用はできるだけ避け、必要に応じて模型、各疾患のパンフレット、ビデオ等を活用して患者の理解 既定に合わせ平易で工程を説明を心がける。 ・説明等に看護師長が同席し、分かりにくい部分を簡単な言葉を用いて看護師長が表現する。 ・説明等にを対象とした疾患毎の勉強会を開催する。 ・患者・家族を対象とした疾患毎の勉強会を開催する。 等により、患者にとって分かりやすい説明に努めている。
		クリティカルバス 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成24年度 平成25年度
		③ 患者が医療知識を入手しやすいように、医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室(がん専門の場合は、『がん相談支援室』)を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めている。 塩者が閲覧できる図書コーナー・利用向上に努めている。 単位 200年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 100円 200円 200円 200円 200円 200円 200円 200円
2—		 (4) 分かりやすい説明の取組の一環から、入院及び退院時における医師による患者への説明では、全病院において医師以外の職種も同席している。また、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を全ての病院で実施する等、説明のスキル向上に取り組んでいる。 (2) 相談しやすい環境作りに係る取組例 全ての病院において医療相談窓口を設置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、患者のプライバシーにも配慮し、窓口の個室化を推進することにより1.3 2病院が個室化している(残り1.1 病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーテーションなどの仕切等を設けている)。 また、診療・治療中の心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成2
		5年度においては、MSWを44名増員することにより、患者の立場に立ったよりきめ細やかな対応を行える相談体制の更なる充実を図った。 MSWの配置状況 平成20年度 平成22年度 平成22年度 平成23年度 132病院 135病院 135病院 135病院 1366名 287名 308名 368名 412名
		また、全病院が投書箱を設置しており意見等に対する改善事項を掲示板に貼り出すなど患者への周知を行うとともに、 ・外来ホールの総合案内へ看護師長等担当者の配置・・・110病院実施 ・ホームページへの医療相談窓口の案内の紹介欄、問い合わせ欄の開設・・・135病院実施 ・医療和診窓口で随時薬剤師が薬剤の質問や相談に対応できるような体制の整備・・・131病院 ・ 全国NHO病院で随時薬剤師が薬剤の質問や相談に対応できるような体制の整備・・・131病院 ・ 全国NHO病院共通の患者向け臨床検査説明書の作成による、質問や相談に対応できるような体制の整備・・・143病院 等の取組を行うことにより、患者が相談しやすい環境作りに努めている。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	 ② セカンドオピニオン制度の充実 ・セカンドオピニオン制度の実施状況 ・ 息者の目線に立った医療を推進するためセカンドオピニオンの環境整備に努めており、窓口の設置や制度等の情報提供及び自院以外でセカンドオピニオンを希望する患者が他院を受診するための情報提供書の作成を行うなど、引き続きセカンドオピニオンを推進し、全143病院で受入れ可能となった。また、各病院においては、患者へ制度を紹介するパンフレットの配布、地域医療機関等への広報誌の配布、研修会等でのセカンドオピニオン制度の周知等を実施するとともに、セカンドオピニオン利用者にアンケートを実施するなど、制度の充実に取り組んでいる。 	【制度方実のための取組】・患者、医師の同意を得て看護師等が同席し、セカンドオピニオン終了後まで全体的にサポートしている。・セカンドオピニオン利用者を対象にアンケートを実施し、サービスの向上に努めている。・セカンドオピニオン美施の日時については、希望者毎に個別に時間調整を行う、土曜日に実施する等、利便性の向上を図っている。・地域の広報誌や市民セミナーで積極的に広報を行っている。	平成21年度 平成22年度 133病院 134病院	セカンドオピニオン 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 提供者 2,928名 2,901名 2,724名 3,278名 3,234名 3,480名	セカンドオビニオン 平成20年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成23年度 平成25年度 のための情報提供書 1,064件 1,141件 1,363件 1,838件 2,101件 2,149件	$\{$ セカンドオピニオンの院内掲示及びホームページにおける周知病院数 $\}$ ホームページでの周知病院数 $=125$ 病院院内掲示での周知病院数 $=129$ 病院	③ 患者の価値観の尊重	・患者満足度調査の概要 ・中期計画に掲げられている重要事項である「多様な診療時間の設定」、「待ち時間対策」に関して、平成25年度調査結果は平成20年度平均値を上回っ いる。今後、更なる満足度を得られるよう引き続き必要な患者サービスを実施していく。	【調査結果概要】	患者満足度を向上させるための各病院の取組	 (1) 多様な診療時間の設定に関する具体的取組例 各病院では、患者の利便性を考慮した多様な診察時間を設定するなど、受診しやすい体制となるよう地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療 体制等を踏まえて下記のような様々な取組を行っている。 ○ 所述が、検診について、土曜日の実施や平日19時までの受付体制をとっている。 ○ 平成25年7月より作用リルを実施している。 ○ 人工透析外来については、月・水・金を2部構成とし、会社帰りに透析が実施できる準夜体制をとっている。 ○ 人工透析外来については、月・水・金を2部構成とし、会社帰りに透析が実施できる準夜体制をとっている。 ○ 総合スポーツ外来を午後に設け、学生等のニーズに応えられるよう考慮している。 ○ 地域医療連携室を通じた紹介患者について、午後診療の有無に関係なく、原則全ての受付を行っている。 	また、大型連体期間中においても、より利便性の高い患者サービスを提供していく観点から、平成25年度において60病院がリハビリテーション、 放射線治療、透析等で平日並みの診療を1日以上行った。そのほか、教急患者の積極的受入れや、平常時に準じた手術の実施体制を整えるなど必要な医療 サービスを提供できるようにした。	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	 土日外来の実施 35病院 39病院 40病院 40病院 40病院 40病院
画 益 舜 中	(2) セカンドオピニオン制度の充実 患者が主治医以外の専門医のア ドバイスを求めた場合に適切にあ 応できるようなセカンドオピニオ ン制度について、中郷目標の期間 中に、4希照で砂け入れ対応でき る体制を整備する。	する患者の理解、満足に関する調査を実施し、制度の充実を図る。					③ 患者の価値観の尊重	市価値及販量が毎年来第四、 その結果を購まえて最者の利価性 1、 に考慮した多様な診療時間の設定 や様か時間対策などサービスの数 い	きを図る。 また、慢性疾患を中心に疾患に 対する患者の自己管理(セルフマ ネージメント)を医療従事者が支 接する節鉛を推進するほか。 個別	スプラン・エー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	があった。のであったが出来の が関われた金術院に機能する。 さらに、患者満地度になった観点から ては患者の目線に立った観点から その見直しを図る。			
中期日標														

中期目標	田福	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(2) 待ち時間対策に関する具体的取組例 外来診療に、平成25年度時点においてほぼ全ての病院で予約制を導入しており、予約の変更についても、電話で受け付ける体制に加え、10病院にお いては、インターネットで予約の変更ができるよう利便性を高めるほか、時間当たりの予約人数の調整を行うなど、予約患者を待たせないようにするため いては、インターないる。会計の符ち時間対策としては、会計窓口用端末の増設、混雑時の会計人員増、患者への積極的な声がけ等の取組を行っている。 更には、紹介・逆紹介等、地域の医療機関との連携を強化することにより1つの病院に患者が集中することがないよう努めるなど、待ち時間短縮の取組 を進めている。 各病院においては、外来における待ち時間調査を実施し、外来運営委員会等で発生要因を分析しその短縮に努めている。
		【特徴的な取組例】 ○待ち時間が予測される場合に外出や食事等の案内を行っている。また、患者が外出される場合には、本人の了解を得た上で携帯電話への連絡を行って いる。(岡山医療センター) しいる。(岡山医療センター) ○医師事務作業補助者の増員を行い、診療録、検査・処置等のオーダー等の代行入力を行うことによりスムーズな診察ができている。(千葉医療センター) ○自動再来受付機を導入するとともに、再来予約票に記入されている「受付開始時間」に再来受付機へお越しくださいといったお知らせの葉書を患者さんの御自宅に送ったり、リーフレットを配付して周知したりした結果、待ち時間短縮につながった。(九州がんセンター)
		また、待ち時間が発生してしまう場合でも、患者に有効な時間を過ごしていただくために下記のような取組を行っている。 ○看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ○インターネットコーナー、キッズコーナー、テレビ・雑誌等の閲覧コーナーや無料給茶機の設置 ○インターネットコーナー、キッズコーナー、テレビ・雑誌等の閲覧コーナーや無料給茶機の設置 ○インタースットコーナー、オッズコーナー、テレビ・雑誌等の閲覧コーナーや無料給茶機の設置 ○インタースをよう診察中の患者の受付者号の場形 ○ボケベルやPHSの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ○ピアノ自動演奏等のBGM放送の実施、生活習慣病予防等の患者啓発DVDの放映、小児科外来で子ども向けアニメの放映、ボランティアや看護学生等による演奏会の開催
		環境面においても、アメニティー空間として、以下の環境を設けている。 〇病院内文は敷地内にコーヒーショップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		3. セルフマネージメントを支援する取組の推進(再掲) 各年度において、患者とその家族を対象とし自己管理(セルフマネージメント)を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導 (集団勉強会)を開催し、正しい食生活の改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めている。また、専門病院では患者の要望により、病院独自の内容で相談会を実施した。
		の算定項目の分かる明細書」の発行 いては、中期計画期間中に発行できる体制を整備することと 原則として明細書の無料発行が義務付けられており、平成 2
		発行病院数 平成20年度 平成22年度 平成22年度 平成22年度 平成22年度 平成29年度 平成29年度<
		 5. その他の取組 (1) インフォームド・コンセント推進の取組(第1の1の(2)の①の4参照) 平成21年3月に「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を策定し、全病院に通知した。これにより、平成21年度より各病院は必要な事項を取り入れる等、自院の実施内容の見直しを行い、インフォームド・コンセントの実施体制の充実を図った。
		【病院における取組例】 ・マニュアルを作成し、採用時研修で説明する等、職員に周知している。 ・各治療法、検査毎に説明書、同意書を整備している。 ・説明時に医師だけでなく、看護師も同席し、患者の反応・理解度を確認している。 ・患者サービス検討委員会にて患者の意見を懲収し、マニュアルに反映させている。
		【患者満足度調査における説明に関する項目の結果】

(2) 安心・安全な医療の提供 日本の 日本の	(2) 安心・安全な医療の提供 日 期 計 画 日	(2) 全般係での原来和原金のの設置等を含め細いく態度しば温度に反映していくことができるよう。平成20年度までに全ての時間において医療相談 (2) を発展での原来知服を10分割を含め細いく態度しば温度に反映していくことができるよう。平成20年度までに全ての時間において医療相談 (3) 旅行2000年 10分割を 10分割を 10分割を 10分割と 10分割と 10分割と 10分割と 10分割を 1
		療の妨けになると医師が判断した場合等を除き開示を行っている。 平成25年度においては、1,944件の開示請求に対して1,942件の開示を行った。

	中期日本	中類計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			4. インフォームド・コンセント推進への取組 インフォームド・コンセントについては、平成19年度から開催している「中央医療安全管理委員会」において、患者に対し適切な説明を行い、理解を得ることが望ましいと考えられる内容についての議論を重ね、インフォームド・コンセントを行うに当たっての基本的な考え方や留意すべき点など必要最低限の事項を整理し、インフォームド・コンセントの更なる向上を図るため、平成21年3月に「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を策定した。 た。 これにより、平成21年度より各病院は必要な事項を取り入れるなど自院の実施内容の見直しを行い、インフォームド・コンセントの実施体制の充実を図
			った。 【インフォームド・コンセントの更なる向上のために」の具体的内容】 ①意義、②一般的対象事項、③説明範囲、④危険性の説明、⑤頻度、⑥説明者、⑦説明の対象者、⑧家族等への説明、⑨説明時間及び場所、 ⑩説明の進め方、⑪セカンドオピニオンの説明、⑫診療録への記録、⑩同意能力なき者への説明、⑭説明の省略
			【病院における取組例】 ・各治療法、検査毎に説明書、同意書を整備している。 ・説明時に医師だけでなく、看護師も同席し、患者の反応・理解度を確認している。 ・患者サービス検討委員会にて患者の意見を検討し、マニュアルに反映させている。
			【患者満足度調査における説明に関する項目の結果】
			5. 臨床研究、治験に係る倫理の遵守
_ 6			(1) 臨床研究 各年度において、「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基 本指針」等のガイドラインを踏まえ、臨床研究等の推進を図った。
			 ① 倫理審査委員会等 倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置している。その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上で掲示するなど外部に公開した。 また、倫理審査委員会の委員を対象とした研修を実施し、各病院において、倫理的問題について医療従事者へ助言することのできる体制の基礎となる人材を養成した。
			倫理委員会開催回数 628回 749回 703回 833回 893回
			平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
			倫理審査件数 2,364件 2,899件 3,421件 3,527件 4,428件 4,688件
			倫理審查委員会・沿 験審査委員会委員対 平成20年度 127名 平成22年度 61名 平成23年度 平成23年度 77名 平成23年度 61名 平成23年度 47名 46名 66名
			群人数
			の Barkthで出来自会員芸 第1月中期中期計画期間に引き続き、本部が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、[II-IIIA 期非 小細胞肺癌完全切除症例を対象としたα GalCer-pulse 樹状細胞療法の無作為化第 II 相試験(指定研究)」など、平成25年度までに523課題の一括審 査を行った。 また、その審議内容等については、ホームページ上で掲示し、外部に公開している。
			③ 動物実験委員会 動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した14病院全でに、動物実験委員会を設置 している。

中期目標	中期計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(2) 治験
		① 治験審査委員会 質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置している。その審議内容等については、法令に沿って、142 病院において病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。
		1 2 1
		治驂審查委員会開催 回数
		平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
		治験等審査件数 14,019件 14,257件 13,924件 13,830件 14,064件 14,760件
		② 中央治験審査委員会(第1の2の(2)の1参照) 治験審査の効率化、迅速化を図る中央治験審査委員会を本部に設置し、平成20年11月より毎月1回定期的に開催し、平成25年度までに新規治験 169課題について審議を実施した。 また、その審議内容等については、ホームページ上に掲示し、外部に公開している。 また、その審議内容等については、ホームページ上に掲示し、外部に公開している。 なお、事務局業務の効率化や医師等申請者の業務負担軽減(ペーパーレス等)、今後の審議課題数増加に対応するため、オンライン申請に対応したク うけドサーバーシステムを導入し、システム開発業者とともに中央管理機能(多施設からの申請や重篤な有害事象報告等を電子的に一括で取りまとめる 機能)の構築を行った。本システムについては平成24年度から本格稼働している。
		(3)研究利益相反 研究利益相反審査委員会(COI審査委員会) 臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、国立病院機構及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、国立病院機構の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、研究利益相反審査委員会を開催している。
		平成25年度 239回 1,736件
	○ 医療安全対策の高度 医療安全対策を重視し、リスク マネージャーを中心に、ヒャリハ ット事例の適正な分析等のリスク 管理を推進するとともに、病院間 での相互チェックを実施する院 棒に、院内感染対策については、 院内サーベイフンスの充実などに 積極的に取り組む。 また貢献する観点から、各病院 は引き続き医療事故や医薬品等安 は引き続き医療事故や医薬品等安 は引き続き医療事故や医薬品等安 とに、これら取組の成果をと りまとめ情報発信に努める。	 ② 医療安全対策の充実 1. 独立行政法人国立病院機構中央医療安全管理委員会の開催 平成19年度に国立病院機構における医療安全対策についての基本的方向性等について審議する常設委員会 平成25年度においては平成26年3月に開催し、「病院間における医療安全相互チェック」の試行の総括 行った。 2. 病院間相互チェックを実施する体制を整備するため、平成22年度に子 医療安全対策の標準化を図り、病院間での相互チェックを実施する体制を整備するため、平成22年度に子 医療安全対策の標準化を図り、病院間での相互チェックを実施する体制を整備するため、平成22年度に子 医療安全対策の標準化を図り、病院間での相互チェックを実施する体制を整備するため、平成22年度に子 医療安全対策の標準化を図り、病院間における医療センター・水戸医療センター・仙台医療センターの急性期3病院で 、会を検討し、平成23年度には災害医療センター・水戸医療センター・仙台医療センターの急性期3病院で 、各を検討し、平成23年度には災害医療センター・水戸医療センターを発生を 3病院、計18病院で試行し、これらの結果を元に「病院間における医療安全相互チェック実施要綱(ver.1)を発出し、全国43病院 (国医療安全管理体制の整備 ③医療事故の評価と医療安全対策への反映 ⑤ケア・プロセスに着目した医療安全体制について ⑤施設内環境について ⑥施設内環境について ⑥施設内環境について ⑥施設内環境について ⑥施設内環境について ⑥施設内環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		・関東信載プロック(相模原病院、神奈川病院、衛根病院、東京医療センター、東京病院、村山医療センター) ・東海北陸ブロック(畠山病院、医王病院、北陸病院、豊橋医療センター、天竜病院、長良医療センター、静岡てんかん・神経医療センター、静岡医 療センター、静岡富士病院) ・近畿ブロック(兵庫中央病院、大阪南医療センター、大阪医療センター、やまと精神医療センター、舞鶴医療センター、奈良医療センター、和歌山 病院、江畿中央師部疾患センター、南和歌山医療センター)。 ・中国四国ブロック(伽田医療センター、南和町田医療センター)。 ・九州ブロック(噶野医療センター、東岡田医療センター、熊本再春荘病院、熊本南病院、熊本医療センター)

 操 四 异	画 市 野	が上体制の強化 対・看護師・乗べの 対・通護師・乗べの 対・通護師・乗べの 対・力感染が合いな が力感染でかでは がかり感染をでは がかり感染を がからにない がから がから がから がから がから がから がから ががから がががら がががら がががら ががががら がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて がいて
		②長期後書名が同立本院機構を指定の場合のである。 ③兵却務集者が保持する人工の機等の清晰を指にある。 ④再発的止策の紹介 毎年度におって、マグライとして有効だと考えられる事例の事故概要、事故の背景、再発的止策の紹介 も一本のできます。「国立有院機構における医療安全対策への取組み(医療安全自書)へ平成24年度版~」を作成し、国立有院機構のホームページに公表し た。 (2) 医療事故報告に係る「警鐘的事例」の作成と国立病院機構内ネットワークでの共有 も年度に掲示することで、各種院における医療女会対策の指揮できずたための原理を実施した。 現体的に応わってことで、各種院における医療女会対権で発すための原理を変施した。 現体的に発示することで、各種院における医療女会対権で発すための原理を変施した。 現体的に発示することで、各種院における医療女会が理解等を持てための原理を変化した。 現た時に発示することで、各種院における医療女会が理解等がための原理を変化した。 現た時に発示するとで、各種院における医療女会が理解を対したして、ボールで、アクロクの配合とないのである。平 現る21年度から平成25年度までに29件を作成した。平成25年度の月ごとのテーマは、次のとおりである。 の平成25年度 月 日本教育の医療安全管理者等がインスメタイのためのデストストとむらに表明を の平成25年 月 日本教育の機能の単例、本時におけるインスリンの処方続り事業 の平成25年 月 日本教教中の配例 の平成25年 日 日本教教中の配例 の平成25年 日 日本教教中の配例 の平成25年 日 日本かりが必要ないと判断した患者の「PTP包装シート」の親族

田 歴	田 福 井	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告 齋養患者が使用する人工呼吸器の取扱いについて
		人工呼吸器の機種の標準化については、平成19年4月より標準6機種を推奨してきたが、市場には後継機種や性能的にも優れた機種が登場している等の 状況から、機種を定めるのではなく、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を新たに定め、平成24年7月に 各病院に通知した。 平成25年度においては、基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合は、89.4%となっている。 平成25年度においては、基本7要件を全て満たす人工呼吸器を装着している患者の割合は、89.4%となっている。 また、筋ジストロフィー児(者・重症心身障害児(者)・ALS患者等の長期療養患者にとって人工呼吸器は生命維持装置であり、その装着に当たっては 患者に分かりやすい説明を行うとともに、細心の注意をもって取り扱うことが必要であることから、人工呼吸器の目的や基本構造、操作時の安全管理、使用 時の看護の留意点、装着に係る説明書等を内容とする「長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱い手順書」を平成21年3月に作成し、平成25年度にお いても各病院において同手順書を運用し、安全管理体制の向上を図った。
		7. 人工呼吸器不具合情報共有システムの運用 国立病院機構内病院で稼働している人工呼吸器の不具合情報を迅速に共有することで、患者の人工呼吸器管理に係るリスクを軽減させ、患者の療養上の安全をより一層確保することを目的に、「人工呼吸器不具合情報生有システム」の運用を平成21年3月から開始した。 平成21年度から25年度の5年間で125件の報告があり、国立病院機構内ネットワーク内の掲示版に掲示し、情報共有を図った。 主た、不具合が生じた場合には、患者への影響を考慮し必要に応じて製造業者に対し情報提供を行い、不具合原因の究明や、改善を求めることとしている。
		【システム概要】 ①報告内容:人工呼吸器の機械的な不具合の情報を報告 ②報告事項:メーカー名、機種名、購入年月日、不具合の内容、不具合が発生した場合の使用状況 ③情報共有:各病院より報告後、速やかに国立病院機構内ネットワーク内の掲示版に掲示
		8. 転倒・転落事故防止の取組について 国立病院機構における医療事故報告の約45%を占める転倒・転落事故防止対策を強力に推進していくことを目的に、転倒・転落事故防止のための業務標準化の検討を行い、「転倒・転落事故防止マニュアル」を平成20年3月に作成した。 平成22年度は、各病院より収集した転倒・転落事例のアセスメントシート41項目(16,033事例)について、集計・分析作業を行い、その結果得 それたアセスメントシートにおけるハイリスク項目の傾向、患者の特性を明確にし、平成22年6月に各病院へ情報提供を行い、平成25年度も引き続き発 生防止に向けた取組を進めた。
		【全転倒・転落事故件数に対する3 b以上の事故の割合】 平成2 0 年度 2.62% → 平成25年度 2.36%
		 9. 国立病院機構使用医薬品の標準化平成素品管理の効率化に資するため、本部に標準的医薬品検討委員会を設置し使用医薬品の標準化の取組を進めている。平成17年度より医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、本部に標準的医薬品検討委員会を設置し使用医薬品の標準化の取組を進めている。 平成17年度は、抗生物質、循環器用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成19年度は、精神神経用薬、消化器官用薬及び呼吸器官用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成19年度は、精構神経系用薬、感覚器官用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成21年度は、末精神経系用薬、感覚器官用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成21年度は、末精神経系用薬、感覚器官用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成21年度は、大精神経系用薬、感覚器は用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成21年度は、大精神経系用薬、感覚器は用薬について、標準的医薬品の適定を行った。 ○ 平成21年度は、大精神経系用薬、感覚器は用薬について、標準的医薬品の適定を行った。 ○ 平成21年度は、大体性神経系の調整を発展を発表の対象では、1884年間の可能を変配の情報を含むに記載し、各病院に配布した。後発品切替可能医薬品、後発品のない医薬品、名称・メーカーの変更、販売中止となった医薬品の情報等等がたに記載し、各病院に配布した。 安発品がある先発品、先発医薬品と薬価が同額・逆転した後発品等の項目を追加更新し、標準的医薬品リストの更なる活用を図った。 同一剤形・規格の後発品がある先発品、先発医薬品と薬価が同額・逆転した後発品等ので、同一剤形・規格の後発品がある先発品、先発医薬品と薬価が同額・逆転しためにからにからに平成25年度よりデータの集積を開始した。
		10. 拡大医療安全管理委員会の設置 平成19年3月には、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」の見直しを行い、発生した医療事故の過失の有無、原因等につい て十分な結論付けができない場合には、第三者的立場から過失の有無等について厳正に審議を行うため、国立病院機構内における自院以外の病院の専門医、 看護師等を加えた「拡大医療安全管理委員会」を開催できる体制を全6ブロック事務所に整え、必要に応じ開催することとしている。 平成21年度から25年度の5年間で53件の重要案件について開催し、適切な医療事故対応を行っている。

|--|

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	 2. 陸馬振舞フリティカル/ス (住庭電車人ス) 電影の形の形の形面 3. 海流に大きが高速として、「たけの温暖として、「大きが高速を行う」という。 4. 海流に関して、「大きが高速を入る。 5. 地域の大きが面 (日本の) (日本の)
田 福 群 中	8 EBMの推進
田 韓 中	

中期目標	画 指 串	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		2. E B M
		3. EBM推進のための大規模臨床研究事業(第1の2の(1)の①の1参院) 一般医療を多く担っている日本最大のグループである国立病院機構において、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成16年度からEBM推進のための大規模臨床研究を開始した。 い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成16年度からEBM推進のための大規模臨床研究を開始した。 平成25年度においては、平成16年度から平成21年度に選定した23課題については、追跡調査を終了した。 平成25年度の2課題、平成23年度の2課題及び平成24年度の1課題については順調に症例登録が進捗した。平成25年度は1課題の研究を選定した。 これらの研究を実施することを通じて各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表している。
		【各年度に採択された課題】 ※平成21年度 ※平成21年度 ○服手術周術期の抗凝固薬、抗血小板薬休薬による眼合併症、全身合併症に関する研究(MAC−OS) ○医療・介護を要する在宅患者の転倒に関する多施設共同前向き研究(「J−FALLS) ○国立病院機構におけるC1 o s t r i d i u m u d i f f i c i l e 関連下痢症の発生状況と発生予防に関する研究(CD−NHO) ※平成22年度 ○2型糖尿病を併せ持つ高血圧症患者におけるメトホルミンの心機能・心肥大に対する効果の検討(ABLE−MET研究) ○3型糖尿病を併せ持つ高血圧症患者におけるメトホルミンの心機能・心肥大に対する効果の検討(ABLE−MET研究)
		※中版 2 まで ※中版 2 末 映 煙者 の 計
		4. 電子ジャーナルの配信 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、平成18年7月から国立病院機構の全ての病院で国立病院機 構職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるよう、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約 を行った。平成18年度においては、HOSPnet端末のみでの利用に限られていたが、平成19年6月よりインターネットサーバーを経由して、HOS Pnet外から1の角度も口能とした。 また、平成51の角度も可能とした。 また、平成51の角度においては、契約の更新に当たり、閲覧可能な雑誌数を942から1,465と約1.5倍にした。さらに、平成23年2月からは毎 月電子メールにより職員への周知を行うことによりダウンロード数が約1.7倍に増加した。 なお、平成24年度の契約の更新に当たり、閲覧可能な雑誌数を1,465から3,671と約2.5倍にし、平成25年度末では3,970となっている。 不成25年度においてダウンロードされた医学論文数は33,062文献となった。
		5. その他のE BM推進のための取組 ○ 臨床検査データの精度保証 各年度において、日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等に機構の全病院が参加し、各病院における臨床検査の精度の維持向上に取り組んだ。 その結果、平成2.5年度における臨床検査精度の評価評点について、全国3,220病院における平均点は96.9点(平成20年度は10病院)存在すったのに対し、機構病院の平均点は98.9点(平成20年度は10病院)存在するなど高水準であった。

	中期目標	围提销中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	
			5. 長期療養患者のQOL向上のための具体的取組	
			(1) 各病院の具体的な取組 各年度において、長期療養患者に対し、QOL向上のため、生活に変化をもたらしたり、地域とふれあいをもてる機会を設けるとともに、単重 ちな長期療養生活の良いアクセントとなるよう、各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事の開催に取り組んだ。	こ、単調になりが
			(2) 医療ソーシャルワーカー (MSW) の配置 (再掲) 長期療養に伴い患者・家族に生じる心理的、経済的、社会的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退 ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくためMSWの配置を進めた。	こ、退院後の在宅
			平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成24年度	
			MSWの配置 (国立病院機構 113病院 123病院 126病院 132病院 135病院 137病院 137病院 1343病院中) 259名 266名 287名 308名 412名	
			(重症心身障害・ 筋ジストロフィー 病床を有している 64病院 106名 65病院 129名 65病院 141名 69病院 154名 74病院 178名 76病院 202名	
			(3)食事の提供に係るサービス向上への取組 入院生活における「食事」は、治療の一環であるとともに、患者にとっての楽しみの一つでもある。最近は、選択メニューなどにより、可能な限の意向を重視した形を取り入れている病院が多いが、長期療養患者については、食事の介助が大変なことからベッドサイド又は食堂において配膳トの食事を提供しているところである。こうした中、各年度において、年に数回、定期的に「食事バイキング」や「ワゴンサービス」を企画すること、足してもらえるよう、病院が一体となって取り組んだ。	可能な限り患者 、イ配膳トレーが ゴナるにとが、満
11			 【平成25年度の取組状況】 ○特別メニュー(クリスマス等行事食)の企画実施状況 平成24年度 3,414回 → 平成25年度 4,456回 ○食事ベイキング又はアゴンサービスの企画実施状況 平成24年度 748回 → 平成25年度 864回 	
			<u>3上させるための人工呼吸器の標準化(再場)</u> いては、平成19年4月より標準6機種を推奨してきたが、市場には後継機種や性能的にも優れた機種が登場し なく、各病院においてリスク管理等を考慮した上で適切な機種を選定するための基本7要件を新たに定め、平成	2場しているなど 平成24年7月
			に合物応に囲知した。 平成25年度においては、基本7要件を全で満たす人工呼吸器を装着している患者の割合は、89.4%となっている。 また、筋ジストロフィー児(者)・重症心身障害児(者)・ALS患者等の長期療養患者にとって人工呼吸器に生命維持装置であり、その装着に当また、筋ジストロフィー児(者)・もに、細心の注意をもって取り扱うことが必要であることから、人工呼吸器の目的や基本構造、操作時の安全管時の看護の留意点、装着に係る説明書等を内容とする「長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱い手順書」を平成21年3月に作成し、平成25円でも各病院において同手順書を運用し、安全管理体制の向上を図った。	2着に当たっては 3安全管理、使用 3成25年度にお
		④ 職種間の協働、チーム医療の推	(4) 職種間の協働、チーム医療の推進	
		単 チーム医療の推進に必要な複数 ぐ 声 田 職 発 囲 ら め 帰 こ 々 ら す よ ; す	1. チーム医療の推進	
		の毎年7歳権国であ聞るイタルが7 役割分担された各職権の業務を集 施することにより、質の高い医療 を効率的に提供する。	(1) チーム医療の推進のための取組各年度において、チーム医療の推進のための取組として、複数の医療専門職者がそれぞれの専門性を発揮し、それぞれの立場からの提言を互ドバックしながら、相互に連携・協力し患者に対して最善の治療・ケアを行った。	を互いにフィー
			【平成25年度時点における複数の専門職種による協働チームの設置状況】・NST (栄養サポートチーム) 133病院・呼吸ケアチーム47病院・緩和ケアチーム82病院・積着ケアチーム139病院・1 GA (院内處染対策チーム) 141病院・摂食・嚥下サポートチーム63病院・精神科リエゾンチーム8病院	
			(2) 病棟薬剤師の配置 医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が、病棟において医師や看護師の負担軽減及び薬物療法 の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務(病棟薬剤業務)を実施することが非常に有益である。 国立病院機構においては、平成25年度時点で38病院265病棟で病棟専任の薬剤師がチーム医療の一員として活躍している。	議及び薬物療法

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	4)個別病院に期待される機能の発揮等① (1) 医療計画を踏まる 地域医療へ一層の言献	広城町 国で国のへ心がにが、「自び 対域連携クリティカルパス(地域連携パス)、 特別から在宅医療まで一貫した地域連携によ 地域連携バスによる医療を実践している病院	地域連携ペス実施 平成20年度 平成22年度 平成234年度 平成234年度 平成25年度 平成254年度 病院数 5.3病院 7.6病院 7.6病院 82病院 87病院 91病院	地域連携バス実施 1,092件度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 456件 1,624件 1,624件 3,246件 3,246件 3,246件 ※上段:大腿骨頸部骨折 下段:脳卒中 2,745件 2,973件 3,246件	紹介率と逆紹介率の向上 平成25年度における各病院平均の紹介率は64.7%、平成20年度に比して10.8ポイント増となっている。また、各病院平均の逆紹介率は5 %、平成20年度に比して9.9ポイント増となった。	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	紹介率 53.9% 55.0% 59.2% 60.4% 61.6% 64.7%	5歳支援病院の増加 25年度中に、新たに5病院(北海道医療センター、宇都宮病院、西新潟中央病院、長良医វナ、合計57病院が地域医療支援病院としての役割を担うなど、地域医療への取組を一層強	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	地域医療支援病院数 33病院 40病院 45病院 45病院 45病院 45病院 52病院 52病院 52病院	り、都道府県が作成する新医療計画において4疾病5~参加し、医療計画の策定に貢献することなどによりに予算において、地域の医師確保、救急医療の確保な域における中核病院としての機能強化を図るなどの計算において、高度・専門医療機関や救命教急センターの医療提供権制の課題の解決を図るため、各都道所を行った。その結果、平成23年12月に都道所県かき行った。その結果、平成23年12月に都道所県か養計画策定の協議の場に、国立病院機構病院からも	【各都道府県の医療計画における5疾病・5事業に係る記載状況(平成26年3月末現在)】 ・5疾病:がん86病院、脳卒中91病院、急性心筋梗塞58病院、糖尿病72病院、精神42病院 ・5事業:救急医療112病院、災害医療58病院、へき地医療15病院、周産期医療62病院、小児医療83病院 ※ 平成25年度は、水戸医療センターが基幹災害拠点病院に、岩国医療センター、嬉野医療センターが地域災害拠点病院に指定	病院、米 共や 目指	 ・東埼玉病院の取組 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を目的として「在宅医療推進フォーラム」を平成25年3月に開催し、地域住民や地域医療従事者等93が参加した。 ・米子医療とンターの取組 地域の医療機関に「在宅医療対応状況」についてのアンケート調査を実施し実態を把握するとともに、「在宅緩和ケア実地研修」を平成24年度7回開催し、地域医療従事者等287名が参加した。
中期計画	(4) 個別病院に期待される機能の発 揮等		ンタンメンタンスを連絡的の当事の や紹介等、道紹介等の向上など地 域の医療機関との連携・強化を図 るとともに、都道府県が策定する	医療計画を踏まえ、4疾病・5事業を中心に地域医療の由上に積極的に取り組む。また、紹介率と逆紹介率に近れるが存むが紹介率に近紹介率に近紹介率については、中期目標の期間中に平成20年度に比し各々5	%以上引き上げることに多める。 特に、災害時の医療支援やへき 2. 地医療への特続的な支援、医師不 足問題に直面する地域医療への支 経れソョウ連続機構の今国的かな	及なし国土がProw it シーコン・シーントワークを活かして確実に対応する。		標の期間中に平成20年度に上し、 教急車による受入数及び教急受診 3 後に入院した患者数について各々 5%以上の増加を目指す。また、	周産期医療についても 事児(者) 病棟等においてNIC				ů,	
中期日標	(4) 個別病院に期待される機能の発揮等 押等 対対ス 医療 一層音声 土		、1-2 telの D K X 、	との連携権化等を図ること。また、 枚急医療・小児教急医療について は体制動化を図り、周確期医療に おいてはNICU(新生児集中治療室(conatal Intensive (Care Unit))	の後方交接機能の強化を図ること。 また、災害や新型インフルエンザ など公衆衛生上重大な危害が発生 し又は発生しようとしている場合 には、迅速から進力がお広からに、	によ、 によ。 更に、 医師不足地域への協力に 力に努めるにと。	がよいな 名病院が担う政策医療について 引き続き適切に実施し、結核、エ イズ 書店が身暗事 群ジストロ	フィーをはじめとする神経・筋疾 患等に対する医療、医療観察法に 基づく医療など他の設置主体では 必ずしも実施されないおそれのあ	る医療について、セーンアイーネーントとしての機能を果たすにと。	また、国の医療分野における重要政策の受け皿となるモデル事業	を積極的に実施すること。			

	中期目標	田 揖 揖 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			 6. がん対策医療への取組 平成18年に成立した「がん対策基本法」及び同年に出された「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」等による国のがん医療の均てん化推進方策に 平成18年に成立した「がん医療を担う診療従事者の配置や患者への情報提供体制等を整備した結果、平成25年度は3病院が都道府県がん診療連携拠点病院として、 35病院が地域がん診療連携拠点病院として指定されており、地域における質の高いがん医療の拠点整備に貢献した。
			都道府県がん診療連 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成22年度 平成22年度 平成25年度 構拠点病院 地域がん診療連携拠 3病院 31病院 3病院 31病院 3病院 31病院 3病院 31病院 35病院 35病院 35病院
			7. 助産所の嘱託医療機関としての協力 平成18年の医療法改正により、分娩を取り扱う助産所の開設者は分娩時等の異常に対応するため、嘱託医師については産料又は産婦人科を担当する医師を嘱託医とすること、及び嘱託医師による対応が困難な場合のため、診療科名の中に産料又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所を確保することとされた。 ができる病院又は診療所を確保することとされた。 ができる病院又は診療所を確保することとされた。 平成26年3月末現在、嘱託医療機関(嘱託医師を含む)として12病院が協力している。
			8. 東日本大震災への対応について 国立病院機構では発災直後より、DMATによる災害急性期の医療活動を展開するとともに、切れ目のない医療支援活動のため医療班を継続的に派遣し、 被災地における診療を行う等、延べ約1万人日の職員を被災地、被災地域外の避難所等に派遣した。
<u> </u>			機構災害医療センターにて、被災直後より全国から参集した約340のDMATチーム(約1,500人)の活動 政搬送等を実施した。 170ラウス 8 チームを自衛隊機等8 機の調整により、空路で短期間に被災地に参集させるとともに、災害調査へリ 170ラカス 8 チームを自衛隊機等8 機の調整により、空路で短期間に被災地に参集させるとともに、災害調査へリ た。また、自衛隊機等5 機により19名の重症患者を被災地外に広域搬送するとともに、さらに石巻市立病院の1 力発電所の30km圏内の入院患者300名以上の圏外搬送等を指揮した。 (約160人)のDMATが出動し、韓目自衛隊駐屯地、いわで花巻空港等に設置されたSCU(Staging Care U 航空機送や仙台医療センター、福島県立医大などの中域病院でのトリアージ活動を実施した。 が発達が高速が出来が今軍師へ開発が高たが70MAT等建地点とたったが、第目自衛隊駐屯地、石巻総合
,			ンターの医師が結構がTLTとして、全国から参集したDMATや目衛隊の医覚の所ではないで大き医師が宮城県災害医療コーディネーターとして、宮城県災害対策本部にて適切がの収容先医療機関の確保等の調整を行った。
			 ** DMATとは、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT (ディーマット)と呼ばれている。 医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
			(2) 医療班活動 被災県及び厚生労働省の要請等に基づき、被災4日目の平成23年3月14日より平成23年5月9日までに避難所の救護活動等を行う医療チームを全国各地より継続的に派遣した。延べ399人の医師、看護師、薬剤師等が77班の国立病院機構医療班として派遣され、被災地の54か所の避難所で延べ11,242人に対して巡回診療等を実施した。
			○宮城県・福島県における医療班の活動 被災4日目の平成23年3月14日より平成23年5月9日まで、北海道東北ブロック、関東信越ブロック、近畿ブロック、中国四国ブロック及び九 州ブロックの34病院より37班(193人)の医療班を、NHO現地対策本部(宮城県)に派遣し津波被害を受けた海岸沿いの宮城県仙台市、東松島 市、 冝種町、山石町及び福島県新地町の35か所の避難所で延べ4,396人の診療を実施した。
			右十年における区域発売の存 被災4日目の平成23年 他の16結院よりの用(2 値べ6、846人の影構や さらに、被災県から国立 院機構病院より21班(H
			- ムの派遣 お気が所在する都道府県からの要請により、平成23年3月19日から平成24年3月31日まて5班、福島県1班)の心のケアチームを継続的に派遣し、不眠や不安のある被災者に対してメンタル2対しての対処法の講義等を実施した。

	中期目標	画 提 解 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			(4) 看護師の派遣 国立病院機構の被災病院のうち、特に看護体制の維持が困難であった4病院(仙台医療センター、宮城病院、水戸医療センター、宇都宮病院)に対して、 看護業務支援のため北海道東北プロック、関東信越プロック、東海北陸プロック、近畿プロック、中国四国プロック及び九州ブロックの58病院より延べ 160名の看護師派遣を行った。派遣された看護師は、被災病院内の病棟業務支援のほか避難所での巡回診療を実施した。 また、福島県知事から厚生労働大臣に看護師派遣の緊急要請書が提出されたことを受けて、国立病院機構の北海道東北ブロック、関東信越ブロック及び 九州ブロックの10病院20名の看護師を平成23年4月に福島県立医科大学に派遣し、同大学が編成する医療班に加わり、県内全域の避難所を巡回し診療を実施した。
			(5) 被災地域からの入院患者等の受入礼 被災により機能が損なわれた機構以外の病院の入院患者を延べ31病院から125名を、近隣である関東信越ブロックの国立病院機構の14病院(水戸 医療センター、霞ヶ浦医療センター、栃木病院、宇都宮病院、高崎総合医療センター、沼田病院、西群馬病院、西埼玉中央病院、千葉医療センター、下志 津病院、東京医療センター、災害医療センター、西新潟中央病院、さいがた病院)で受け入れた。また、被災地域の病院では、目院が被災したにもかかわ らず、被災患者の受入れを行い、31病院にて平成23年5月12日11、835名の秘ر著の診療を実施し、医療確保に重要な役割を果たした。 ちず、被災患者の受入れを行い、31病院にて平成23年5月12日1年でに11、835名の秘ر著の診療を実施し、医療確保に重要な役割を果たした。 たお、建設により被災し病院機能の維持が困難であったいみき病院から、一般患者38名及び重症心身障害患者76名を関東信越ブロックを中心とした 8病院(米沢病院、水戸医療センター、霞ヶ浦医療センター、表域東病院、西群馬病院、東埼玉病院、千葉東病院、下志津病院)が受け入れた。いわき病 院が入院診療を再開した平成23年5月30日より、順次患者の機送を開始し、全患者の帰院が完了した。 新潟病院においては、人工呼吸器を装着したALS患者4名を宮城病院から受け入れた。
			(6) 人工呼吸器を利用する在宅医療患者の受入れ、相談窓口等の設置 計画停電の予定地域にある19病院において、人工呼吸器を使用する在宅患者の療養を担当している在宅療養支援診療所等の主治医等からの緊急相談を 受ける窓口を平成23年3月15日より設置、活動し、緊急一時入院の受入れを実施した。
			(7) 本部、ブロック事務所の対応 本部においては、発生直後にNHO災害対策本部を設置し、情報収集とともに、被災地への医療支援等の体制について各ブロック事務所等と調整を行い、 国立病院機構防災業務計画及び状況に応じた国立病院機構の判断、被災地及び厚生労働省の要請に基づき、急性期以降の対応としてNHO医療班の派遣を 当る。
—18 -			プロック事務所が主体となり、被災地への移動手段の確保や派遣病院の調整、使用する医薬品の確保等 膨続的な現地支援を行う事が可能となった。 こても、各プロック事務所が病院と連携し、10tトラックなどを手配し、災害拠点病院などが備蓄して 表病院に対して物質支援を行った。 & の調整や自治体からの看護師派普等の要譜の調整についても、プロック事務所が主体とたって実施し
			でするべら関本、日に日がつう日候中にもする時の制金についていて、といって、日に日に、日に日に、日に日に、日に日に、日に日に日に日に日に日に日に日に日に
) 取組
			①福島第一原発事故に伴う警戒区域内への住民の一時立入りにおける医療班の派遣 福島第一原発事故に伴う警戒区域内への住民の一時立入りにおける、中継基地での医療ニーズに対応するため、広野町中央体育館等5箇所の中継基地 に、平成23年5月31日から平成24年3月24日までの期間に28病院から47班161人の医師・看護師等を派遣した。
			②福島県相双地域の医療従事者確保への協力 東日本大震災及び福島第一原発事故により、大きな被害を受けた福島県相双地域の医療提供体制の確保に協力するため、厚生労働省からの要請を受け、 機構の精神科医師2名を福島県南相馬市の民間精神科病院に派遣した。
			東尾張病院より 平成24年2月29日~3月7日 琉球病院より 平成24年3月7日~3月14日
			9. 東日本大震災を踏まえた国立病院機構の災害対策対応について
			(1) 国立病院機構防災業務計画の改正 東日本大震災での経験を踏まえ、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため、国立病院機構防災業務計画を平成24年8月に改正し、各ブロック事務所・病院に通知した。災害医療の拠点となる国立病院機構災害ブロック拠点病院について従来の9病院から各ブロック2病院の12病院体制とした。また、被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院を新たに22病院に拡大した。従来の医療班に加え、災害急性期に情報収集をよって、被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院を新たに22病院に拡大した。従来の医療班に加え、災害急性期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を創設した。初動医療班は災害ブロック拠点病院に各2班、災害拠点病院に各1班設置し、全体で46班を確保している。
			(2) 初動医療班研修の開始 従来からの主に被災地での患者受入を想定した災害医療従事者研修に加えて、発災直後に派遣する初動医療班には診療活動に加えて情報収集活動、被災地域の関係機関等との調整等を行う能力も求められることから「初動医療班研修」の実施についても検討を行い、平成25年3月及び平成26年3月に研修を開催した。

|--|

中	標	画 岩 辩 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			(2) DMAT隊員、統括DMAT隊員の養成・研修 各年度において、厚生労働省から委託を受けた「日本DMAT隊員養成研修」を災害医療センターで行い、平成21年度から平成25年度まで都道府県 から推薦された延404病院から2,568名が参加した。 また、大規模災害発生時に被災地域内の災害現場、患者が集中した災害拠点病院や広域医療搬送拠点等において、参集した災害派遣医療チーム(DMA また、大規模災害発生時に被災地域内の災害現場、患者が集中した災害拠点病院や広域医療機送拠点等において、参集した災害派遣医療チーム(DMA T)を有機的に組織し、指揮・命令を行うとともに、消防、自衛隊、自治体災害対策本部等関係機関との調整などを適切かつ速やかに行うDMAT統括者 を養成することを目的として、厚生労働省委託事業である「統括DMAT研修」を各年度において災害医療センターで行い、平成21年度から平成25年 度までに各都道所県より559名が参加した。 なお、国立病院機構においては、平成25年度時点で36病院714名のDMAT隊員を有しており、災害発生時には迅速な対応を可能としている。 東に既にDMAT隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップのため、「日本DMAT隊員技能維持研修」 東に既にDMAT隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップのため、「日本DMAT隊員技能維持研修」 を災害医療センターDMAT事務局が中心となって平成21年度から平成25年度までに全国各地で計58回開催し、6,352名が参加した。
			(3) その他 各年度において、内閣府が主催する政府の総合防災訓練(広域医療搬送実働訓練)へ災害医療センターより職員を派遣した他、自治体、消防、警察等が 主権する災害関連訓練へ職員を派遣する等の協力を実施した。 また、一般市民やボランティアを対象とした災害関連の展示、救急処置法等のイベントの実施、地域の医師会会員等への救急蘇生・AED講習会等を実 施した。 さらに、他の国立病院機構病院においても、東日本大震災の経験を踏まえて、災害拠点病院に指定されている病院を中心に大規模災害を想定した多数傷 病者受入訓練や、入院患者の避難誘導訓練等を実施した。
			14. 災害派遣精神医療チーム(DPAT)研修会への参加 東日本大農災におけるこころのケア活動の経験を踏まえ、平成25年4月に厚生労働省が「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」を策定し、各 都道府県が体制整備を行う中で、今後、DPATの中でも発災後72時間以内に活動を開始し、被災地医療機関の支援やニーズアセスメントを行う「先遣隊」 としての役割を担うことも期待されている人里浜医療センター、肥前精神医療センター、琉球病院の3病院から、医師・看護師・精神保健福祉士が「災害派遣精神医療チーム(DPAT)研修」に参加し、各都道府県の担当とともに、大規模演習を通じて大規模災害時における心のケア向上にかかる意識と知識の 向上に努めた。
—20 —			15. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の策定 平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法により、国立病院機構が指定公共機関として指定されたことから、新型インフルエンザ 等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するため、業務計画作成の検討会を開催し、その議論を踏まえ、平成26年1 月に「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を作成した。 月に「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」を作成した。 作成した業務計画については、厚生労働大臣を経由して内閣総理大臣に報告するとともに、各病院、関係都道府県及び市町村長あて通知するとともに、国立病院機構のホームページに掲載を行った。 立病院機構のホームページに掲載を行った。 また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供体制を確保するため、国立病院機構の全ての病院において診療継続計画を作成した。
			16. 故急・小児故急患者の受入数 各年度において、救急、小児救急患者の積極的な受入れを実施している。平成25年度の救急患者の受入数は、531,283件(うち小児救急患者数1 17,155件)であり、20年度に比し33,706件の減(うち小児救急患者数は22,639件の減)となっているが、救急受診後の入院患者数は、 161,408件(20年度149,008件)、救急車による受入数は159,123件(20年度133,900件)であり、20年度に比しそれぞれ増となっている。 被急者受入数が減少した理由としては、これまで二次救急医療機関で受け入れていた比較的軽症の患者を本来の受入先である一次医療機関で受け入れる など、地域の救急医療体制の整備や患者の適正な受診の啓発効果が挙げられる。 なお、救急患者受入数が減少している中、救急車による受入数が増加し、より重篤な患者の受入れを行っているところであり、国立病院機構に期待されている役割を着実に果たしているところである。引き続き、自治体や他の医療機関との緊密な連携のもと、地域の救急医療体制の中での国立病院機構としての役割を着実に果たしていることとしている。
			[教急患者受入数] 平成21年度 593, 235件 (うち小児救急患者数161, 443件) 平成22年度 563, 739件 (うち小児救急患者数138, 410件) 平成23年度 560, 476件 (うち小児救急患者数127, 832件) 平成24年度 545, 997件 (うち小児救急患者数129, 950件) 平成24年度 545, 987件 (うち小児救急患者数117, 155件)
			[教急受診後の入院患者数] 平成21年度 153,433件(うち小児教急患者数 24,260件) 平成22年度 159,385件(うち小児教急患者数 22,846件) 平成23年度 163,843件(うち小児教急患者数 21,986件) 平成23年度 163,843件(うち小児教急患者数 21,986件) 平成24年度 161,419件(うち小児教急患者数 20,082件) 平成25年度 161,408件(うち小児教急患者数 18,957件)

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	【教急車による受入数】 平成21年度 134,189件 (うち小児教急患者数 10,822件) 平成22年度 146,087件 (うち小児教急患者数 10,989件) 平成23年度 150,764件 (うち小児教急患者数 11,047件) 平成24年度 154,563件 (うち小児教急患者数 11,047件) 平成24年度 154,563件 (うち小児教急患者数 10,945件) 平成25年度 159,123件 (うち小児教急患者数 11,516件)	【教急車による受入数のうち受診後の入院患者数】 平成21年度 76,302件 平成22年度 82,394件 平成23年度 84,501件 平成24年度 85,893件 平成25年度 87,789件	17. 地域のニーズに応じた救急医療体制の強化	(1) 地域医療体制の強化 地域のニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、平成25年度未現在では18病院において救命救急センターを設置しているとともに、 とれまで二次救急医療機関で受け入れていた救急患者を一次救急医療機関で受け入れるなど地域の救急医療体制が整備されるなか、より重篤な患者の受入 れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に大きな貢献をしている。 また、小児救急医療拠点病院等として24時間の小児救急医療等を実施している病院は15病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は39病院と なっている。 さらに、消防法の改正に伴い、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準が定められ、消防機関ごとの医療機関を分類する基準を定めるリストを作成 することとされた。平成26年3月末までに92病院が記載され地域の救急医療体制に重要な役割を果たしている。	(2) 地域の教急医療体制への協力 各年度において、自治体等が主導して地域全体で教急医療・小児教急医療体制を構築している地域において、国立病院機構の病院から市町村や地域医師 会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。	(3) 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化 各年度において、地域でNICUを有する病院との連携を実施しており、平成25年度は、重症心身障害児(者)病棟を有する73病院のうち16病院 においてNICUの後方支援病床として延べ36,672人日の患者の受入れを行った。	ー~リ、防災~リに 廃センターでは、従 行い、離島や救急車	7.7~~~7.7~4.3の旅店・58億回数・平5.00世界 1.00世界 1.00		
中期計画										
中期目標										

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	② 政策医療の適切な実施 ・ 重症心身障害児(者) の在宅療養支援(再掲)	(1)通園事業の推進各年度において、重症心身障害児(者)等の在宅療業を支援するための通園事業等を推進しており、平成25年度は障害者総合支援法における生活介(18歳以上対象)を32病院で実施しているほか、児童福祉法における放課後等デイサービス(就学児対象)を25病院、児童発達支援(18歳未満象)を28病院で実施した。	(2) 在宅療養支援の取組 各年度において、重症難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するために都道府県が実施している重症難病患者入院施設確保事業 に積極的に参画しており、平成25年度は28病院が拠点病院、61病院が協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。	2. 重症心身障害児(者)病棟等におけるNICUの後方支援病床としての機能強化(再場) ・各年度において、地域でNICUを有する病院との連携を実施しており、平成25年度は、重症心身障害児(者)病棟を有する73病院のうち16病院 おいてNICUの後方支援病床として延べ36,672人日の患者の受入れを行った。	3. 障害者総合支援法施行に伴う療養介助職の増員による介護サービス提供体制の強化(再掲) 平成18年10月より筋ジストロフィー病棟、平成24年4月から重症心身障害病棟を有する病院が療養介護事業所となった。 平成24年度は、療養介護サービスを提供するに当たり、重症心身障害病棟における療養介護サービスの提供の在り方に関する検討会を開催し、質の高い サービスの内容や施設基準等を満たすための増員に伴う各職種の役割等について議論し、報告書を平成24年7月に取りまとめた。また、各病院では全重症 心身障害者の個別支援計画を医師を始め多職種により作成すると共に、関係自治体と連携し障害程度区分認定を終了するなど、円滑に療養介護サービスへ移 たまま。した。また、	119でしてが、でん。 で成25年度は国立病院機構の療養介護を提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、身体介助 等の業務に加え介護福祉士としての専門的知識・技術を総合的に活用して介護計画の作成等介護過程を展開し、患者個々の状態に応じた適切な介護を提供す 各「療養介助専門員」を平成26年4月から新設することを決定し、その業務内容等を平成25年12月に取りまとめた。 更に、患者の多様な要望に応じてケアの充実を図るため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主とした療養介助職を重症心身障害 ・筋ジストロフィー病棟のみならず、神経難病病棟を含め1,154名に増員し、長期療養患者のQOLの基本である日常生活のケアに関する介助サービスの提供体制を強化した。	療養介助職 平成20年度 平成22年度 平成22年度 平成22年度 平成25年度 療養小助職 49病院 53病院 56病院 68病院 68病院 配置数 729名 767名 812名 1,076名 1,154名	また、療養介助サービスを提供する上では多職種間の連携が重要な課題となることから、重症心身障害又は筋ジストロフィー病棟を有する病院の病棟勤務 者の看護師、療養介助員、児童指導員、保育士を対象とし、サービスの役割と責任を果たせるよう、職務遂行上必要な知識及び技術の向上を図ることを目的 として、「療養介護サービス研修」を平成24年度から開始し、平成25年度は80病院から80名が参加した。	【平成25年度研修内容】 ・講義:「筋ジストロフィー・重症心身障害患者の疾患・病態の特徴とQOLの向上」等 ・グループワーク:「より良い療養介護サービスのための多職種間連携について」	4. 神経難病医療に関して人事院総裁賞受賞 筋ジストロフィー等の難病医療、神経難病の在宅医療とケア・システムの構築、医療安全のシステム化、さらに地域ネットワークの立ち上げや看護・介護 者の教育・研修に長年にわたり尽力したことが評価され、南九州病院院長(当時)福永秀敏氏が平成24年12月10日に入事院総裁賞個人部門を受賞した。	5. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応	(1) 医療観察法病床の主導的運営 平成25年度末時点の全国の指定入院医療機関は32か所(791床)であるが、うち国立病院機構の病院が14か所(421床)となっている。また、 平成25年度末時点の全国の各職種を対象とした医療観察法関連職種研修会を、国立病院機構病院が幹事施設として毎年実施しているほか、新たに医療観察 法病棟を立ち上げる病院を対象とした研修や指導についても、国立病院機構が中心的な役割を果たしている。更に長期入院の是正を図るための医療観察法 医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価(ピアレビュー)を実施するため、平成24年度より新たに開始された厚生労働省の「心 神喪失者等医療観察法医療水準向上等事業」に各病院が参加し、精神医療の向上に寄与した。	【平成25年度末時点の医療観察法病棟設置病院・・・14病院】 花巻病院、東尾張病院、肥前精神医療センター、北陸病院、人里浜医療センター、さいがた医療センター、小諸高原病院、下総精神医療センター、 球病院、菊地病院、榊原病院、賀茂精神医療センター、やまと精神医療センター、鳥取医療センター	
画品	② 政策医療の適切な実施 地域医療への一層の貢献ととも に、これまで担ってきた結核やエ 1	ムメをはじめとする感染症、重症 心・夕解毒、 筋シストロメーをは じめとする神経・ 病疾患、精神科 医療など他の設置主体では必ずし ち実施されないおそれのある医療	について、政承依様ネットワークを活用し、引き続き適切に実施することによりセーンティーネットとしての機能を果たす。 特に、以上の機能を果たす。 特に、以上、は、当時、第二、以上、自動、サービーをは、	(Mりに医 ボつよ癖	1里近い夕 中音、 加ストドレイイをはじめとする神経・ 筋疾患】 - 直症心身障害病様におけるN I C U の後方病床としての機能 強化 - 障害児の疾疗環境の向上及び 障害者自立支援法に基づく療養	「精神科医療」 「精神科医療」 ・ 中華大等の状態で重大な他 害行為を行った者の医療及び観	祭等に関する法律 平成15年 法律第110号) に基づく医療 の実施 ・ 身体合併症、発達障害、薬物	- / / / J / J / A / A / A / A / A / A / A	5様など』 言核との重複疾患への対応 薬剤耐性結核への対応 所型インフルエンザ対策の実	M が が え			
中期面瀬														

中期田標	田 福 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告・国力病院機構における指定医療機関数及び病状数
		上がBC版時により、3日に投資機関級X 平成21年3月 12病院(16海 平成22年3月 12病院(21病 平成23年3月 14病院(26病 平成24年3月 14病院(26病 平成25年3月 14病院(28病 平成26年3月 14病院(28病 平成26年3月 14病院(28病 平成26年3月 14病院(28病
		・国立病院機構における医療観察法病棟入院患者数 平成20年度 346.3人 → 平成25年度 408.3人(1日当たり)
		(2) 薬物・アルコール依存、精神科急性期医療への対応 精神科医療を中心に担う病院では、各年度において長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図るとともに薬物・アルコー ル依存をはじめとする治療困難な患者の受入れを行った。 人里浜医療センターにおいては、平成21年度以降厚生労働省からの委託を受け「アルコール依存症臨床医等研修」を実施しており、平成25年度にお いては6月と10月の2回実施、290名が参加し、我が国のアルコール関連問題対策に貢献している。
		【平成25年度研修参加者】 医師103名、保健師・看護師95名、精神保健福祉士・作業療法士92名
		肥前精神医療センターにおいても琉球病院と協力し「アルコール・薬物問題関連研修」を平成25年12月に実施しており、97名が参加し、実践的・ 実用的な治療方法の普及啓発を図っている。
		が者】 12 0 名、保健師・看護師51名、精神保健福祉士・作業療法士・臨床心理士等26名
		また、精神科教急についても積極的に受け入れており、平成25年度は26病院で6,871人の救急患者を受け入れた。
)3—		(3) 認知症疾患への対応 平成25年度時点で認知症疾患医療センターに8病院(久里浜医療センター、北陸病院、静岡でんかん・神経医療センター、舞鶴医療センター、兵庫中 平成25年度時点で認知症疾患医療センター、大牟田病院、肥前精神医療センター)が指定され、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、 長病院、南和歌山医療センター、大牟田病院、肥前精神医療センター)が指定され、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患の関する鑑別診断、 周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療、水準の向上に負胎している。 根水準の向上に負胎している。 肥前精神医療センターでは「認知症ケア研修」を平成25年10月に開催しており、117名が参加し、地域医療従事者の認知症診療水準の向上を図っ ている。
		【研修参加者】 医師1名、保健師・看護師84名、作業療法士・臨床心理士等32名
		6. 質の高い結核医療の実施
		(1) 我が国の結核医療における国立病院機構の役割 結核医療は、国立病院機構で担う政策医療の重要な一分野であり、平成25年度は結核病床を有する51病院2,491床において延351,751人 の結核入院患者を受け入れ、治療を提供した。 また、国立病院機構の病院は、ほとんどの都道府県で結核の入院医療機関として指定されており、各年度において結核医療の中心的役割を担うとともに、 多剤耐性結核など難易度の高い結核に対応している。
		(2)結核病床の効率的な運営 結核病床については、結核の入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の体棟又は廃止、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を進めている。 平成25年度においては、一般病床とのユニット化を5病院で実施し124床を削減した。
		平成20年度 平成25年度 延入院患者数(結核) 564,667人 → 351,751人 病床利用率 (結核) 58.7% → 351,4%
		(3) 結核患者に対するDOTS(直接服薬確認療法)の推進 結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要がある。厚生労働省ではDOTS(直接服 薬確認療法)を推進しており、国立病院機構では結核病尿を有する51病院で平成25年度中に3.779回のDOTSカンファレンスを実施し、主病名 が肺結核かつ3日以上180日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者のDOTS実施率は98.0%であった。

中期日標	中期計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		2. 医療の標準化に向けた取組 平改る「医療の質の評価・公表等推進事業」において、当機構の事業計画が採択された。 平立22年度に厚生労働省の新規事業である「医療の質の評価・公表等推進事業」において、当機構の事業計画が採択された。 本事が開催の記むとともに、単元の電子子の知識を踏襲しながら、急性期病院における入院患者を対象とし、患者や市民が望む情報の視点を考慮するとともに、今までの取組を始級からかせにより、急性期病院における入院患者を対象とし、患者や市民が望む情報の視点を考慮するとともに、サモンも標準の組み合わせにより、医療の過程と成果をあわせて評価し、病院間において負債ではらつきの少ない、医療のの場所、からにつながるようにした。更に、指標の算出に当たっては、カルテ調査等の消除への負担が掛からないよう、患者の基礎情報や診療行為等の情報が含まった。これといては、海によりを指揮し、アータには、大きと目によっては、カルテ調査等の病院への負担が掛からないよう、患者の基礎情報や診療行為等の情報が含まった。12月までの6か月のデータを使用し第出によっては、カルテ調査等の病院によりが療情報では、DPCデータを使用し第出した。 2000年の12月までの6か月のデータを使用し第出した。 2000年の12月までの6か月のデータを使用し第出した。 2000年の12月までの6か月のデータを使用しまました。 2000年の12月に12日までの6か月のデータを使用しまました。 2000年の12月に12日に12日に12日に12日に12日に12日に12日に12日に12日に12日
		3. 診療看護師(JNP)**・育成と「診療の補助における特定行為**・に係る医師の指示に基づくプロトコール試行事業」への参加 国立病院機構では、豊富な診療現場を活用し、高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師育成への取組として、東京医療保健大学と連携し、全国に先駆けて、クリティカル領域における「診療看護師(JNP)」の育成に取り組んでいる。 平成24年度には、厚生労働省の看護師特定行為・業務試行事業に10病院が指定を受け、14名の診療看護師(JNP)が各病院で活動した。 平成25年度には、厚生労働省の参議の補助における特定行為に係る医師の指示に基づくプロトコール試行事業に3病院が指定を受け、「特定行為に係る 看護師の研修制度(案)」のプロトコール記載事項について検討するためのプロトコール例の収集に協力した。 また、機構本部においては、診療看護師と指導医を対象に診療看護師会護等を開催し、円滑に事業が進められるよう取組を支援した。
-25—		※1 診療看護師(JNP)とは、養成調査試行事業に参加している東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学研究人修士課程)を修めて卒業し、医師の指示を受けて、従来一般的には看護師が実施できないと理解されてきた医行為を幅広く実施し、国立病院機構の病院に勤務する者を指す。※2 「特定行為」とは、医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力を持って行わなければ、衛生上允害を生するおそれのある行為であって、現在は診療の補助に含まれるかどうか不明確な業務・行為をいう。(出典:厚土労働省医政局看護課資料より)
		4. 在宅医療連携拠点事業への参加(再掲) 厚生労働省が実施するモデル事業「在宅医療連携拠点事業」に2病院(東埼玉病院、米子医療センター)が参加し、他職種協働による在宅医療の支援体制 を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指した取組を行った。平成25年3月には厚生労働省で開催された「成 果報告会」において1年間の事業成果について報告を行った。
		 ・東埼玉掃院の取組 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を目的として「在宅医療推進フォーラム」を平成25年3月に開催し、地域住民や地域医療従事者等931人 が参加した。
		・米子医療センターの取組 地域の医療機関に「在宅医療対応状況」についてのアンケート調査を実施し実態を把握するとともに、「在宅緩和ケア実地研修」を平成24年度中に 7回開催し、地域医療従事者等257名が参加した。
		5. 後発医薬品の利用促進 取成19年に厚生労働省が策定した「後発医薬品の安全使用促進アクションプログラム」において、平成24年度までに後発医薬品数量シェア30%以上という目標に沿って、国立病院機構としても、薬効区分別の状況や各プロック別・病院別の導入状況などの分析、採用率の高い病院の取組事例や比較的採用 場所を同うに後至緊患品をリスト化し、各病院へ情報提供を行う等の取組を行った結果、後発医薬品数量シェアは平成24年度で30.5%となり中期計画を達成した。平成25年度においても数量シェアで33.5%と高い水準を維持している。 速成した。平成25年度においても数量シェアで33.5%と高い水準を維持している。 平成25年4月に厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において新算出法(分母を「後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量としたもの)で平成30年3月末までに数量シェアで60%の目標が示され、国立病院機構としてもさらなる後発医薬品の使用促進を図るため、平成25年9月に各病院に通知を発出し利用促進の取組を促した。
		[後発医薬品採用率 (旧算定式)] 数量ベース 平成20年度 16.4% → 平成25年度 33.5% 金額ベース 平成24年度 8.3% → 平成25年度 10.0%
		【後発医薬品採用率 (新算定式)】 数量ベース 平成25年度 58.0%

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	路床研究事業	(1) ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進 ① 一般臨床に役立つ独自の臨床研究の推進	・「E BM推進のための大規模臨床研究(E BM推進研究)」事業 日本最大の病院グループである国立病院機構のスケールメリット、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な 医療を広く提供するための医学的根拠を確立すべく、各年度において、本部が主導して「E BM推進のための大規模臨床研究」事業を推進し、各課題で順調 に症例が集積されるとともに学会発表や論文投稿などの成果発表を行った。 「亚忠っ5年昨山の名盟暦の准珠・は甲数寿堂やゆ「※准排があっさ研字盟暦)】	研究5 課題 しく存留等決議)。 ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島者登録数(累] ・島本登録数(累] ・島本登録数(累] の配式によった。	(2) 平成1.7 年度 E B M 推進研究 4 課題 O 進捗状况 O A C 研究 O A C 研究 O A C 开究 O A P D A C 开究 O A P D	(3) 平成18年度 B M 推進研究 6 課題の進捗状況 ○糖尿病性腎症発症阻止のための家庭血圧管理指針の確立(HBP-DN研究) ・参加病院数:48 病院 ・患者登録数(累計):310例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済) ・学会発表:第67回国立病院総合医学会 ・離支程載:英文医学雑誌的pertension Res (平成25年4月) ・離立程載:英文医学雑誌的pertension Res (平成25年4月) ・輸立規載:英文医学雑誌 Wound Repair Res (H25年9月) ・輸立規載:英文医学雑誌 Wound Repair Res (H25年9月) ・輸立規載:英文医学雑誌 Wound Repair Res (H25年9月) ・輸立掲載:英文医学雑誌 Wound Repair Res (H25年9月) ・参加病院数:66病院 ・患者登録数(累計):2,798例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済) ・参加病院数:42病院 ・患者登録数(累計):2,798例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済)	 (4) 平成19年度 B M 推進研究3 課題の進捗状況 ○無症候性微小脳出血microbleedsに関する大規模前向き調査一発生率や発生因子の把握および症候性脳出血に対するリスク評価ー(MARS研究) ・参加病院数:43病院 ・患者登録数(累計):1,218例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済) ・参加病院数:43病院総合医学会 ・学会発表:第67回国立病院総合医学会
围墙踩中	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、政策医療ネットワークを活用して質の高い 治験なと大規模な臨床研究を進め、 出級など大規模な臨床研究を進め、 地を築くデータを集積するとともに、 その情報を発信することにより、我 が国の医療の質の由上に貢献する。	ネットワークを活用したEBM Oためのエビデンスづくりの推進 一般臨床に役立つ臨床研究の推	施 政策医療ネットワークを活用し 臨床試験を含む共同研究を推進し、 研究成果を情報発信するなど一般 臨床に役立つエビデンスづくりを 実施する。				
中 類 田 糠	2 臨床研究事業 政策医療ネットワークを活用して、 E B M 権・の基礎となる医療の科学的 技拠を構築し、我が国の医療の向上に 資するため情報発信すること。 また、高度・先進医療技術の臨床 導入を推進すること。 たらに、他験を含め臨床研究を的 確から汎減に実施するためのは、						

中類面種	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(5) 平成2 0 年度E BM推進研究2 課題の進捗状況 ○糖尿病腎症進展阻止のための抗血小板薬の効果の検討(ATP—DN研究) ・参加病院数: 1 6 病院・患者登録数(累計): 1 4 5 例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済) ・学会発表: 第 6 7 回国立病院総合医学会 ○既治療進行非小細胞肺癌に対するエルロチニブとドセタキセルの無作為比較第Ⅲ相試験(DELTA研究) ・参加病院数: 5 1 病院 ・患者登録数(累計): 3 0 1 例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済) ・参加病院数: 5 1 病院 ・患者登録数(累計): 3 0 1 例(新規患者登録終了済、追跡調查終了済) ・平成2 5 年度:米国臨床腫瘍学会総会(A S C O)、第 6 7 回国立病院総合医学会及び日本肺癌学会総会 ・誦文掲載: 英文医学雑誌 Journal of Clinical Oncology
		(6) 平成21年度EBM推進研究3課題の進捗状況 ○医療・介護を要する在宅患者の転倒に関する多施設共同前向き研究(J-FALLS研究) ・参加病院数:44病院・ - 患者登録数(累計): 1, 415例 (新規息者登録終了済、追跡調査終了済) ・学会発表:第67回国立病院総合医学会及び転倒予防医学研究会第10回研究集等 ○国立病院機構におけるC1のstridumdifficile期下列配の発生状況と発生予防に関する研究(CD-NHO研究) ・参加病院数:47病院・・患者登録数(累計): 2, 031例(新規患者登録終了済、追跡調査終了済)。
		(7) 平成22年度EBM推進研究2課題の進捗状況 ○観血的医療処置時の抗血栓薬の適切な管理に関する研究(MARK研究) ・参加病院数:61病院 ・患者登録数 (累計):9,402例(新規患者登録中) ・平成25年度:3,770例の新規患者を登録し、引き続き症例登録を継続中 ・平会発表:第67回直立病院総合医学会 ・論交掲載:英区学権誌 The Journal of the American Medical Association ○2型糖尿病を併せ持つ言加上症患者におけるメトホルミンの心機能・心肥大に対する効果の検討(ABLE-MET研究) ・参加病院数:38病院 ・患者登録数 (累計):177例(新規患者登録中) ・平成25年度:60例の新規患者を登録し、引き続き症例登録を継続中 ・平成25年度:60例の新規患者を登録し、引き続き症例登録を継続中
		(8) 平成2 3年度E BM推進研究2課題の進捗状況 ○喫煙者、非喫煙者の肺癌病因に関する分子疫学的研究(JME研究) ・参加病院数:4 9 病院 ・患者登録数(累計): $1.05.3$ 例 ・学会を表 : 217 例の新規患者を登録し、追跡調査中 ・平会を表 : 217 例の新規患者を登録し、追跡調査中 ・等会を表 : 217 例の新規患者を登録し、追跡調査中 ・論文掲載: 英工医学権話 CJin Lung Cancer、(H 25 年 9 月) ・論文掲載: 東文医学権話 CJin Lung Cancer、(H 25 年 9 月) ・診な掲載: 金加病院数:36 病院 ・患者登録数(累計): 91.9 例 ・参加病院数:36 病院 ・患者登録数(累計): 91.9 例
		(9) 平成24年度EBM推進研究2課題の進捗状況 ○わが国における尿酸排泄動能に関する基準範囲の検討(RICE—U研究) ・平成25年度:中央倫理審查委員会にて承認され、研究開始準備中 ○酸素投与による心臓カテーテル後造影剤腎症の予防効果に関する研究(OPtion CIN研究) ・参加病院数:27病院 ・患者登録数(累計):279例(新規患者登録中) ・平成25年度:279例の新規患者を登録し、引き続き症例登録を継続中 ・平成25年度:279例の新規患者を登録し、引き続き症例登録を継続中
		(10) 平成25年度EBM推進研究1課題の公募採択と研究計画の確定 外部の臨床研究学識者からなる臨床研究推進委員会によって、多数応募のあった中から3課題を一次候補として選定し、各課題の研究代表者について詳 細な研究計画書を完成させた上、二次審査として臨床研究推進委員会にプレゼンテーションを行い、最終的に1課題が採択された。 ○酸素投与による造影 CT 検査後の造影剤腎症予防効果の検討

中期目標	国 背 踩 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		 3. 我が国の政策決定に寄与する大規模臨床研究の実施について平成21年度だ、第型インフルエンサA(H1N1)ワクチンに関して、厚生労働省の要請を受けて以下の臨床研究を迅速に実施し、質の高いデータを取りまとめ接種回数などワクチン接種に係る国の方針決定の判断に根拠を与えたほか、ワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たした。 ○新型インフルエンザA(H1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの免疫原性に関する臨床試験 4 病院 対象被験者200名 実施期間9月~10月(新型インフルエンザA(H1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの免疫原性に関する4 内1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの免疫原性に関する4 内1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの免疫原性に関する4 内1N1)に対するインフルエンザHADクチンの免疫原性に関する4 内1N1)に参加を200名 実施期間10月~12月(素配用量の変更申請につたがっている 第型インフルエンザA(H1N1)に全衛性インフルエンザHADクチンの免疫原性に関する4 (同する)の名 実施期間10月~12月(事務院 対象被験者360名 実施期間10月~12月(事務院 対象機験者400名 実施期間1月~3月(中1N1)に対するインフルエンザHADクチンの免疫原性の特続ならびに発症予防に関する検討 (日本)の名 実施期間1月~3月(日本)の手型の発験性に関する製造販売後調査 1 8 病院 対象機験者644名 実施期間1月~3月(日本)の手型インフルエンザ(H5N1)ワチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。
		 3. 学会発表等による研究成果の情報発信 研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などにより以下のとおり情報発信を行った。 ○情報発信件数
		立病院総合医学会の開催 年度において、国立病院機構主催の国立病院総合医学会 ートホール等において、「〈新生〉Vita Nuova! 国立医療 立病院総合医学会を通じて、国立病院機構の職員等に対 ベルの由上を図り、また、研究者のみならず参加する国 ベルの間にを図り、また、研究者のみならず参加する国 た、本部職員も様々な場面で積極的に参加し、QC活動 取り組んだ職員の表彰を行う等、国立病院総合医学会の
		ンポジウム・ハ スターセッショ 引講演・・・・
		5. データセンターの活動 各年度において、国立病院機構における多施設共同研究事業を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、臨床検査技師5名の データマネージャーにより、臨床研究の支援を行った。 平成25年度は、臨床研究の支援活動として、EBM推進研究事業の平成18年度から平成24年度までに採択された課題及び「沈降インフルエンザワク 平成25年度は、2012年度は、2012年度には、2012年度に発展を指数として、2012年度を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
		6. 電子ジャーナルの配信(再掲) 最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、平成18年7月から国立病院機構の全ての病院で国立病院機構験所のとそのとこ、根拠に基づいた医療サービスの出着契約 権職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるよう、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約 を行った。平成18年度においては、HOSPnet端末のみでの利用に限られていたが、平成19年6月よりインターネットサーバーを経由して、HOS Pnet外の利利制も可能とした。 Pnet外の利利制も可能とした。 Pnet外により確良への周知を行うことによりダウンロード数が約1.7倍に増加した。 力電子メールにより職員への周知を行うことによりダウンロード数が約1.7倍に増加した。 なお、平成24年度の契約の更新に当たり、閲覧可能な雑誌数を1,465から3,671と約2.5倍にし、平成25年度末では3,970となっている。 なる。平成25年度においてダウンロードされた医学論文数は33,062文献となった。

中	2) 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 31. 国が実施する臨床研究中核病院整備事業への申請 42. 地域を割をおすることのは、 43. においては、 44. においては、 44. においては、 45. においては、 44. においては、 45. には臨床研究中核病院整備事業として、 46. においては、 46. においては、 47. においては、 48. においては、 56. には、 56. には、 56. には、 56. には、 56. には、 56. には、 57. には、 58. に	勿率的に近述で賞の高い臨床試験を支援する体制を構築した。 2. 国立病院機構における臨床研究組織の再構築 各年度において、実施証例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各臨床研究組織の活動 実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。 これらの結果として活発に臨床研究が実施されており、平成25年度においては英文原著論文数は1,941本、これらの論文のインパクトファクターの 合計は5,300点となっている。	〇臨床研究組織の数 平成 2 0 年度 平成 2 5 年度 臨床研究社 2 2 年度 臨床研究者 2 2 病院 2 2 月病院 3 4 2 病院	〇臨床研究活動実績 平成25年度 85,984ポイント (平成20年度 73,147ポイント) *ポイントは、活動実績を点数化したもので各評価項目ごとに設定している(EBM推進研究1例0.25ポイントなど)。	3. 臨床研究に精通した人材の育成(一部再掲) 良質な医療サービス提供のためのエビデンスを創出する臨床研究をデザインし、適切に研究事業を運営するための人材を育成するため、各年度において「臨 床研究のデザインと進め方に関する研修」を実施し、平成25年度は、2日間、参加者17名の実績を出すとともに、競争的研究費の獲得額が増加した。 また、倫理的問題について医療従事者へ助言することのできる体制の基礎となる人材を養成するため、各年度において治験審査委員・臨床研究倫理審査委 員を対象として研修会を実施し、平成25年度は、2日間、参加者総数66名の実績であった。	4. 国の政策や国立病院機構の方針の決定に寄与する指定研究事業の推進 平成18年度から新たに開始した指定研究事業については、国立病院機構が緊急に取り組むべき重要なテーマに焦点を当て、1課題当たり数十以上の多施 設で調査・研究を行っている。平成18年度から平成24年度までに行った28の指定研究課題の結果については、それぞれ臨床評価指標の全病院を対象と した測定と公開や、転倒・転落事故防止プロジェクト等、当機構の方針決定に大きく寄与した。 平成22年度には、高齢化に伴い患者数が増加しているパーキンソン病の治療中に見られる精神症状(幻覚せん妄など)の抑制にドネペジル塩酸塩が有用 か否かを検証である「パーキンソン病に合併する精神症状に対するドネペジル塩酸塩の有用性に関する多施設共同プラセボ対照二重盲検比較試験(目標症例数 142症例)の症例登録を開始した。 平成23年度内に目標を上回る155症例が登録され、そのうち141症例の治験薬投与が開始され、平成24年度から2年間投薬した。 なお、平成23年度においては、以下の1課題が国立病院機構指定研究として採択された。	〇平成25年度指定研究採択課題 看護師 CRC のキャリア 開発に向けての現状と課題(研究代表者東京医療センター久部洋子)	5. 外部競争的資金獲得に向けての体制整備の推進 文部科学省科学研究費補助金の更なる獲得を目指すため本都取りまとめで申請を行った結果、平成24年度は新たに30病院の臨床研究部及び本部総合研究センターが科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関となった。 完たンターが科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関となった。 これにより、以前から指定機関となっていた12の臨床研究センター及び33の臨床研究部と合わせて、計76の機関で科学研究費補助金の申請が可能となった。 なった。 なお、平成26年度からは新たに8の臨床研究部が研究費補助金の申請が可能となっており、国立病院機構のすべての臨床研究センター及び臨床研究部が指定機関に認定されている。
田 捐 計 田	② 政策医療ネットワークを活かした臨床研究の推進 を臨床研究センター、臨床研究部 1 を中心にE B Mの推進のための臨 床研究を推進する。 また、臨床研究に精通した人材 の育成を図るとともに、臨床研究 組織の評価関連を表支し、医療必 契度、研究力に応じた柔軟な研究 毎個を構築する。	% . ₩ «⊔			e, E	. 7 数 な		<u></u>
中期目標								

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	のための診療・ ののでのの診療・ のの診療・ のの診療・ のの診療・ のの診療・ のの診験・ ののでは、 のの	「PDC C 海路が用」では2 4年度 78 1.1%
中期計画		
中期目標		

中部四線	画 福	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		 ○ン・ナマーマング対象の追加 ・C A (シン・ラムダ指数) と別様の他病院診療料の抽出・比較 ・庭例数が多い病院上位5位やがん拠点病院の抽出・比較 ・庭例数が多い病院上位5位やがん拠点病院の抽出・比較 ・庭例数が多い病院上位5位やがん拠点病院の抽出・比較 ・庭例数が多い病院上位5位やがん拠点病院の抽出・比較 ・病院周辺の地図と近距離病院に関する分析(自院周辺の地域について、町丁字別、疾患別に推計患者における自院の患者シェアや地域の推計患者数の分析) ・ 最着住所地別の分析(診断群分類別に二次医療園毒者の流入率及び圏外患者割合についての分析) ・ 最着住所地別の分析(診断群分類別に二次医療園毒者の流入率及び圏外患者割合についての分析) ・ 最着住所地別の分析(診断群分類別に二次医療園毒者の地域といてリングの場を設け、医療現場の意見も取り入れた分析を追加した。 ・ 影療内容とは対しを表するのこれに対するから、人院期間別患者割合や診療区分別の1人院あたりの点数、在院日数別診療区分別診療の状況等を新たに分析した。これにより診療内等に避ねてきる可能性のある患者集団を明らかにする分析を有なに関する分析の方実を図った点 ・ 外来医療に関する分析の方実を図った点 ・ 外来医療に関する分析の方案を図った点 ・ 私年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した点 ・ 経年変化を掲載した。全病院を知過することが可能となった。 ・ 経年変化がわかるよう3年分のデータを掲載し、前年度とのなど多角的な視点で分析を行い、全病院を対象としたDPCデータ及び入院・外来のレセプトデータを収集・分析し、各病院の分析法果を総括した「と対院の編」を示所に関するが指した「と対院の編」を対応に、主体分析の実例を掲載した。「解説編」を子規院の結果を総括した「全病院編」をフィードバックするとともに、主な分析の実例を掲載した「解説編」を子がにの表表を総括した「全規院編」を対応に、主体分析の実例を掲載した。
		 (3) 外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質向上への貢献
		 (4) 「我が国の医療資源の必要量の定量とその適正な配分から見た医療評価のあり方に関する研究」(厚生労働科学研究費) 日本全体の DPC 制度の維持発展のための基礎資料を作成するための研究で、本年度も引き続き今後の DPC 制度の方向性に資する研究を実施した。 (4) 成果の発表と情報発信 事業や研究の情報発信として、論文の発表、学会発表及び医療等関連専門話での連載を行った。平成25年度において、英語原著論文15編(合計Impact Factor 42.793)、日本語原著論文1編、日本語総説3編及び学会における発表を実施した。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	1. 国の公民等級の存在 1. 国の公民等級の存在 1. 国の公民等級の存在 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2
圈卡森中	(2) 治験の推進 てる療医療ネットワークを活用し でが原列の高い治験を実施する。 極数の高い治験を実施する治験につ が大部が一括審査を行う中央治 緊帯毒素自分を運営するなど治験 の計構体制の強化を図るとともに、 国際共同計験や医師主導治験の 活験集施活函数について中期目 特の期間中に平成20年度に比し 5%以上の増加を目指す。
中期目標	

	中期目標	围墙	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			2. 国立病院機構内における治験実施体制の確立
			(1) 本部 平成20年2月29日付GCP省令の改正通知により、国立病院機構傘下の医療機関における治験の一括審査が可能となったことから、治験審査の効率 平成20年2月29日付GCP省令の改正通知により、国立病院機構傘下の医療機関における治験の一括審査が可能となったことから、治験審査の効率 平成25年度には、予規課題32課題、継続課題81課題について新規・継続の審議を実施した。NHOーCRBの設置により多施設間の共同治験を実施 するに当たっての一括審査が可能になり、プロトコール上、倫理審査上の施設間のバラつきが排除され、参加施設を存で統一的・整合的な活験を実施する ことが可能になるとともに各施設と下齢依頼者の事務手続き業務の負担が軽減され、また、治験期間の福添が可能な体制が整えられた。 また、平成21年度より毎月の開催の都度、会議の記録をホームページに掲載するなど、外部への情報発信を進めている。 平成23年度にはNHOーCRBの審議の効率化、依頼者の負担軽減等(ペーパーレス等)の観点からタブレット型携帯情報端末を用いて審議するクラ サドサーバーンステムを導入し、システム開発業者とともに中央管理機能(多施設からの申請や重篤な有害事象報告等を電子的に一括で取りまとめる機能) の構築を行い、平成24年度から運用し、委員会審議の効率化等を図った。 国立病院機構では、治験等受託研究を選出。症例の登録状況の管理等の機能を有する治験管理システムと、各病院の治験の進捗状況を随時把握するシス 国立病院機構を社に治験等受託研究の経理・症例の管理を行っているが、平成24年度より、利用者の利便性の向上とデータの一元管理を実現するため、両 システムの機能を連携させた新たな治験管理システムの構築を始め、平成26年度より、一元化したシステムとして運用を開始し、より効率的な管理が可能となっている。
			(2)病院各年度において、治験受入れ体制の整備を推進し、平成25年度は、常勤の治験・臨床研究コーディネーター(CRC)を6名増員、209名とし実績に応じた定員化・再配置を行った。
			○常勤CRC配置病院数 平成20年度 6 4病院 → 平成25年度 7 0病院 ○常勤CRC数 平成20年度 153名 → 平成25年度 209名
-33-			3. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 各年度において、質の高い治験・臨床研究を推進するため、CRC(初級)、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審查委員・臨床研究倫理審査 委員等を対象とした研修会を実施し、中核となる人材を育成した。なお、平成25年度は参加者総計延べ267名、4回、9日間の実績であった。特に初級 CRCを対象とした研修会は、日本臨床薬理学会の認定を受けた5日間の講義に加えて病院で5日間の実習を行うなど充実した内容となっているほか、国立 病院機構以外からの参加(93名のうち19名)も受け入れており、国立病院機構だけではなく我が国の治験・臨床研究の活性化にも貢献している。 なお、これらの研修会には、国際共同治験に必要な知識、能力につながる内容も含んでおり、国際共同治験に参加するための体制の整備に努めている。
			4. 企業に対するPR等
			(1) ホームページを更新し、情報提供 各年度において本部のホームページの内容を更新し、各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。
			(2)企業訪問各年度において企業訪問を実施し、平成25年度には26社(延べ26回)の企業を訪問し、治験推進室パンフレット(国立病院機構におけるネットワークを活用した治験の取組)等を配布するなどして国立病院機構の取組について理解を求めた。
			(3)企業面談等件数本部が各病院と企業との間の窓口の機能を果たしており、各病院に治験等を依頼する際や各病院で実施中の治験等について生じた問題を解決するために本部が各病院と企業面談を行い、平成25年度は延べ57件の面談等を行った。特にメールや電話を有効活用したことで、面談件数は年々減少しているが、各有院における治験等の実施は円滑に進んでいる。
			5. 病院に対する本部指導・実施支援
			(1) 平成24年度は本部治験専門職を常勤CRC配置病院など3病院(延べ3回)に派遣し、進捗の悪い病院又は実施率が低い病院の治験担当者に対し、業務の実務指導・支援を行った。 務の実務指導・支援を行った。 平成25年度は常勤CRC配置病院の体制が整備されてきたことから、業務の実務指導・支援のための派遣は実施してない。 平成22年11月からは各病院の治験の進捗状況を随時地程するシステム(RCLLoBBook)を導入した。 進捗管理を行うとともに病院間での情報共有を図ることにより、治験期間の短縮や症例集積性の向上、ひいては治験実施症例数の増加を目的としている。 治験情報の管理については、治験等受託研究の経理、症例の登録状況の管理等の機能を有する治験管理システムと当該CRCLLoBBookの機能を連携した新たな治験管理システムと当該CRCLLoBBookの機能を連携した新たな治験管理システムを構築し、平成26年度より運用を開始した。
			(2) 常に継続して質の高い治験を実施していくために、各種業務(CRC・治験担当医師・事務局)マニュアルを掲示板に提示し、広く活用するようにした。
			(3) 国立病院機構における治験推進室パンフレット (国立病院機構におけるネットワークを活用した治験の取組) を、平成25年度に改訂し、各病院へ配布した。
			(4) 日本医師会治験促進センターにおける「治験実施医療機関情報集積システム」を用いて、国立病院機構の治験に係る医療機関情報を公開した。

	中期目標	田 福 井	- 中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			2. 高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の臨床導入等 高度先端医療技術の臨床導入例として、平成25年度は以下に例示するような実績を得た。これらについては、ホームページ等で公表している。 (国籍別の除患を用いた子母振んは様と、優々レメー) (当時間的なはこえる血管剤生活を、「業東病院) (当年) 12 0 位別 12 0 0 位別 12 0 0 位別 12 0 0 位別 12 0 0 位別 12 0 0 0 位別 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
٥٢			を推進するために、国立病院機構で実施された職務発明について権利化を進めており、平成25年度においてはを行った(企業等との共同出願も含む。)。 等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、平成25年度に、特許庁より7件の特許権設定登録を受けた。
			※特許出願を行った発明 ○生理的報酬獲得行動加制音声処理装置、処理方法、処理プログラム及びこれを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体(下総精神医療センター) ○薬物摂取反復者を推定する音声処理システム(下総精神医療センター) ○多能性幹細胞の増殖促進因子のスクリーニング法(大阪医療センター) ○とト自血球抗原マーカを用いて関節リウマチ患者に発症する薬剤誘発性蛋白尿を予測する方法の発明(相模原病院) ○レンクリア(四国がんセンター) ○全身性エリテマトーデス患者の自己抗体から選別された血清抗体マーカーを用いた脳梗塞および心筋梗塞診断用試薬(千薬東病院、下志津病院) ○抗NMDAR抗体の各1 g G サブクラスの濃度の定量方法(静岡てんかん・神経医療センター) ○多能性幹細胞の培養法(大阪医療センター)
			※特許権設定登録を受けた発明 ○前駆細胞の集塊培養法とその意義 (a d i p o c l u s t e r) (村山医療センター) ○言書補強具ならびに声帯萎縮防止用電極およびこれを備えた声帯萎縮防止装置 (東京医療センター) ○アルドステロンスケール (アルドステロン用計算尺、及び、その使用方法) (京都医療センター) ○九体精製方法 (名古屋医療センター) ○感染防止クリーンブース (改良型) (仙台医療センター) ○感染防止クリーンブース (改良型) (仙台医療センター)

	中類田糠	中期計画 (4) 研究会報告	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告(4) 研究倫理の確立
		ユ 3験を実施する病院 れた臨床研究に関	ш,
		する倫理委員会、治験審査委員会 について各病院の審査状況を本部 で把握し、その改善に努める。	1 ₩
			 ① 倫理審查委員会等 倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進が果たせるよう、全ての病院に倫理審查委員会を設置している。その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上で掲示するなど外部に公開した。 また、倫理審查委員会の委員を対象とした研修を実施し、各病院において、倫理的問題について医療従事者へ助言することのできる体制の基礎となる人材を養成した。
			: : : : : :
			備理委員会開催日
			倫理審査件数 2,364件 2,899件 3,421件 3,527件 4,428件 4,688件
			倫理審查委員会・ 治験審查委員会委 員対象研修会受講
—36 <i>—</i>			② 臨床研究中央倫理審查委員会 第1期中期計画期間に引き続き、本部が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に臨床研究中央倫理審查委員会において審議を行い、「II-IIIA 期非 小細胞肺癌完全切除症例を対象とした。GalCer-pulse 樹状細胞療法の無作為化第 II 相試験」等の国立病院機構共同研究(指定研究)など、平成25年度 までに523課題の一括審査を行った。 また、その審議内容等については、ホームページ上で掲示し、外部に公開している。
			③ 動物実験委員会 動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した14病院全でに、動物実験委員会を設置 している。
			(2) 治験
			① 治験審査委員会 質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置している。その審議内容等については、法令に沿って、142 病院において病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。
			35888本本音 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成24年度
			治験等審査件数 14,019件 14,257件 13,924件 13,830件 14,064件 14,760件
			 ② 中央治験審査委員会(第1の2の(2)の1参照) 治験審査の効率化、迅速化を図る中央治験審查委員会を本部に設置し、平成20年11月より毎月1回定期的に開催し、平成25年度までに新規治験169課題について審議を実施した。 169課題について審議を実施した。 また、その審議内容等については、ホームページ上に掲示し、外部に公開している。 なた、準務局業務の効率化や医師等申請者の業務負担軽減(ペーパーンス等)、今後の審議課題数増加に対応するため、オンライン申請に対応したクなお、システム開発業者とともに中央管理機能(多施設からの申請や重篤な有害事象報告等を電子的に一括で取りまとめるラウドサーバーンステムを導入し、システム開発業者とともに中央管理機能(多施設からの申請や重篤な有害事象報告等を電子的に一括で取りまとめる機能)を構築した。本システムについては平成24年度から本格稼働している。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	(3)研究利益相反 研究利益相反審查委員会(COI審查委員会) 臨床研究を行う研究者、関係者、被験者及び国立病院機構等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最 優先としつつ、国立病院機構及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、国立病院機構の社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の 適正な推進を図ることを目的として、研究利益相反審查委員会を開催している。 平成25年度 239回 1,736件	3 教育研修事業(1)質の高い医療従事者の育成・確保	(1) 質の高い医師の育成、医師のキャリアパスの構築1. 国立病院機構の病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成 臨床研修については、平成25年度時点で基幹型臨床研修指定病院として54病院、協力型臨床研修病院として120病院が指定され、育成に取り組んで いる。平成26年度に開始する臨床研修マッチング結果は、国立病院機構のマッチ数312名、マッチ率80.4%であった。	臨床研修病院の指定状況 平成20年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 基幹型臨床研修指定病院 58病院 53病院 53病院 53病院 54病院		平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	初期研修医の受入数 713名 714名 710名 693名 719名 725名	臨床研修修了後の専門領域の研修システム(いわゆる後期臨床研修)構築に我が国でいち早く着手し、一定水準の臨床能力を持ち患者の目線に立った安全で良質な医療を提供できる専門医を育成するため、平成18年度より「国立病院機構専修医制度」の運用を開始した。平成20年度より修了者が機構内病院に勤務した場合には、処遇上の優遇を行っており、平成22年度からは、5年コースの修了を初めて認定したことに伴い、さらなる処遇上の改善を図っている。	【後期研修医 (レジデント) の受入数】 平成21年802名 (専修医461名、専修医以外のレジデント341名) 平成22年805名 (専修医480名、専修医以外のレジデント325名) 平成23年832名 (専修医450名、専修医以外のレジデント382名) 平成24年864名 (専修医474名、専修医以外のレジデント390名) 平成25年845名 (専修医474名、専修医以外のレジデント390名)	[専修医の修了認定者数] 平成21年度 74名 (3年コース74名) 平成22年度 106名 (3年コース82名、5年コース24名) 平成23年度 93名 (3年コース71名、5年コース22名) 平成24年度 91名 (3年コース71名、5年コース20名) 平成24年度 91名 (3年コース71名、5年コース21名)	平成25年度において新たに専修医コース及びプログラムとして25コース、44プログラムを認定し充実を図った。	2. 研修医指導体制の整備 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」に基づき、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有している臨床研修指導医を養成するため、各年度において独立行政法人化以降国立病院機構独自に「臨床研修指導医養成研修会」を行い、平成21年度から25年度までに計27回開催、63ため、各年度において独立行政法人化以降国立病院機構独自に「臨床研修指導医養成研修会」を行い、平成21年度から25年度までに計27回開催、631名が参加し、研修医の指導体制を整備した。
围墙群中		臨い権成り		即か各病院において表施する専門 分野の研修である専修医制度に関 し修丁基準を設けるなど、研修コ 一スや研修プログラムの光葉を図 り、良質な医師を育成する。	さらに、事修医制度を活用し、 幅広小総合的な診療能力を有し、 全人的な医療を推進出来る医師の きかけてい、 ロナ語吟味権を作	目がにプイン・ として取り組む。						
中期田村		3 教育研修事業 政策医療ネットワークを活用し、 国立病院機構の特色を活かした臨床研 修プログラムやキャリアパス制度によ り、質の高い医療従事者の確保・育成 に努めること。 特に、幅広い総合的な影療能力を イバ、幅広い総合	4 し、全人的が医療を推進できる医師の育成に努めること。 の育成に努めること。 また、国立病院機構が担う医療に対する住心国立病院機構が担う医療に対する住命感を持った望の高い看護師の 育成を行うとともに、看護教育の変化 の中で、医療と一体となった高等看護 教育に資する取組を行うこと。		37-							

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	3. 「良質な医師を育てる研修」の実施 研修医・専修医を対象として、最新の機器等を活用し、講義と組み合わせて技術習得を行うセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を 平成22年度より実施し、計12回(10テーマ)の開催で244名が参加した。また、平成23年度は、計14回(13テーマ)開催し、288名が参加、 平成24年度は計15回(14テーマ)実施し、373名が参加した。平成25年度については、内容、開催回数ともに更に充実させ、計17回(16テーマ)開催し、403名が参加した。研修に際しては、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が平成24年度から48名増加し、174名が指導に当たり、さらに研修医・専修医に対して魅力ある研修となるよう、神経筋疾患領域及び総合診療に関する企画運営会議を開催した。 また、当該研修においては、平成24年度の5労働者健康福加機構の医師も受講し、平成25年度は8名の参加があり、両法人間の連携を強化している。	【平成25年度実施した「良質な医師を育てる研修」】 ・腹腔鏡セミナー (2回)	4. 医師を中心とした病院におけるリーダー育成研修の実施 卒後1.5年以上の医師は診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められる。これは看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要である。このため、平成2.3年度から病院におけるリーダー育成を目的とした研修を企画し、平成2.5年度においては、全国の病院から選ばれた医師1.8名、看護師1.2名、事務職1.2名を対象とした3.日間の共同宿泊研修を開催した。研修は少人数のグループワークを中心とし、特に共同で業務を行うためのリーダーシップ、コミュニケーション能力を重点的に修得できるような内容とした。	5. 就任後の院長の病院運営支援のための研修の実施 就任後3年~8年の院長を対象とした「トップマネジメント研修」を平成25年度から開始した。国立病院機構の院長として必要な最新のマネジメント情報、医療環境の変動等を総体的に俯瞰するとともに、機構内の多彩な病院機能の理解、さらにはネットワークの課題・利点について理解し病院経営における管理運営能力のさらなる向上と充実を図ることを目的にしており、平成25年度は13名の院長が参加した。	6.連携プログラムの実施 医師のための臨床研修プログラムにおいて、国立病院機構のメリットである病院ネットワークを活用した連携プログラムを運用することにより、全人的な 医師育成を行っている。特に、初期臨床研修中及び修了後の専門領域の研修システム構築については、国立病院機構が我が国でいち早く着手し、良質な臨床 医を育成するためのシステム作りを行っている。例としては、大規模基幹病院に所属する医師が中小規模病院にて結核や難病などのセーフティネット分野の 診療を学ぶプログラム、あるいは特定の分野について、医師自身のスキルアップのために一定期間他の機構病院で経験を積むプログラム等があり、病院ネットワークを活かした人材育成に取り組んでいる。	 【連携プログラム運用例】 ・東京医療センター → 東埼玉病院 1か月程度 (重症心身障害、筋ジストロフィー、結核を含む地域医療の研修) ・仙台医療センター → 宮城病院 1週間程度 (重症心身障害を含む地域医療の研修) ・大阪南医療センター → 近畿中央輸部疾患センター 3か月程度 (高度呼吸器疾患の研修) ・鹿児島医療センター → 熊本医療センター 2か月程度 (教急医療の研修) 	7. NHOフェローシップの実施 国立病院機構のネットワークを活かし、機構内病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他の機構病院で一定期間修練する制度であるNHOフェローシップ制度を構築し、平成25年度より運用を開始した。	【平成25年度実施】 ①東京医療センター(産婦人科・専修医) → 長良医療センター ②岡山医療センター(小児科・専修医) → 相様原病院 ③北海道医療センター(神経内科・専修医) → 静岡てんかん・神経医療センター	
画 掲 崩 中									
中期目標									

	画 中親自標期間(半成21年度~半成25年度)の美績報告	8. 最新の海外医療情報を得る機会を提供 専修医制度の東京として海外の医療現場へ派遣する専修医留学制度を平成18年度から開始しており、平成25年度においては10名の医師を派遣し、これまで58名が医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行った。 また。事成25年度からアメリカ退役重人病院よりUCLA臨床教授の指導医を招聘し、平成25年度は4病院にて米国における研修医と同様の研修を企画実施した。その結果、当招聘プログラム開始以来、全国29カ所の機構病院に所属する若手医師らが本研修に参加することができた。実施病院の研修医は、通訳なしの英語による臨床講義、症例カンファレンスや、実際の病棟での教育回診を通じて直接指導を受けることにより米国のEBMに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得することが可能となった。	9. 若手医師を対象とし研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」を開催 平成25年度より国立病院機構において若手医師の臨床研究および研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会内に若手医師の研究発表の場「若 師フォーラム」を開設した。ポスターセッションに全国より45演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された6演題に関しては特別セッション 語による口演発表をした。特別セッションでは、米国 VA病院指導医を含むディスカスタントとのディスカッションを経て最優秀演題2題が選ばれ、演 は平成26年度米国 VA 留学の権利が付与された。この「若手医師フォーラム」を通じて若手医師の研究への関心を惹起することができた。	10、 I Tを活用した精神科領域における多施設共同研修の実施 平成20年度より、肥前精神医療センターを中心に複数の病院をT∇会識システムでつなぎ、各病院共通の講義、講演、症例検討会等を行う多施設共I 修システムの運用を開始し、平成21年度には、花巻病院、久里浜医療センター、東尾張病院及び琉球病院、平成22年度からは小諸高原病院、賀茂精 療センター及び菊池病院が参加、合計8病院により運用しており、講義を中心に原則週2回開催し、効果的な教育研修を実施している。 また、コメディカル等が開催するセミナー・学習会にも当システムを活用し、研修内容の充実を図った。	11. 精神科若手医師各対象とした「精神科レジデントフォーラム」の開催 国立病院機構の若手精神科医師の研修成果を発表する場や機構外施設に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目 し、精神科レジデントフォーラムを開催した。参加者数は、計24名(機構内医師8名、機構外医師16名)であり、機構が提供している質の高い精神 療について若手医師が所属組織を越えて情報共有する機会を与えることができた。	12. 地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成 各自治体及び大学との連携により、地域に必要とされる人材の教育・育成を推し進めている。	(1) 信州上田医療センター・東近江総合医療センター (旧:滋賀病院)・霞ヶ浦医療センター 平成23年4月に地域医療再生計画の一環として信州上田医療センター内に設置された地域医療教育センター、滋賀医科大学寄付講座による総合医療 修のセンター、平成24年4月に筑波大学に寄付講座として設置された土浦市地域医療教育学講座では、近隣地域全体の医師、医療スタッフ、教急教命 の研修や専門にとらわれない総合医の育成に意欲的に取り組んでいる。 信州大学との連携が強化された結果、平成25年度においては地域医療の共同研究、指導医・研修医の派遣、主に研修医を対象とした遠隔セミナーのご 期間権(計6回/年)、市民を開講・地域と35年度においては地域医療の共同研究、指導医・研修医の派遣、主に研修医を対象とした遠隔セミナーのご 期間権(計6回/年)、市民英端諸組と大門開催(1回/年)が活発に行われた。 また、滋賀医科大学との連携が強化された開催(1回/年)が活発に行われた。 電いた医療機関としての体制が強化された。 霞ヶ浦医療センター内に開設された筑皮大学付属病院上浦市地域臨床教育ステーションでは、近隣病院から臨床研修医を積極的に受け入れるなど、地 に根差した医師育成の取組が進んでいる。	(2)指宿医療センター 平成26年3月、産婦人科医師2人体制の確立を目的に、指宿市により地域医療の発展・向上のため九州大学産婦人科に著付講座として「地域医療 平成26年3月、が開設された。その一環として九州大学から指宿医療センターに産婦人科医師を1人派遣することになり、指宿医療センターでは長 座(産科分野)が開設された。その一環として九州大学から指宿医療センターに産婦人科医師を1人派遣することになり、指宿廃センターでは表 渡り課題であった産婦人科医師の2人体制が実現した。指宿市のみではなく、隣接する南九州市からも寄付金の一部負担があり、この寄付講座の開設り地域医療における行政からの支援体制モデルが確立し、指宿地区における産婦人科領域の存続が確認できた。	
;	中期計								
1	中期目標								

田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	中期 計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
	② 質の高い看護師等の育成	② 質の高い看護師等の育成
	国立納応機構が担う医療に対する使命感を持った質の高い看護師 の の育成を行うとともに、高度な看	 数員の質の向上 質の高い看護師を養成するには、看護教員の教育活動が行いやすい環境を整えることが必要であり、平成25年度の具体的取組は以下のとおりである。
	護実践能力を持ち、医師など多職 種との協働によりチーム医療を提 供していくことのたまる希護師を	Θ
	育成するため、医療と一体となっ た高等看護教育に資する取組を行	② 教員による研究授業の取組が促進され、教育方法に関
	った、看護師等養成所について は引き続きカリキュラムの第三者 評価を実施し、教育の質の充実を 図る。さらに、すべての養成所は	【研究授業実施回数】平成23年度 平成23年度 平成24年度 4.1回4.1回平成25年度 平成25年度 5.1回5.1回
	地域医療への貢献のため、地域に開かれた公開講座を実施する。	2. 東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携 高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的として、平成22年4月に開設された東京医療保 健大学東ヶ丘看護学部と同大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として、機構病院での実習の場を提供するなど積極的な協力を行ってい
		る。 予護学部については、これまでの看護学科(臨床看護学コース)に加え、災害に伴う防災・減災にも適切に対処できる看護師を育成することを目的とした 災害看護学コースが災害医療センター内に新たに設置されることとなり(平成26年4月)、国立病院機構は、実習施設の提供や講師派遣の面での協力体制 炎患・
		を整えた。 また、大学院の高度実践看護コース(クリティカル領域)については、迅速かつ的確な臨床判断や高度な専門技術に基づいた看護を実践する能力を習得で きるよう、医師の初期臨床研修フログラムを参考とした「教命教急臨床研修プログラム」の作成や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教 さるよう、医師の初期によった。は、インプラムを参考とした「教命教急臨床研修プログラム」の作成や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教
		按として指導に当たるなど必接な協力を行っている。 国立病院機能としても、看護師のスキルアップを図るため、研究体職制度を利用し、毎年10名程度を同大学院看護学研究科へ進学させている。 平成25年度には、国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」を作成し、各病院に復職・兢職した診療看護師に対する教育指導体制等の整備を行い、「診療看護師研修病院」として指定を受けた機構病院において、同大学院看護研究科の課程を修了した者が診療看護師(JNP)として活躍している。 また、機構本部で診療看護師会議を開催し、中間評価を行うなど支援体制を整備している。
		※ 診療看護師(JNP)とは、養成調査試行事業に参加している東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)を修めて卒業し、医師の指示を受けて、従来一般的には看護師が実施できないと理解されてきた医行為を幅広く実施し、国立病院機構の病院に勤務する者を指す。
		国立病院機構では、質の高い看護師の育成のため、各病院での臨地実習への協力を行っている。
		「平成25年度実施】①看護学部東京医療センター 900名東京清院75名神奈川病院29名東埼玉病院23名村山医療センター 18名千葉東病院14名相模原病院4名
		②大学院看護学研究科(高度実践看護コース) 東京医療センター(大学院生16名) ・診察・包括的健康アセスメントを修得する実習 ・教命教急および集中治療を必要とする患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習 ・周備期における患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習 ・・周備期における患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習
		災害医療センター (大字院生10名) ・教命教急および集中治療を必要とする患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習 ・国務期における患者に応じた包括的健康アセスメントを行い、その治療方法を修得する実習 東京病院(大学院生6名) ・診察・包括的健康アセスメントを修得する実習
		③大学院看護学研究科(高度実践助産コース) 東京医療センター 30名
		【研究休職制度を利用して大学院看護学研究科に進学した者の数】 平成22年度:11名 平成23年度:11名 平成24年度:13名 平成25年度:13名

	中期日標	国 提 餅 中	11 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11 0 11
		③ 医師のキャリアパス制度の構築 国立病院機構の組織や機能の特 色を活かして、医師のキャリアパ ス制度を構築し、本部採用の導入	③ 医師のキャリアバス制度の構築 1. 医師キャリア支援検討委員会及び研修指導責任者部会の開催 平成22年9月、医師の知識・技術の向上とキャリア形成の支援を目的として、「医師キャリア支援検討委員会」を設置し、平成2.5年度に開催した委
		と併せて、良質な医師の育成と確保に努める。	会においてけ、平成2 は、平成2 連携プログ
		.,	2. NHOフェローシップの実施(再掲) 国立病院機構のネットワークを活かし、機構内病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医取得を目的として、他の機構病院で一定期間修練する制度であるNHOフェローシップ制度を構築し、平成25年度より運用開始した。
			【平成2.5年度実施】 ①東京医療センター(産婦人科・専修医) → 長良医療センター ②岡山医療センター(小児科・専修医) → 相模原病院 ③北海道医療センター(神経内科・専修医) → 静岡てんかん・神経医療センター
		•	3. 最新の海外医療情報を得る機会を提供(再掲) 事修医制度の一環として海外の医療現場へ派遣する専修医留学制度を平成18年度から開始しており、平成25年度においては10名の医師を派遣し、これまで58名が医療安全や医療マネジメントといった手法を学ぶコースに参加し研修を行った。また、平成22年度からアメリカ退役軍人病院よりUCLA 臨床教授の指導医を招聘し、平成25年度は4病院にて米国における研修医と同様の研修を企画実施した。その結果、当招聘プログラム開始以来、全国29 路床教授の指導医を招聘し、平成25年度は4病院にて米国における研修医と同様の研修を企画実施した。その結果、当招聘プログラム開始以来、全国29 カ所の機構病院に所属する若手医師らが本研修に参加することができた。実施病院の研修医は、通訳なしの英語による臨床講義、症例カソファレンスや、実 際の病棟での教育回診を通じて直接指導を受けることにより米国のEBMに基づく診断法、治療決定のプロセスなどを習得することが可能となった。
40			4. 「良質な医師を育てる研修」の実施(再掲) 研修医・専修医を対象として、最新の機器等を活用し、講義と組み合わせて技術習得を行うセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を 平成22年度より実施し、計12回(10テーマ)の開催で244名が参加した。また、平成23年度は、計14回(13テーマ)開催し、288名が参加、 平成24年度計計5回(14テーマ)実施し、373名が参加した。平成25年度については、内容、開催回数ともに更に充実させ、計17回(16テーマ)開催し、403名が参加した。研修院とでは、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に寄でた指導医が平成24年度か548名増加し、174名が指導に当たり、さらに研修医・専修医に対して魅力ある研修となるよう、神経筋疾患領域及び総合診療に関する企画運営会議を開催した。 また、当該研修においては、平成224年度から労働者健康福祉機構の医師も受講し、平成25年度は8名の参加があり、両法人間の連携を強化している。
			[平成25年度実施した「良質な医師を育てる研修」] ・腹腔鏡セミナー(2回) ○小児救急に関する研修 ・循環器疾患に関する研修会・ ・ 循環器疾患に関する研修会・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
			機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に複報誌「NHO NEW WAVE」を創刊した。平成25年度に質な医師を育てる研修について特集を企画し、計4回 (Vol. 1
			$\begin{bmatrix} \mathrm{NHO} & \mathrm{NEW} & \mathrm{WAVE} & \mathrm{*\#記事} \end{bmatrix}$ ・ $\mathrm{Vol}.13$ 教急教命センター(西日本編) ・ $\mathrm{Vol}.12$ NHOフェローシップ始動! ・ $\mathrm{Vol}.15$ 良質な医師を育てる研修
			また、研修医・専修医向け情報誌などを国立病院機構のホームページに掲載し、研修開催や機構病院の詳細情報などを発信しており、若手医師にとっての 有益な情報源となっている。
			6. 専修医修了者等を対象としたアンケート調査の実施 平成20年度より専修医修了者を対象に、後期研修施設選択の際の着眼点、修了後の進路、就職先についての情報の有無等を内容とする調査を行っている。 平成25年度に実施した調査の結果、国立病院機構の専修コース・プログラムは、充実した教育カリキュラムのもと、多様な症例を経験できるとの回答が あり、修了者の多くが修了後も現在の研修病院で勤務し、医師としてのキャリア・経験を積みたいと希望していることがわかった。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	 医師確保対策としてのシニアフロンティア制度の実施 平成18年度に医師確保が困難な国立病院機構病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成18年度においては、定年退職・大陸医師4及び再延長者3名及び再々延長者1名に対し、平成27年3月末まで勤務延長を実施した。また、同年にシニアフロンティア制度を改正し、平成25年度から専門性に秀でた64・65歳をむかえる医師に医師確保が困難な国立病院機構病院で勤務延長が可能かどうかを確認することにより、制度の円滑な促進を図った。 連携大学院を通じたキャリア形成支援 ・ 連携大学院を通じたキャリア形成支援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(4) 看護師の本ヤリアパス制度の充実 1. ギャリアパス制度の方案 4. オーリアパス制度の方案 4. オーリアパス制度の方案 4. オーリアパス制度の方案 4. オーリアパス制度の方法 4. オーリアパス制度の方法 4. オーリアパス制度の方法 4. オーリアパス制度の方法 4. オーリアパス制度の方法 4. オーリアルス制度の方法 4. オーリアルス制度の方法 4. オーリアルス制度の方法を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 4. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルス制度の方式を図った。 5. オーリアルストルーを製作が表面がある。 5. オーリアルストルーを製作が表面がある。 5. オーリアルストルーを製作が表面がある。 5. オーリアルストルーを製作が表面がある。 5. オーリアルストルーを製作が表面がある。 5. オールアルストルーを表が多の方式を図った。 5. オールアルストルーを表が多の方式を図った。 5. オールアルストルーを表が多の方式を図った。 6. オールアルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルストルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルストルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルストルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルストルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルーを表が多の方式を図ります。 6. オールアルーを表が多のである。 6. オールアルーを表が多が多のである。 6. オールアルーを表が多のである。 6. オールアルーを表が多のである。 6. オールアルーを表が多のである。 6. オールアル
田村野中	. 7 . 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	● 看護師のキャリアパス制度の完 ・ 本成18年度から運用している ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
中期田構		

中期田嫌	围墙新中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(4) 研究体職制度 高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等 に進学できるよう、研究体職制度を設けている。 平成18年度から、24年度までに、47名がこの制度を利用し、卒業後は全ての者が国立病院機構に復職している。 平成18年度から、24年度までに、47名がこの制度を利用し、卒業後は全ての者が国立病院機構に復職している。 平成25年度には新たに17名が研究体職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後は国立病院機構の医療現場において活躍する予定である。
		【看護職員研究休職者数と進学先】 平成25年度 17名(東京医療保健大学大学院13名、埼玉医科大学大学院1名、金沢大学大学院1名、大阪大学大学院1名、日本赤十字広島看護 大学大学院1名)
		2. キャリアバスに基づく研修の実施 全病院統一の研修ガイドラインの中で院外での研修における実践能力向上を評価項目としたことにより、所属病院が担っている政策医療以外の政策医療分 野など自院でのO.J.Tでは習得が困難な分野の看護技術、知識について体験しながら実践能力を習得したり、他病院の実際の現場から自院の体制の見直しや 断人の技術向上等に繋がるよう国立病院機構のネットワークを活用した病院間交流研修を実施した。 電大、引き続きに繋がるよう国立病院機構のネットワークを活用した病院間交流研修を実施した。 また、引き続きに繋がる、プロック事務所及び本部においてキャリアパスに基づく研修を実施するとともに、専門的な知識・技術を習得するため看護師を専 同研修機関へ研修派遣した。 さらに、各ブロック単位で、看護師他関係医療従事者を対象に、医療安全に関する制度の十分な理解や各病院の取組状況などの知識と技能の習得とともに 医療事故発生時の対応能力の向上を図ることを目的に、「医療安全管理研修】を実施し病院全体での医療安全管理体制の充実を図った。
		る研修の実施に係る平成 2 機構本部) 1100時間 116時間 499 38時間 499 38時間 37 29時間 実習 10日間 計算級所 100円間 45 200円間 37 100円間 33 1 100円間 33 1 100円間 33 1
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		 (ジル油薄 4名 (ジル油薄 4名 (窓に看護師) 研修 8 感染管理用 研修 8 機力ケア 慢性呼吸器疾患 水心者護 、シン仕格 ジン仕格 ジント性格 ジント性を
		3.4 于你有改 2.4 服卒中间改 2.4 服卒仲间改 1.4 小児救急看護 1.4 1.4 (催研修) 8ヶ月~1年間 4.4名

■ 中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	⑤ 医療従事者研修の充実	nをはじめと 1. 診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 対象とした研 平成24年度から新たに、診療情報を扱っている職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報分析研修」を開始した。平成25年度は、計 充実を図る。 名(診療情報管理士59名、事務職8名)が参加した。研修内容は、診療情報の標準化、診断名のコーディング、診療情報の分析・活用方法等を中心に、 向記を図えた 施設での実践に役立つ構成となっている。	remaralemby 、国立病院機 2. チーム医療の推進のための研修の実施(再掲) アカタを活用 医療の質向上を目指し、コメディカル職員の専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を平成21年度より開始し、引き続き実施した Ackの本書を	MNST (栄養サポートチーム) 研修】 臨床におけるよりよい栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充 向上を図ることを目的とした研修を実施した。 向上を図ることを目的とした研修を実施した。 中校21年度から平成25年度までの参加人数 平成21年度がら平成25年度までの参加人数 ・参加職種:看港師140名、薬剤師81名、臨床検査技師23名、管理栄養士105名 ・参加職種:看港師140名、薬剤師81名、臨床検査技師23名、管理栄養士105名 ※本研修にて、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得	[がん化学療法研修] がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構 れ、医療安全対策の充実強化に繋がることを目的とした研修を実施した。 平成21年度から平成25年度までの参加人数 ・参加職種:医師103名、看護師275名、即産師1名、薬剤師240名、臨床検査技師20名、 ・参加職種:医師103名、治療放射線技師7名、理学療法士9名、作業療法士3名、	[輪血研修】 輪血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輪血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等得させ、医療安全対策の意識を向上させることで、輪血医療安全管理体制の充実を図ることを目的とした研修を実施した。 平成21年度から平成25年度までの参加人数 ・参加職種:医師89名、看護師266名、薬剤師81名、臨床検査技師375名計811名	3. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施(再掲) 質の高い治験・臨床研究を推進するため、CRC(初級)、治験事務担当、臨床研究を実施する医師、治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象 た研修会を実施し、中核となる人材を育成した。なお、平成25年度は、参加者総計延べ267名、4回、9日間の研修会を実施し、中核となる人材を した。特に初級CRCを対象とした研修会は、日本臨床薬理学会の認定を受けた5日間の講義に加えて病院で5日間の実習を行うなど充実した内容とな いるほか、国立病院機構以外からの参加(93名のうち19名)も受け入れており、国立病院機構だけではなく我が国の治験・臨床研究の活性化にも貢 ている。	4. 技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカルスキルアップラボラトリー(以下スキルアップラボ)は、臨床におけるシミ、 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカルスキルアップラボラトリー(以下スキルアップラボ)は、臨床におけるシミ ーション教育での重要性が周知されている。 さらに、一部の基幹型病院においては、内視鏡や腹腔鏡手技を修練するための高性能シミュレーターが されており、これらの機器を活用した研修を定期的に開催している。 されており、これらの機器を活用して小優報告を活用している。 また、研修医を対象として、最新の機器等を活用している。 また、研修医とすりを含めまして、最新の機器等を活用している。 し、各開始している。 平成25年度は計17回(16テーマ)開催し、403名が参加するとともに、研修に際しては、国立病院機構のネットワークを含し、各領域の専門性に秀でた指導医が平成24年度から48名増加し、174名が指導に当たった。特に、そのうちのスキルアップラボ施設を用いて行た回数は、平成24年度の4回から平成25年度は6回に増加し、全人的な人材育成に重要な役割を果たしている。	5. ITを活用した精神科領域における多施設共同研修の実施(再掲) 平成20年度より、肥前精神医療センターを中心に複数の病院をTV会議システムでつなぎ、各病院共通の講義、講演、症例検討会等を行う多施設共 修システムの運用を開始し、平成21年度には、花巻病院、久里浜医療センター、東尾張病院及び琉球病院、平成22年度からは小諸高原病院、賀茂精療センター及び菊池病院が参加、合計8病院により運用しており、講義を中心に原則週2回開催し、効果的な教育研修を実施している。 また、コメディカル等が開催するセミナー・学習会にも当システムを活用し、研修内容の充実を図った。	
田 福 井 田	(5) 医療従事者研修の充実 質の高い医療従事者を	ため、コ・メディカルをはじめと、する医療関係職種を対象とした研修たどについて更なる光寒を図る。特に、医療技術の向上を図るたま、土物店がの事事は中の	3、Xがかかの米高子 に整備するとともに、 構の全国的なネットワートを用いる。	フ 1 1 分 H C・7.3 3 3 3 5 9 5 9 5 9 5 9 5 9 9 9 9 9 9 9						
中期目標										

(2) 地域医療に 財 計	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者を対象とした研究会等について、各病院において地域の研修ニーズの把握やアンケート調査による研修内容の評価・検証等により内容の充実に努め、ホームページやパンフレット配布等で参加を呼びかけたほか、地域の医療関係機関等とも連携して開催するなど積極的に実施した。この結果、平成2.5年度において3,47.5件(平成2.0年度比5.3%増)の地域の医療従事者を対象とした研究会等を開催し、地域医療従事者へ向けた医療情報発信に貢献した。 下	4 総合的事項 (1) 個別機能ごとび総合的な検証、改善等 (1) 個別機能ごとの総合的な検証、改善
	出	実施 政策医療に貢献する研修事業の 実施 政策医療ネットワークにより確 立したBBMの成果等を普及させるため、各種院は、地域の医療院 るため、名病院は、地域の医療院 事者を対象とした研究かせ城に 民を対象とした公開講座等を開催 し、地域社会に貢献する教育活動 を実施する。当該研究会等の内容 の充実に努めるとともに、開催件 数について中期目標の期間中に 成20年度に比し15%以上の増	総合的事項 以書等 以書等 中級と日本度末を目流に、個々 中級と日底末を目流に、個々 中級と日底末を目流に、個々 を対めた砂葉・信、整度状況等に係る機能、 を自めた砂原工化で一般で を自めた砂原工化。 を自めた砂原工化を指揮を持ずる。 その際、可及砂準性層を購する。 心等、 一部の一部では、 中級の場では、 中級の場では、 のの影楽に物が発酵を購入。 一部の一部に、 中級の場では、 のの影楽に特が発症する医療計画、 一部の一部に、 中級の場合は、 のの影楽にある場合は、 がは、 のの影楽に特が発症する医療計画、 はの一面に特別の のの影楽に特の をはないる のの影楽に特の のの影楽にある をいて、 では、 のの のの のの のの のの のの のの のの のの の
4	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		(1) 個別場院に上の総合的本種 、 1) 個別場院に上の総合的な機能、 中成22年度末冬目孫に、個々 中成22年度末冬目孫に、個々 少22、一次の の場院に上、政策医療に、個々 少2、八総合的に検証し、光系殊等の か2、一次の を3、 12 を を3、 12 を を4、の際、近隣に分の が3、近隣に分の発酵性である を4、の際、近隣に分の が3、近隣に小次の が3、12 は間面の が3、12 は間面の が3、12 により が3を付ける が3を が3を が3を が3を が3を が3を が3を が3を

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	 (2) エイズへの取組推進 エイズへの取組 エイズへの取組 HIV裁判の和解に基づき整備されたブロック拠点病院については、全国8ブロックのうち4ブロックで国立病院機構の病院が指定されており、各年度において、全科対応による総合的な診療、臨床研究、人材育成の取組を推進した。 【各年度における体制強化の取組状況】 【各年度における体制強化の取組状況】 「エイズ治療開発センター」を設置 平成21年度:名古屋医療センターにおいて、院内に「エイズ治療開発センター」を設置 平成22年度:九州医療センターにおいて、「AIDS/HIV総合治療センター」を設置 	ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修、会議を積極的に実施している。 【平成2.5年度の主な研修等実施状況】 ○仙台医療センター	、東北ヴェック・エイズ拠点病院等連絡会議等合計 10 個の会議・研修を 7 回開催 〇名古屋医療センター ・ 中核拠点病院ネットワーク会議等連絡会議等合計 24 個の会議・研修を 31 回開催 ・ 大阪保索センター ・ 近畿プロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議等合計 4 個の会議・研修を 36 回開催 ・ 九州アロックエイズ診療ネットワーク会議等合計 4 個の会議・研修を 18 回開催	 ・国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 国立病院機構の医療従事者(医師、看護師、薬剤師など)を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、国立病院機構におけるエイズ治療及びHI 感染対策の充実を図ることを目的に、各年度において、HIV感染症研修を国立国際医療研究センターと共同開催した。 	【平成25年度開催状況】 ・開催場所 国立国際医療研究センター(北海道東北、関東信越プロック) 大阪阪東センター (東海北陸、近畿、中国四国、九州ブロック) ・研修参加者	,则廖参加祖 医師 2名、看護師 11名、薬剤師 8名、医療社会事業専門員 4名 計 25名	3)調査研究機能の強化	6 -47	総合研究センターの組織については、医療部研究課(治験推進室を含む)を移行・強化した臨床研究統括部と治験研究部に加え、新たに診療情報分析部を 设置し3部体制とした。 新設の診療情報分析部は、政策医療ネットワークを活用した診療情報の収集・分析により医療の質の向上と均てん化につながるエビデンスを集積するとと 。に、医療政策に貢献することとし具体的には、	①臨床評価指標の継続的提示を通じて、国立病院機構各病院の医療の質を計測し、その向上を図る。②患者の病態にあった適切な医療(標準的な医療)を提供していくための標準的医療プロセヌを提示する。③国立病院機構各病院における政策医療の実施状況の検証を行うことにより、政策医療遂行能力を向上させる。	、また、マの21年度に診療情報分析ワーキンググループを立ち上げ、診療情報分析部における診療データ収集に係るシステムの設計、整備等設立準備のた 5の検討会を7回開催した。 検討会では、収集する診療情報の種類を特定し、患者単位のデータベースとすることを決定するとともに、個人情報に配慮し診療情報匿名化の検討、情報	分析システムの構築方針を定めた。 その結論を基に、平成2年4月総合研究センター診療情報分析部を設置し、年度内に導入する診療情報収集・分析システムにより、各144病院のレースでは、カアに対し、BC 調査用データ等診療情報を収集・分析を行うためのデータベースを構築するに至った。 プトデータ DC 調査用データ等診療情報を収集・分析を行うためのデータベースを構築するに至った。 今後、新臨床評価指標に係るデータ収集を開始し、新指標の妥当性等について検証を行うとともに、DPC調査データ等を活用し各機構病院の診療特性、 地域急性期医療への貢献、医療の質に関連する診療プロセスを評価する研究等を実施し、医療政策に貢献することとしている。
围提群中		へ、フロック型品務所による中級 拠点病院への支援、中核拠点病院 による拠点病院に対する研修事業 の実施及び医療情報の提供など引き続きエイズ医療地点体制の充実 に発める。	なお、これらを進めるに当たっなお、心要に応じて国立国際医療センター戸山精院エイズ治験・研究開発センターと相互の連携体制を図る。	. C			研究・情報発信機創 研究、治験、診療	析を総合的に推進するため、本部 に総合研究センター(仮称)を設 置し、政策医療ネットワークを活	調査研究・情報発図る。			
中期目標中	(2) エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、 H I V裁判の布解に基づき国の責務となった被害者の原状円復に可 務となった被害者の原状円復に可 けた医療の取組を着実に実施し、 エイズ患者及びH I V感染者の増 所に適切に対応できるよう必要な 取組を進めるとともに、後天性免 移入全体権能に関する株中総発											

田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1 目標	中期計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			2、総合研究センターにおける取組(再場) 2、総合研究センターにおける取組(再場) 2、総合研究センターにおける取組(再場) (1) 観光評価情報では、医療の質の向上に向けた取組として、臨床評価指標を用いて医療の質の評価を実施し、結果については、各施設にフォードバックを
			 <pdcaサイクルに基づいた改善事例> ○注射抗菌薬投与患者に対する培養検査施行率 [目標値70.0%以上] ○注射抗菌薬投与患者に対する培養検査施行率 [目標値70.0%以上] ○注射抗菌薬投与患者に対する培養検査施行率 [目標値80.0%] ○慢性開棄性肺疾患者に対する呼吸器リハビリテーションの施行率 [目標値80.0%] 「PDCA開始前1 平成24年度 50.5% → [PDCA開始] 平成25年度 83.3% ○外來糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の施行率 [目標値30.0%] 「PDCA開始前] 平成24年度 13.7% → [PDCA開始] 平成25年度 22.8% なお、臨床評価指標は、他の医療機関でも70指標と同様な指標を作成できるよう、計測マニュアルを作成・公表し、我が国の医療の標準化に貢献している。 また、平成22年度から、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた分析・改善策の検討を行きた。 また、平成22年度度から、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、平成23年を度の対し、正成26階級の公表を推進することを目的とした厚生労働省の事業である「医療の質の評価・公表等推進事業」を実施し、平成23年 12.2% </pdcaサイクルに基づいた改善事例>
			役分析レポート 投分析レポート 投分析レポート 投分析レポート 投分析レポート 投入がレセプトデータについて収集・分析を実施した。 内容は、以下のとおり。 内容は、以下のとおり。 内容は、以下のとおり。 内容は、以下のとおり。 対象がにおける各病の役割・機能などを可視化数などの診療実績に関する分析 なにおける各病の役割・機能などを可視化生物と対析、周辺病院との患者シェアの比較の なにおける各病の役割・機能などを可視化とが一般であるWOT分析、周辺病院との患者シェアの比較の なにおける各病の役割・機能などを可視化とかせて集計を行う仮想診療科分析(診療情報分析 対策プロセスに関する分析 対域の適正使用に関する分析(アルブミン/濃厚赤血球(MAP)比の分析)等 を対医薬品の使用促進に関する分析(全ての使用薬剤における後発医薬品比率の分析)等 とる 5年度は新たに以下に取り組んだ。 23年度は新たに以下に取り組んだ。 23年度は新たに以下に取り組んだ。 24度は新たに以下に取り組んだ。 25年度は新たに以上の機関の近距離、10病院との位置関係や方位別距離別の累積患者数の分析 を対しては、急性期・亜急性期、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、障害者、結核、精神、 数別では、急性期・亜急性期、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、障害者、結核、精神、 数別では、急性期・亜急性期、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、障害者、結核、精神、 数内容は点で分析を行い、全144病院毎の診療機能分析レポートを作成した。

中期日標	田 提 計 田	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		 ○ 手成24年度は新たに、以下に取り組んだ。 ③より詳細な診療内容に関する分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
40		外部競争的資金をもとにして 臨床指標の算出方法の4 臨床評価指標の妥当性の4 る患者個票データを用いた2 エビデンスに基づいた言 診療報酬改定を行う際、1 診療報酬改定を行う際、1 が分析内容を中区略の議論
		 ③ 「大規模 DPC データセットを利用した意志決定支援システムの開発に関する研究」(文部科学省科学研究費) ④ 「我規模 DPC データを利用し、機械学習を利用した意志決定支援システムの研究開発を行う研究で、本年度も引き続き開発を行った。 ④ 「我が国の医療資源の必要量の定量とその適正な配分から見た医療評価のあり方に関する研究」(厚生労働科学研究費) 日本全体の DPC 制度の維持発展のための基礎資料を作成するための研究で、本年度も引き続き今後の DPC 制度の方向性に資する研究を実施した。 (4) 成果の発表と情報発信 (4) 成果の発表と情報発信として、論文の発表、学会発表及び医療等関連専門誌での連載を行った。平成25年度において、英語原著論文15編(合計 Impact Factor 42.793)、日本語原著論文15編(合計 Impact Factor 42.793)、日本語原著論文1編、日本語総説3編及び学会における発表を実施した。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置1 効率的な業務運営体制	(1) 本部・ブロック毒務所による病院指導・支援機能の強化 1. 本部・ブロック毒務所による病院指導・支援機能の強化 1. 本部・ブロック機能の強化 1. 本部・ブロック機能の強化がフロック事務所の調直 同人もの実施、経営管理指標や変形実績の比較等の情報提供、臨床研究の総括、治験の推進、影解情報の分析・情報発信等を行うことにより、各角院の業務 同人もの実施、経営管理指標や変形実績の比較等の情報提供、臨床研究の総括、治験の推進、影解情報の分析・情報発信等を行うことにより、各角院の業務 本程と3年度) ・ 内部監査を担当する専任職員を配置した業務監査室を耐設 ・ 保度 3年度) ・ 成項 3年度) ・ 成項 3年度) ・ 成項 3年度) ・ 成項 3年度) ・ 成項 3年度) ・ 成本・ブロック車務所については「独立行政法人がと発展情報の分析・情報発信を行う総合研究センターを衝放 ・ 成準 3年度) ・ 成本・ブロック車務所については「独立行政法人が、 ・ 病院の経営情報分析機能を強化するため、平成25年1月から経営情報分析問門を設置 ・ 病院の経営情報分析機能を強化するため、平成25年1月から経営情報分析問門を設置 ・ 病院の経営情報分析機能を強化するため、平成25年1月から経営情報分析問で設置 ・ が高の経営情報分析機能を強化するため、平成25年度末に廃止した。 な	
围墙路中	第2 業務運営の効率化に関する目標 を達成するためにとるべき措置 企業会計項則の下、部門別決算、月 医狭難等の精度を高め効率的で透射な 医薬盤含の確立を図る。また、財務のにおいては、国立病院機構全体として 収支相償(経常損益ベース。以下同じ。)の経営の自指する。 れらと併せ、以下のじ。)の経営を目指す。 れらと併せ、以下のじ。)の経営のを目指する。 れる的で表表運営体制 国立病院機構においては、本部・国立病院機構においては、本部・国立病院機構においては、本部・コック組織、院内組織及び職員配置 置等について、効率的な運営が可能とする。 本々地大する業務量に対応するとなる組織とする。 4年を増大する業務量に対応するとの別業務の必要性・重要等 性、やり方等の見直しを図り効率化	(1) 本部・ブロック事務所による病院指導・支援機能の強化 本部・ブロック機能の強化 本部・ブロック組織に、その役割分担に対対合理的かつ効率的た、独力で実施 についてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・多級情報の分別を制めた業務の対理で実施し、此のでは対すないないでは、このいてはブロック組織が分担するなどにより、病院業務の指導・多級情報の分析を行う総の研究とファー(仮称)を設置し、難疾の方実と情報を信息を設置し、業務・システムの最関化制とし、業務・システムの最高化し、業務・システムの最高に計画の検証・評価についても引き続き実施することとする。 プロック事務所は、清院の事務を理支援機能に重点を置いた組織をする。	
中期日報	第3 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、 効率的で透明性の高い業務運営を行う こと。また、国立病院機構全体として 収支相償の運営確保を図ること。 「有病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、効率的な業務運営 を病院が果たすべき機能や地域事情も踏まえつつ、効率的な業務運営 で、事力的に見直しを行うこと。 また、業務の効率化や職員の意欲 の向上に資するよう、適切な業績評価を実施すること。 また、業務の効率化や職員の意欲	ならに、入札・契約事務の公正体や透明性の確保を含むコンプライインンス(法会連件) 徹底のの和各権活するとと、加速において、放射にないて、放射にないて、放射にないて、放射にないて、放射にない、全角には、水水・大大大力を強性を対して、大大大力を発射をできた。 「国立病院・兼養用の力・によって、表別とは、全角にのが、独立行政法人国立籍に、推議を対して、公司国立籍に、兼養用の再編成・中国に対し、独立のものをいう。)に在のも、2月29日間議解告)に基づく業務として、「国立病院・療養所の可輸成・中国によいなのものをいう。)に在められていた再編成対象病院の、分にあられていた再編成対象病院の、方、平成のものものをいう。)に在められていた可属成が多ないで、大再編成対象病院の、方、平成のものをいる。)にためられていた。 「大成11年3月の計画に、後のものも3月20年度末において、本集節となっている。	

中期目標	田 祖 計 田	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		3. 個別為所毎の務當改藝計画の実施及び支援(第2の2の3参隔) 時本ブランは、平成2の存成か22年度が28年を発展が展出である。 高型が大力に、平成2の存成か22年度が28年を発展が経常収支、一日平均入院患者数、患者一人当たり入院診療額について、前年度実績及び当該年度 の年度計画との比較を行うなど、その進移状況の確認を行うた。 また、計画量素体程度が行うなど、その進移状況の確認を行うた。 また、計画量素体程度が行うなど、その進移状況の確認を行うた。 するがないて、一年10月を表現が10月を表現が10月では、10月でいるが20月1日では、10月でいる病院等への個別訪問やヒアリング(近く13時院)を実施 する等、収支収養に努めた。 では、10月であれた期間にからを無力である。 実備を上回っている特別を発展の運算を無効するを開展を進成した利能が346時院、経常収支が平成22年度計画を下回った病院が12時間、55.前年度 実備を上回っている特別を指別となった。 また、平成23年度末おいて、再生ブランの設計として、設善日標を達成した利配は33月の発展を表別を自身がある。 また、平成23年度末だおいて、中生ブランの設定して、企業目標を進成した利能に30月に30月に30月に30月に30月に30月に30月に30月に30月に30日に30月に30日に30日に30日に30日に30日に30日に30日に30日に30日に30日
	② 効率的な管理組織体制 機構本部・ブロック合計の職員 数について、平成20年度末の 291名から288名へ見直しを 行う。 参考 平成15年度末 平成20年度末 388名 → 291名 本6国立第 本部・ブロック 院部地方厚 事務所の定数 住(対)局病 原管理部の 定負	 ② 効率的な管理組織体制 1. 6プロックによる効率的な管理業務の機続 4. 6プロックによる効率的な管理業務の機続 5. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.

中思雨森	画 益 舜 由	
	③ 内部統制の充実 内部統制の充実を図るため、本 部内組織を見直し、内部監査、調	③ 内部統制の充実1. 本部組織の見直し
	達(契約調査等)を実施する組織 の明確化と専任職員の配置を行う。 また、コンプライアンスの徹底 に対する取組の推進を図るため、 各組織にはいる取組の推進を図るため、 各組織にはいる取組の進化(接合	(1)
	過十状況の確認方法の確認 うことや職員への周知、研修会の 開催により職員の倫理観を高めた いん。	(2) 本部において、各病院の契約事務の透明性・公正性・競争性を確保するため、また、各病院の経営改善を促進するための組織として、平成21年4月に 「調達契約係」を設置し、契約事務に関して各病院への指導や契約調査の取りまとめを行うとともに、医薬品共同入札の実施や物品購入に係る市場化テストへの対応を行った。平成25年度においては検査討薬及び事務消耗品等(市場化テスト第2期分)の共同入札を実施した。
		2. 内部監査 実地監査については平成25年度から平成27年度までを1クールとして全病院を対象に実施する予定であり、平成25年度は44病院、2ブロック事務所を対象に実施した。独立した内部監査部門である業務監査室にブロック事務所が同行する体制を原則とし、実地監査の標準化により監査業務の質の向上を図ることで、病院業務の品質管理を推進した。 また、内部監査計画では、病院業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、特に契約と現金管理に関するものを中心に重点項目として定め、書面及び実地による内部監査を効率的に実施した。
		【平成25年度における主な重点項目】 ・支出原因契約に関する事項(契約審査委員会の実施状況、随意契約基準の適合状況、一者応札・落札率100%の解消への取組状況、競争性・公正性・ 透明性(特に公募型企画競争の評価基準等)の確保状況、契約監視委員会からの指摘に対するフォローアップ) ・収入管理に関する事項(窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況) ・支払に関する事項(絵収体制、会計伝票のチェック体制)
—52 —		(1) 書面監査各年度において、各病院において、本部で作成した自己評価チェックリストに基づき、病院長自らが実施責任者として、自院の内部統制状況をモニタリングするとともに、自己判定結果を業務監査室に報告した。病院長は、自己評価チェックを通して各業務担当者に対し、業務への取組み方、ポイント等を再確認させるとともに、是正すべき事項を発見した場合は、当該業務担当者に対し、速やかに改善措置を講じるよう指示した。また、各病院から報告された自己判定結果を実地監査へ反映させるとともに、翌年度の内部監査計画の重点項目の設定に役立てた。なお、各年度の実施病院数は全病院となっている。
		(2) 実地監査① 計画的監査各年度において、外部監査機関の監査結果、監事や会計監査人からの意見、契約監視委員会からの指摘、会計に関する非違行為、書面監査の実施状況等を踏まえ、本部、プロック事務所が必要と判断した病院と本部及びプロック事務所を対象に実地による監査を計画し、実施した。
		【平成25年度実施状況】 ○実施数 44/143病院 及び 2ブロック事務所 ○主な指摘事項 ・契約書の契約解除及び賠償金の条項に不備がある。 ・収納担当者の指名が行われていないなど、業務が適正に管理されていない。 ・収納担当者の指名が行われていないなど、業務が適正に管理されていない。
		② 臨時監査 内部監査計画で実地監査を計画した病院に限らず、会計処理の不適正な事案が認められた病院については、臨時の内部監査を実施した。
		【平成25年度実施状況】 ○実施数 5病院 ○事案例 ・検査試薬の業者による水増し請求事案 ・医療機器修理代金の業者による水増し請求事案 ・現金の亡失に係る事案
		3. コンプライアンスの徹底 各年度において、コンプライアンスの推進を図るため、各病院等で実施する新規採用職員研修において、コンプライアンス制度の周知徹底を行った。 また、各病院等のホームページや院内の掲示によりコンプライアンス推進の趣旨について取引業者等への周知を行うとともに、派遣業者及び受託業者との 契約に当たっては、業者から病院等へ誓約書を提出することとしている。 契約に当たっては、業者から病院等へ誓約書を提出することとしている。 さらに、平成22年度からは、各病院等において、本部で作成した法令遵守状況に関する自主点検チェックシート (マニュアル)を活用し、職場内における四半期毎の自主点検に取り組んでおり、平成25年度は138病院が実施した。

中期目標	中期計画	
	(2) 弾力的な組織の構築	(2) 弾力的な組織の構築
	① 院内組織の効率的・効果的な構	① 院内組織の効率的・効果的な構築
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 診療部門 診療部門の組織体系については、部長数及び医長数を部下数や地域事情を考慮した組織とすることで、効率的・弾力的な組織体制とした。 また、平成25年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィー病棟における療養介護サービスへの移行や患者の高齢化の進展等に伴い、介護・福祉サービスの向上に取り組むため、身体介助等の業務に加え介護福祉士としての専門的知識・技術を総合的に活用して介護計画の作成等介護過程を展開し、患者個々の状態に応じた適切な介護を提供する「療養介助専門員」を新たに位置づけた。
		2. 事務部門 収益と費用を一元管理する企画課と、庶務及び労務を司る管理課の2課体制から成る効率的な組織体制を維持した。 また、病床規模に応じた事務部門の見直しを行い、平成25年度においては、事務部長制110病院、事務長制32病院の体制となっている。
		平成 2.0 年度
		※1 平成25年5月に善通寺病院と統合した香川小児病院を除く ※2 平成20年12月に廃止した南横浜病院及び平成22年3月に西札幌病院と統合した札幌南病院の2病院を除く
		3. 臨床研究部門 臨床研究部門の組織体系について、研究実績による評価を元に組織の見直しを行い、臨床研究センター12か所、臨床研究部71か所により、臨床研究・ 治験の推進を図った。
	② 組織運営の方針	② 組織運営の方針
	ア副院長複数制の導入	ア 副院長複数制の導入
	病院の機能に応じて複数の副 院長(体命事項を担う場合を含 む)の配置を行うともに、副 院長の役割と院内での位置づけ を明確化する。 また、看護職や事務職の副院 長について、必要に応じて配置 する。	副院長の役割と院内での位置づけを明確化し、平成25年度までに、10病院で副院長複数制を導入した。(平成20年度5病院→平成25年度10病院)また、機能に応じて特命事項を担う副院長を、平成25年度までに、13病院において設置し、病院経営・地域医療連携、看護師確保の特命事項にそれぞれ取り組んでいる。(平成20年度5病院→平成25年度13病院)
	イ 地域連携部門の体制強化	イ・地域連携部門の体制強化
	すべての特別の地域医療連携室に専任職員を配置して体制を強化し、地域医療との連携への	地域医療との連携強化を図るため、全ての病院に地域医療連携室を設置した。 平成25年度までに、103病院で専任職員(277名)の増員を行い、139病院で専任職員(577名)を配置し、紹介率等の向上を図った。
	AX#1 & 2필(占) ' 'O' .	紹介率 2 0%未満 1 3 病院 2 5年度 差引 2 0%以上4 0%未満 3 6 病院 △ 1 3 病院 △ 1 9 病院 → 1 6 病院 → 1 6 病院 → 1 6 病院 → 1 6 病院 → 1 4 2 病院 ※) 1 4 2 点
		逆紹介率

	開
五 看護部門の体制強化 着腰部門については、精維部 用とする。 東大、海峡のか運動やな運営体 東大、海峡にためてて、副電機部形を対 東京にたって、副電機部形を対 東京にたいて、副電機部の強化を図 表のでとの海床規模や 東京にたいて、副電機部の強化を図 表のでとの海床規模や 表のでとの海床規模や 表のでとの海球規模や 表のでとの海球規模や 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一番機体側の強化を図 表のでは、一般を対 本のの一般を対 本ののの一般を対 本のののの一般を対 本ののの一般を対 本ののの一般を対 本ののの一般を対 本ののの一般を対 本のののの一般を対 本ののの一般を対 本ののの一般を対 本のののでので 本ののののでので 本のののでので 本ののので 本のののので 本のののので 本のののので 本のののので 本のののので 本ののの	動職員で配置し、外来部門には看護師長等の管理者などの常勤職員を配置するとともに、短時間の非常勤職員の確保が可能 した看護師配置とした。 した看護師配置とした。 裏定名養師 8 6病院 253名 4病院 56名 103病院 473名 13病院 13名 103病院 263名 21病院 28名 1118病院 653名 21病院 33名 2118病院 653名 21病院 33名 216年度から新たに基本給表を設け事務職員とは区分することとし、DPC対象病院等へ重点的な配置(平成20件度を可分との配置とした。 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20件度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行って、 2118条件の登金を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院・10年度39病院)を行っている。
機能に応じて、副者護部長を複数配置し、看護体側の強化を図 平成220年度 45病院 平成23年度 84病院 平成23年度 92病院 平成23年度 92病院 平成23年度 92病院 平成23年度 92病院 平成23年度 92病院 平成25年度 103病院 平成25年度 103病院 平成25年度 103病院 平成25年度 103病院 本集的の配置を見直し、効率的・から成る効率的な組織体制を維持を指する。 カー人材育成、教育研修機能の強 たい、一度 54、影療情報管理士について 度65名一平成25年度207名 また、影な情報の数音や有 から成る物な人材育成をし、更に離職的 24年度に取りまとめた。また、網院に職員の教育研修 は24年度に取りまとめた。また、調際に職員の教育研修 1また、国立病院機構の看護部	 認定看護師 場有院 5名 4病院 5名 94病院 13名 6病院 7名 134院 13名 16病院 20名 114病院 26名 15病院 28名 118病院 28名 21病院 38名 21病院 28名 21病院 26年度 39病院 27の 26年度 20年度 20名 20名 20名 20名 20名 20名 20名
本事務部門の改革	営状況の把握、経営状態を踏まえた適正な運営および経営戦略の立案を司る企画課と、庶務及び労務を司る管理課の2課体した。 せた。 報酬請求事務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行っては、平成24年度から新たに基本給表を設け事務職員とは区分することとし、DPC対象病院等へ重点的な配置(平成20)を行っている。
カン成る効率的な配置を表面し、効率的、から成る効率的な組織体制を維持ない。 カン 人材育成、教育研修機能の強 カン 人材育成、教育研修機能の強 の	営状況の把握、経営状態を踏まえた適正な運営および経営戦略の立案を司る企画課と、庶務及び労務を司る管理課の2課体した。 した。 報酬請求事務の改善を図るなどの目的から医事専門職の複数配置(平成20年度5病院→平成25年度39病院)を行っては、平成24年度から新たに基本給表を設け事務職員とは区分することとし、DPC対象病院等へ重点的な配置(平成20)を行っている。)を行っている。
カ 人材育成、教育研修機能の強 力 人材育成、教育研修機能の強 力 人材育成、教育研修機能の強 カ 人材育成、教育研修機能の強 方 人材育成、教育研修機 カ 人材育成、教育研修機 表育担当)の配置 力 人材育成、教育研修機 カ 人材育成、教育研修機 表立人材育成をし、更に離職的 中央18 中央 18	は、平成24年度から新たに基本給表を設け事務職員とは区分することとし、DPC対象病院等へ重点的な配置(平成20)を行っている。 機能の強化
ル 人材育成、教育研修機能の強 カ 人材育成、教育研修機能の強 化 著継節長(教育担当)の配置 1、 キャリアパス制度の充実(再掲)を行い、新人看護師の教育や有 ない 更に離職的 上を図る。 また、病院に職員の教育研修 また、国立病院機構の看護部門 また、国立病院機構の看護部門 また、国立病院機構の看護部門 また、 国立病院機構の看護部門 また、	育成、教育研修機
 1. キャリアパス制度の充実(再掲) 平成18年度より運用している 習得できるよう教育体制の充実をE成24年度に取りまとめた。 また、国立病院機構の看護部門 また、国立病院機構の看護部門 	
三年では1970年年代年程し、キャリアン	図図をよっている。
宝を設置するとともに、看護師 長(教育担当)、事務職やコメデ イカル職権を含んだ組織体制の 構築を検討し、人材育成体制の 強化を図る。 の業務」を追加し、各業務を明確化している。	、プリセプターによる教育指導方 育支援のみならず、教育研修体制 新人を含む全看護職員への効果的 確化している。
専任教育担当師長の 平成20年度 平成21年度 年度 年	平成20年 平成20年 45病
(2) 新たな卒後研修制度モデルの実施について 新採用看護師が看護実践に必要な知識・技術を習 り、新採用看護師がやりたい看護を明確にし、自己 難施散への看護師供給にもつなげていくことを目信 指離かのの看護師供給にもつなげていくことを目信 指導体制の整ったローテーションにより、研修生は幅広 生8名は機構病院にて本人の希望する業務に従事してい また、モデル的導入実施後の評価を行い、その結	後研修制度モデルの実施について 清護師が看護実践に必要な知識・技術を習得し、卒後のリアリティショックを最小限にすること、及び院内・院外をローテーションすることによ 清護師がそのたいを環を明確にし、自己の適性を知った上で職場選択することにより、職場定着を促し離職防止を図るとともに、看護師確保困 看護師供給にもつなげていくことを目的とし、平成22年度においてモデル的導入を仙台医療センター、大阪医療センターの2施設で実施した。 たローテーションにより、研修生は幅広い領域の看護を実践しながら自己の適性を見直す機会となり、本研修制度への満足度は高く、研修 特にて本人の希望する業務に従事している。
2. 教育研修部及び教育研修室の設置 病院における教育研修機能の強化については、事務 病院、教育研修選能の強化については、事務	3 研修室の 3 海院で 3 海院で

中期目標	圃布	
) 組織のスリム化・適正化に
		1. 院内組織の効率的・弾力的な構築(再掲)
		(1)診療部門 診療部門の組織体系については、部長数及び医長数を部下数や地域事情を考慮した組織とすることで、効率的・弾力的な組織体制とした。 また、平成25年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィー病棟における療養介護サービスへの移行や患者の高齢化の進展等に伴い、介護・福祉 サービスの向上に取り組むため、身体介助等の業務に加え介護福祉士としての専門的知識・技術を総合的に活用して介護計画の作成等介護過程を展開し、 患者個々の状態に応じた適切な介護を提供する「漿養介助専門員」を新たに位置づけた。
		(2) 事務部門 収益と費用を一元管理する企画課と、庶務及び労務を司る管理課の2課体制から成る効率的な組織体制を維持した。 また、病床規模に応じた事務部門の見直しを行い、平成25年度においては、事務部長制110病院、事務長制32病院の体制となっている。
		※1 平成25年5月に善通寺病院と統合した香川小児病院を除く ※2 平成20年12月に廃止した南横浜病院及び平成22年3月に西札幌病院と統合した札幌南病院の2病院を除く
		(3) 臨床研究部門 臨床研究部門の組織体系について、研究実績による評価を元に組織の見直しを行い、臨床研究センター12か所、臨床研究部71か所により、臨床研究・治験の推進を図った。
		本給等の引下げを見送るなど 下げ、また、平成17年4月
		板職指与法に借しているところであるが、銀法移口時1k体を踏ま光た対応を行っており、国と異なる一部の諸機構の特性を考慮した手当であり、その趣旨及び目的5
		3.役員の人事 平成21年度末で任期満了となり改選期を迎えた国家公務員再散職者が就いていた3つの役員ポストについて公募を実施し、平成22年4月1日付けで任命した。(任命したポスト:理財担当理事、労務担当理事、非常勤理事) なお、平成23年度から平成25年度においては、国家公務員の再就職者はいない。
	(3) 職員配置 (3) 職員配置 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	(3) 職員配置
	や部門における横貫の関連数に しいては、全職員の職務と職責を 地慮して適切なものとするととも ア・ゴ無半ですさました。	 業務量の変化に対応した柔軟な配置 管理部門等各部門において、常勤職員と非常勤職員とによる業務量の変化に対応した柔軟な配置とした。
	ト、id動/注いかした配置及り医療 精要に応じた配置に取り組む。	(1) 病棟部門 病棟部門には必要な看護師を常勤職員で配置した。 また、平均在院日数の短縮により、上位基準が取得可能な病院及び特定集中治療室などの施設基準が取得可能な病院には必要な人員を配置し、収支の改善を図った。
		(2) 外来部門 外来部門には看護師長等の管理者や救急対応のための交替制勤務となる職員などの常勤職員を配置するとともに、短時間の非常勤職員の確保が可能である場合は、外来受付時間や外来診療時間帯に合わせた非常勤職員の配置を行った。
		(3) 育児短時間勤務 育児休業法に定める育児短時間勤務を平成19年8月に導入し、第二期国立病院機構一般事業主行動計画等により職員へ周知したところ、平成25年度 は、535名が取得している。
		平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
		取得職員数 107名 189名 244名 317名 433名 535名

中期目標	画 揖 揖 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		2. 技能職常勤職員の離職後の不補充(第7の1の②参照) 技能職については、平成25年度は87名の純減を図った。 (平成25年度から開始された雇用と年金の接続のための再任用で平成25年度は81人が再任用されており、この人数と合わせると168名で例年と同程度の純減数となる。)
		(これまでの削減状況)純減率純減率16, 258名 7.2%7.2%19, 263名 7.3%6.6%20, 239名 6.7%6.7%21, 1998名 5.6%8.622, 218名 6.1%8.623, 199名 5.6%8.624, 173名 4.8%8.725, 8638.726, 1%8.727, 8738.728, 8738.738, 8838.73738.738, 8838.73838.73848.83858.73878.73888.7388.7388.7388.7398.730<
		 その他のアウトソーシング (1) 検査部門におけるブランチラボの実施 正成っら年度キャアフェにつまた。
		(こ)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)
	(4) 職員の業績評価等の適切な実施 職員が業務で発揮した能力、適 性、実績等を適正に評価し、職員	(4) 職員の業績評価等の適切な実施 1. 全職員への業績評価の実施
	の給与に反映させるとともに業務遂行意欲の向上や図る業績評価制度について、当該制度の適切な適用者継続することにより定着を図った。	(1) 年俸制職員 院長及び副院長等(平成25年度は医長以上の医師 約2,600人)について、前年度の各個人の業績及び各病院の医療面・経営面の評価を実施し、 各年度の年俸に反映させるとともに、昇任等の人事について、評価結果も踏まえた上で実施した。
	9、併せて、人事制度への一層の 活用を図ることにより、病院及び 機構全体の能率的運営につなげる。	(2) 役職職員及び一般職員 管理職(平成25年度:年俸制以外 約4,000人)及び一般職員(平成25年度:約50,000人)に実施している業績評価について、各年度の 賞与に反映させた。 さらに、平成22年1月から(副院長等の年俸制職員については平成21年4月昇給から)業績評価結果を昇給に反映させるとともに、昇任等の人事に っいて、評価結果も踏まえた上で実施した。
		(3) 運用改善策の実施 各病院の業績評価の運用状況を確認 (平成25年度までに全病院に対してヒアリングを実施)し、運用改善策として、参考となる取組事例を全病院に周 知した。 また、平成23年6月期賞与から全職員に個人の評価結果を知らせ、意欲の向上や自覚を促すことにより、業務遂行能力及び業務実績の向上を図った。 また、各プコック事務所の業績評価担当者を本部に召集し、病院における問題点や取組について情報共有した。 評価者及び職員(被評価者)研修については、受講者が研修を受講しやすいようデキストをブラッシュアップするなど研修時間の短縮及び研修内容の充 異に努めた。また、参考となる目標設定事例や質疑応答の情報提供など、制度の一層の周知及びその運用の向上・充実を図っていくための施策を講じた。
		(4) 評価者としての資質向上のための施策 評価の質を向上させるため、平成25年度は、新たに評価者となった職員(約300人)の他、既に評価者となっている者(約300人)に対し、機構本部職員が講師を務め評価者研修を実施することにより、評価者としてのより一層の資質向上を図った。 本部職員が講師を務め評価者研修を実施することにより、評価者としてのより一層の資質向上を図った。 また、幹部看護師研修や看護部長等会議など機会あるごとに、評価者としての留意事項を伝えることによって、評価者としての質の向上に努めた。

	中期目標	画品	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(5) 監事監査、外部監査等の充実	(5) 監事監査、外部監査等の充実
		① 監査法人等を活用したチェック は割のみん	① 監査法人等を活用したチェック体制の強化
		体制の強化 毎年全病院に対し会計監査人に よる会計監査を実施する。	1. 評価委員会による評価結果の周知徹底 各年度の業務実績に対する独立行政法人評価委員会の評価結果については、国立病院機構のホームページ及びHOSPnet掲示版で各病院へ周知を行う ことにより病院運営に反映させるための意識付けを行った。
			2. 会計監査人による病院監査の実施
			(1)会計監査人による監査 各年度において、本部及び各ブロック事務所並びに全病院(うち平成25年度は重点監査50病院)を対象に、現地監査により会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。
			(2) ITの利用に関する統制状況の評価 各病院が導入している医事会計システムに関連する業務処理の統制状況について、各年度において、会計監査法人のIT担当者による施設監査(監査法 人が選定した20施設が対象)により評価を受けた。同監査では、医事会計システムにおけるアクセス権の管理状況、仕様及び導入方法等の状況、マスタ 一改修時のテスト状況の調査が行われた。
			3. 会計制度に関する説明会の開催
			(1) 一般筆記研修会 全病院の会計業務に携わる管理者及び人事異動により初めて会計業務に携わる職員を対象に、簿記の基本的な仕組み等について理解を深め、会計処理業 務における管理者の内部統制の質的向上を目的に、各プロック事務所毎に6箇所で研修を行った。(平成25年度受講者数 259名)
			(2) 習熟簿記研修会 各病院の日常的な会計処理の中から特に重要であり、注意を要する医事業務、固定資産管理に関する会計処理について理解を深め、さらなる会計処理の 習熟を図ることを目的に全病院の会計業務に携わる職員を対象に、各プロック事務所毎に6箇所で研修を行った。(平成25年度受講者数 175名)
57			4. 会計監査人からの指摘 会計監査人の実地監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、適時に本部に報告されることになっており、これらを本部において集計・分析した結果を、各病院にフィードバックすることで業務の改善及び適正な会計事務等の遂行に役立てた。 (平成2.5年度指摘例)
			・契約書に所た印か押りされているか、押り官理簿に記載かない ・医業未収金について、あるべき残高と財務会計上の残高と一致していない
			5. 会計監査人と連携した内部監査の実施(第2の1の(1)の③参照) 各年度において、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を目的に、会計監査人において実施する会計監査の実施状況等を踏まえつつ、 諸規程に対する合規性、業務運営の適正及び効率性を監査し、問題点の把握、検討及び改善を図るため、書面・実地及び抜打による内部監査を実施した。
		② 監事機能との連携の強化	② 監事機能との連携の強化
		A x y b y b y b y b y b y b y b y b y b y	1. 抜打監査 各年度において、監事との実地(抜打)監査について連携強化を図るため、内部監査計画において内部監査(抜打)を計画し、実施した(平成25年度は 8 病院)。また、契約に関する監査に加え、抜き打ち手洗が最も有効と思われる現金等の取扱いに関する監査についても実施した。
		を図る。	【平成25年度実施状況】○実施数 8病院○主な指摘事務・ 工株書の第定過程が記録・保存されていない。・ 契約書の条項に不備がある。

	中期日標	画 提 解 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		 (3) 外部評価の活用 日本医療機能評価機構等の病院 評価受審売院教を中期目標の期間 中に平成20年度末の46病院か 573病院以上にする。 	 ③ 外部評価の活用 日本医療機能評価機構の病院評価認定補院数は、平成25年度については2 病院(能本医療センター、鹿児島医療センター) が着たに認定され、合計で50 病院、生力の元。また、2 病院(官域希院、東海王海院) が平成25年度については2 海湾なっちり、認定待ちの状況となっている。
		(6) 再編成業務等の実施 田国立希院・療養所の再編成業 形については、中期目標の期間中 に続路台が予定されている1件を その経営に置きしつ音楽に実施 するとともに、残る1件について も統合に向けた準備を行う。	(6) 再編成業務等の実施 1. 北海道医療センターの設置(平成22年3月1日統合) 平成22年3月1日に西札幌病院と札幌商病院を西札幌病院の地で統合し、神経・筋疾患、成育医療及び免疫異常に関する高度で専門的な医療、がん、循 環器病等の専門的な医療、第三次救急医療、災害時の診療支援等の機能を備えるとともに、臨床研究、教育研修及び情報発信の機能を備えた施設として、北 海道医療センターを開設した。 2. 四国こどもとおとなの医療センターの設置(平成25年5月1日統合) 平成23年11月に開設・移転準備室を設置し、善通寺病院及び春川小児病院の統合新病院の名称や運営方針の決定、職員配置計画や患者移送計画の策定 ・実施などの諸準備を着実に進め、平成25年5月1日に統合して「四国こどもとおとなの医療センター」を開設した。
20 以及	業務運営の見直しや効率化による 収支改善 各病院が担う政策医療を着実に実 施し、総費節減、診嫌収入等の増収 及び医療資源の有効活用を図り、各 病院の収支改善を促進すること。	2 業務運営の児童しや効率化による、 収支改善 個々の病院の特色・機能を十分に 発揮させるとともに、院内の効率的・ 効果的な組織の構築や職員の適正な配 置を行うことにより。診構報側上の施 設基準の新規取得や効率的・効果的な 医療の提供を通じて安定的な収入の確 係を図るとともにコスト削減に努め、 個々図あとともにコスト削減に努め、 を対してもにコスト削減に努め、 それ以上を目指す。 なれ、QC活動奨励表彰を通じて、 サービスの質の向上や経営改善に関す なれ、QC活動奨励表彰を通じて、 サービスの質の向上や経営改善に関す をお、QC活動奨励表彰を通じて、 サービスの質の向上や経営改善に関す を称ら向上を目指す。	 2 業務運営の見直しや効率化による収支改善の推進 1. 収支相償を目指した収支改善の推進 各年度において、各病院に係る地域事情や特性を考慮し、より効率的・効果的な体制とする取組を進めた。各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬に係る上位基準の取得等を図るとともに、材料費等に係るコスト抑制に努め、個々の病院においても収支相信したことにより、機様全体として収支相償を達成し、高い水準を維持した。また、終収支も基本的に各年度によいて黒手を維持している。また、※収支しま本のに各年度によいて黒手を維持している。なお、平成21年度決算(経常収支)において31病院あった赤宇病院(再編成施設を除く)については、平成25年度に29病院(△2病院)に減少し、収支改善傾向を維持している。 「経常収支」 【総 収 支】 【黒宇病院数】 「赤宇病院数】 「赤宇病院数】 「赤宇病院数】 「赤宇病院数】 「北京院」に減少し、31 8億円 4 9 5億円 12 2 3 7 6

乗 四 取 中	国	2. 年度末賞与の実施 4年度末賞与の実施 4年度において、医薬収支が特に良好な病院の職員に対し、年度末賞与を支給した。 4年度において、医薬収支が特に良好な病院の職員に対し、年度末賞与を支給した。 3. 個別域院田の経営改革計画の実施及び支援 5. 個別域院田の経営改革計画の実施及び支援 (1) 再生プランは、平成20年度から平成22年度 117病院 平成20年3月末に本部において承認した中期的な個別網院毎の経営改善計画:5 8 機能(荷生プランは、アス・そりの指数状況の・確認を行うな。 12 日平均入院患者数、患者一人当たり入院診療額について、前年度実績及び当該 (2) 平成21年度実体心平成22年度12年度14 (3) 平立22年度 14度実体の平成22年度14度に対して必要があった。 14年均入院患者数、患者一人当たり入院診療額について、前年度実績及び当該 (4) 平成21年度実体の平成22年度14度に対しているなどの11期院を本部に指集し、再生プンの通抄状況を確認 (5) 及されたの事の展別を関係したから一個の股配を行すため、理算を発展した。 14年の経営の薬剤に対して経常収支が落して下回っている網に解しているなどの経営の禁制です。 14年度 (5) 対しの事務所の事る展育とかが、中度計画に対して経常収支が落して下回っている網に解しているなどの経営の薬剤に対して経常収支が落して下回っている網に解しているなどの経営の第一位 (6) では、24年間の経営の第一位の第一位を指して着限は30年の第一位の第一位を表現を表しているなどの経営の発展の表しているなどの経営を実施したから (7) 上の経りを発展した。 24年間できまして、企業目標を達成した者には、6年度は24年度をの限制に入して機能の表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
		※機構病院リスターンラン。 ※機構病院リスターンラン。 ※機構病院と対域価値知前収支が赤字となっている病院を対象として、平成24年度から3年間のうちに収支相償を実現するための経営改善計画を作成し、 集行に移するのは減価値知前収支が赤字となっている病院を対象として、平成24年度から3年間のうちに収支相償を実現するための経営改善計画を作成し、 もが設定しても医療機器の整備配進等を重点的に助成するとともに、プロック事務所と緊密に連携し、月水汽算における連捗管理、助言及び指導を 注入。本部としても医療機器の整備配進等を重点的に助成するとともに、プロック事務所と緊密に連携し、月水汽算における連捗管理、助言及び指導を (うこととしている。) 「平成25年度機器所以スターン・ 協画機工が収支が示す」 (単成25年度が13 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

	中期日標	国 指 群 中	中期目標期間の(2)の④参照)
			(1) 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組 各年度において、全国一斉に患者満足度調査を実施し、利用者からの指摘、意見をいただくとともに、その結果を各病院にフィードバックを行った。ま た、全ての病院で患者・家族からの意見積を設置しており、苦情等に対する改善事項を掲示版に貼り出すなど患者への割知を行った。これらの意見を参考 として、アメニティの向上、診療時間の改善、接通の向上等、様々な業務改善に取り組み、患者満足度を向上させるべく努力している。 として、アメニティの向上、診療時間の改善、接通の向上等、様々な業務改善に取り組み、患者満足度を向上させるべく努力している。 機構全体としては、法人業務に関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させるため、本部ホームページに開設した意見募集窓口に寄せられた 意見を毎日閲覧・対応するとともに、寄せられた意見の件数、主な内容等を月毎に取りまとめ、ホームページで公開した。 また、インフルエンザの流行状況をホームページに掲載し、毎月2回更新したほか、医師募集状況を診療科別に閲覧できるようにした。平成25年度は、 外国人の患者等にも対応するため、国立病院機構ホームページ「英語版」の作成に着手した。 さらに、各病院の特性も踏まえた積極的な広報活動を推進するため、全国143病院の広報担当者を対象に研修を行った。
			(2)業務改善に取り組む職員の人事評価 業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、その結果を適正に給与等に反映するとともに、良い部分は発展させ、改善すべき点は速やかに改善を図り、職員の業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を、平成16年度以降段階的に導入し、平成20年度には全常勤職員に導入した。
			(3) 国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業の見直し 国立病院機構が実施する事務・事業のうち、国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業については、各年度において、適切な病院運営、経営改善の観点から不断の見直しを行った。 なれ、予成25年度において、適切な病院運営、経営改善の観点から不断の見直しを行った。
			○平成25年度における病棟の稼働状況に応じた整理・集約 病診・病病連携による紹介率・逆紹介率の向上等により地域における連携体制を強化する一方で、平均在院日数の短縮化等により病床稼働率が非効率 になっている病棟等を整理・集約し病床稼働の効率化を図った。これにより、患者数を上回る過大な提供体制に起因する赤字拡大を防止するとともに、 医療内容の充実と医療人材の効率的な配置を図った。
60			平成21年度 7 病院(298床) 2 病院(100床) 2 病院(100床) 10病院(498床) 平成22年度 2 病院(108床) 4 病院(132床) 2 病院(100床) 10病院(498床) 平成23年度 3 病院(123床) 5 病院(188床) 1病院(44床) 9病院(355床) 平成24年度 6 病院(189床) 4 病院(121床) 1病院(52床) 11病院(362床) 平成25年度 3 病院(143床) 5 病院(121床) 1病院(52床) 11病院(362床) ※平成21年度の病院計数10は、一般病床と結核病床を集約した病院1カ所の重複がある。 ※平成25年度の病院計数6は、一般病床と結核病床を集約した病院2カ所の重複がある。
			6. 福利厚生費の見直し関係 法定外福利費については、事業運営上不可欠なものに限定し支出を行っている。
			(1) レクリエーション費用 平成20年8月に文書により周知徹底を図ったところであり、平成21年度以降、レクリエーション経費を支出していない。
			(2) 弔電、供花 平成22年3月に厚生労働省に準じて基準を作成し、文書により周知徹底を図った。
			(3) 健康診断等に係る費用 ・ 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した。 ・ 業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種を実施した。
			(4) 表彰制度・ 災害活動、永年勤続表彰に係る表彰等については、同様の表彰を実施している厚生労働省の基準を踏まえて実施した。・ QC活動奨励表彰については、業務の改善のために優秀な取組を行ったグループを表彰することで、QC活動の意欲高揚と各病院への普及を目的に実施した。

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	1)経営意識の向上	① 経営力の向上	1. 医事業務研修 診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる(診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える)人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した。 本研修は、2.5年度で6年目となり、医事担当で未受講の者に加え、新規採用事務職員、医事の経験のない若手職員、経営企画担当職員等に対しても積極的に受講を促し、経営力の向上を図った。	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度	受講者数 168名 127名 122名 117名 128名 134名 累計: 796名	. 診療報酬研修 平成22年度は、診療報酬改定内容の説明や請求漏れ防止策等について、レセプト点検を行う職員や診療報酬請求事務委託業者を監督する職員を対象と た専門的な研修を全国8箇所で実施し、319名が受講した。	. 診療報酬請求適正化研修 平成24年度は、診療報酬請求事務の精度の向上及び診療収益の確保を目的とし、職員によるレセプト点検を促進する観点から、効率的なレセプト点検の 手法を習得するための研修を実施し、121名が受講した。	病院経営研修 各年度において、各病院の経営企画担当職員に対し、病院経営の知識の習得及び経営分析能力の向上並びにBSC(バランススコアカード)を用いた戦略 目標の設定、アクションプランの策定、経営改善方策の着実な実践の習得を目的として、6 プロックで研修を実施した。 なお、平成24年度から「機構病院リスタートプラン」を開始したことを踏まえ、実績評価の手法の習得について新たに研修内容を追加した。 また、平成25年度は、診療報酬請求・分析能力の向上を含む戦略的な病院経営の手法を研修内容に追加した。	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度]	受講者数 277名 280名 251名 205名 236名 138名 累計: 1, 387名	② 政策医療にかかるコスト分析 重症心動機等、筋ジスト分析 ドディーのパランキによる人件費などの費用配振の問題や医事会計システムからデータ抽出する際のシステム障害も相俟って、統計上有効な分析には至らなかっ ドディーのがランキによる人件費などの費用配振の問題や医事会計システムからデータ抽出する際のシステム障害も相俟って、統計上有効な分析には至らなかっ では、この検証は実力を踏まえ、必要医療した経営上の課題について、経営情報等を分析し、効率的な運営体制について検討することを目的として、平成 エ成25年度は、本部の経営情報分析部門において、政策医療等の実施に係る経営上の課題について、個別特別の経営情報、レセブトデータ、DPC データ の詳細な分析を行うとともに、病院幹部とのディスカッションを経て経営改善方策、効率的な運営体制等の指導を行った。
围墙踩中	(1)経営意識の向上	① 経営力の向上 形り巻く 医疫部帯の歩んで 下ご	Sind Sind Sind Sind Sind Sind Sind Sind	月成で図る。また、経営分析及び経営改善手	法等の経営能力並びに診療報酬請 求事務能力の向上を目的とした研 (***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	修を定期的に行うことにより職員 の資質向上に努める。 2.	, m	4.			(3) 政策医療にかかるコスト分析
中期日標	(1)経営力と経営意識の向上 経営人材の確保や経営研修の主	用コンケン語は、 東を図るとともに政策医療のコス 、会体を行い、 数半部七の面 トレ	トカのと11v、 社合能力のパルンと 更なる意識改革を進めること。								

<u> </u>		中期計画 (2)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方決や業務委計	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告 (2) 業務運営コストの節減等
	の購入について、費用対効果や法人全体の債務を総合的に勘案して実施することとし、単価の見直し、品目の標準化、共同入札、後発展薬品の採用などを促進するととも、業務条業を適切に注用することも、	の推進・点検等様々な取組を行うことにより、中期目標の期間の5年間を発昇した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう費用の節減等を図る。	
	て、米が女話を通りに行いっている。と、なな、後発医薬品については、	① 業務運営コストの節減	① 業務運営コストの節減
	患者負担の軽減や医療保険財政のおきの組占なら巻号にある	ア 材料費 回発回を原装す で勢 出水 ジ	アが料費
	Q車の電ボがの数単クエノの50 %相当以上への拡大が図ること。 **では、留併併の無難や整合併	同種同刻医楽品の整理なる、 更なる使用医薬品の標準化を進 み、共同購入の対象品目を拡大	1. 共同入礼の実施
	G ひこ、 弱べが カキャ、カョッ 修事業についても効率化に努める いと。 また、総人件費については、医	シ、ズア暦・シンタル するなど、調達力法及び対象品 日等の見直しを行い、薬品費と 消耗品費等の材料費率の増加の	医薬品の共同入札 平成20年6月に、平成20年7月から平成22年3月までを調達期間とする共同入札を実施し、平成21年度は、その後の市場価格の状況等を踏 えた価格交渉を行い、平成21年10月に契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の抑制を図った。
	療サービスの質の向上、患者の処 遇の改善等にも留意しつり、簡素 で効率的た政府を実現するための	が制を図る。 また、包括評価等の今後の診 権裁學と庁を考慮ししく終発	2年7月から平成24年6月までを調達期間とす 状況等を踏まえた価格交渉を行い、平成22年1
	行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5	薬品の採用を促進し、平成2.4 年度までに数量ベースで3.0% (購入金額ベース1.5%)以上	。 4年7月から平成26年6月までを調達期間とする医薬品について、後発医薬品の追加等購入医薬品リストの見直しを行院の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センター及
	%以上を基本とする削減について、 引き続き着実に取り組むとともに 「経済財政運営と構造改革に関す	の採用を図る。なお、後発医薬品の利用促進にあたっての課題の把握にも努める。	れを実施した。 状況等を踏まえた価格交渉を行い、平成24年10月、平成25年1月 制を図った。
-62-	る基本指針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。その際、併せて、医療法、個形を23年度第203		(2) 医療用消耗品等の共同入札 ○ 平成21年度は、北海道東北ブロック事務所及び関東信越ブロック事務所において実施し、材料費の抑制を図った。 ○ 平成22年度及び23年度は、北海道東北ブロック事務所において共同入札を実施し、材料費の抑制を図った。 ○ 平成22年度及び23年度は、平成24年7月から平成26年6月までを調達期間とする医療用消耗品等について、平成24年6月に国立高度専門医療研究センタ
_	カンスンでが表記上でいた単独に 治った対応を行うことはもとより、 国の制度の創設や改正に伴う人材 確保も含めた政策医療推進のため の対応や医療安全を確保するため		度までの検査試薬の調達 各ブロック事務所が実施
	の適切な取組を進めること。 あわせて、給与水準について、 以下のような観点からの検証を行 い、これを踏まえた適正化に取り		ど美施した。また、半成25年3月に契約価格成25年7月に延続価格
	組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。 国からの財政支出の大きさ、		2. 国立病院機構使用医薬品の標準化(再掲) 平成17年度より医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、本部に標準的医薬品検討委員会を設置し使用医薬品の標準化の取組を進めている。
	類似の業務を行っている民間事業者の絵与水種等に照らし、現状の格々水種が適切かどうか十分な説明によった。		 ○ 平成17年度は、抗生物質、循環器用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成18年度は、精神神経用薬、消化器官用薬及び呼吸器官用薬について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 平成18年度は、補環器用薬、消化器官用薬及び解熱(鎮痛消炎剤・滋養強壮薬・ビタミン剤について、標準的医薬品の選定を行った。 ○ 下は19年度は、土地地の多田薬・高き町や田夢について、 一 西井の14年は、土地地の多田薬・高き町や田夢について、
	明ができるか。 ② その他、給与水準について の説明が十分に国民の理解の得ら		○ 平成21年度は、本相神経糸用業、優見毎月用業について、停車的と楽品の選定を行った。 ○ 平成22年度は、包装規格の統一や後発医薬品及び販売中止薬の削除等を行い、「標準的医薬品」の通知を発出した。 ○ 平成23年度は、平成22年度標準的医薬品リスト(2,584品目)の見直しを行い、後発品切替可能医薬品、後発品のない医薬品、名称・メーカ
	れるものとなっているか。 さらに、契約については、原則 として一般競争入札等によるもの		医楽品の情報等を新たに記載し、各病院に配布した。 先発医薬品、長期収載品、同一剤形・規格の後発品がある先発品、先 トの更なる活用を図った。
	とし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 国立病院機構が策定する「随		〇)標準的医薬品リストの全面的な見直しのために平成25年度よりデータの集積を開始した。 $ $
	意契約見直し計画」に基づく取組 を着実に実施するとともに、その Examina のオナティー		
	収組水ので公女 9 ること。 ② 一般競争入札等により契約 を行う場合であっても、特に企画		
	競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法		

	中期日標	田 背 計	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
1			3. 適正な在庫管理 (1) 保有在庫日数の縮減 各年度において、必要最低限の保有在庫日数となるよう縮減に努めた。特に、平成24年度は東日本大震災を踏まえて都道府県指定の災害拠点病院や教 命教急センターを有する病院における災害時用医薬品の備蓄を強化する中、必要最低限な保有在庫日数となるよう縮減に努めた。
			平成2 5 年度
			診療材料 棚 卸 資 産 1,917百万円 → 1,638百万円 保有在庫日数 11.2日 → 8.2日
			(2) SPD (Supply Processing Distribution:物品管理の外注化)の導入 SPDの導入については、適正な在庫管理を図る観点から、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目 の統一化による費用削減、無在庫方式による在庫の縮減の効果などを検討のうえ導入した。 なお、平成25年度末現在で、SPDを導入している病院は、88病院であり、平成25年度中に新たに導入した病院は3病院である。
			SPDを導入して 平成20年度 平成22年度 平成23年度 平成23年度 平成24年度 平成24年度 いる病院 74病院 83病院 83病院 85病院 86病院
			4. 材料費率の抑制 抗がん剤をはじめとする高額な医薬品の使用が増加する一方、医薬品等の共同入札による経費削減等により、材料費率が各年度とも同水準で推移した。
			平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
			材料費率の推移 23.5% 24.0% 23.6% 23.9% 23.7% 24.3%
-63—			 5. 後発医薬品の利用促進 ○ 平成21年度においては、後発医薬品の利用促進に向けての課題を把握するため、各病院の取組状況について調査を実施した。 ○ 平成22年度においては、薬効区分別の状況や各ブロック別・病院別の導入状況などの分析を行った。また、採用率の高い病院の取組事例や比較的採用頻度の高い後発医薬品をリスト化し、各病院へ情報提供を行った。 ○ 平成23年度においては、144病院の後発医薬品購入実績をもとに、後発医薬品切替検討に参考となる医薬品の品質、製造販売会社の安定供給等をで配えて、3年度においては、144病院の後発医薬品購入実績をもとに、後発医薬品切替検討に参考となる医薬品の品質、製造販売会社の安定供給等を確認していて、参考となる後発医薬品解りまして、2011を作成し、各病院へ情報提供を行った。更に、23年度薬価収載品の全先発医薬品の長期収載品のも、32、42、42、42、42、42、42、42、42、42、42、42、42、42
			● 来来品で、皮光医来間、シッピリーは出るタイドにし、同報な時でに ● 平成2 4年度においては平成2 4年7 月からの医薬品共同構入品目を発送薬品を数多く追加し、各施設における購入備素化を図った。更に、後発医薬品原力の医薬品共同構入品目を保めためメーカー、卸等と調整しできる限り安定供給を図った。 薬品原薬調達不具合により一時販売停止品目が頻発したが、代替品目確保のためメーカー、卸等と調整しできる限り安定供給を図った。 ○ 平成2 5年度においては平成2 5年4 月に厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において新算出法(分母を 「後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量」としたもの)で平成3 0年3 月末までに数量シェアで6 0 %の目標が示され、国立病院機構 としてもさらなる後発医薬品の使用促進を図るため、平成2 5年9 月に各病院に通知を発出し利用促進の取組を促した。なお、新算出法による後発医薬 品採用率は数量ペースで5 8.0%となっている。
			後発医薬品採用率 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
			数量ベース 16.4% 20.7% 24.6% 29.2% 30.5% 33.5%
			金額ベース 8.3% 8.8% 9.5% 9.6% 9.8% 10.0%

計 画 中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	る計画に基づき、 や各種施策などに 1. 業務委託契約の検証 、適正な人員の配 各病院における委託費の削減や効率的な業務委託契約を支援することを目的として、平成16年度から全病院における業務委託契約の契約額等について調 ともに、業務委託 査を実施しており、平成25年度においても、各病院が自院と同規模の病院の契約額等と比較検討が行えるよう、平成25年11月にその結果のフィードバ コケル酸に十分に 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	より、中類におるよう等に より、中期に関係の期間や人体 費率と委託費率を合計した率に ついて、業務の量と質に応じた 病院室は適正なかまと目になった 有機では適正なかまと目になった。 おのでは、実務の量と質になった。 有機のでは、またの確保及び患者の処遇の改善等にも留意しつつ、必要な人材確保を付いながら、人件費率と委託費率を合計した率について抑制を図った。	L : L : L : L : L : L : L : L : L : L :	#(平成18年符 等に基づく平成1 8年間で5分平成1 - 平成25年度までに7 病院で実施した。 - 1	mgkr ラインスカー 著と構造な草ともは A. 給食業務の全面委託の実施(再掲) 第2を構造な草に関 平成25年度までに17病院で実施した。	成基成際年酬行の含応	適切 (1) 総人件費削減に向けた取組として 国民 ① 技能職の離職後不補充 必要 ② 非効率病棟の整理・集約、事務職の削減 とす ③ 強注移行時の発与カーブの変更・調整額の廃止 により300億円の削減(対基準値△9.85%)を行い (2) 一方、国立病院機構としての役割を果たすための人件費増として、	の設置主体では代域医療計画を踏ま動びを禁制のできない。 動び善等のための体 前不足解消に向け 167億円増加した	引き続き、技能職の離職後不補充並びに非常勤職員への切替及びアウトソーシング化、非効率となっている病様の整理・集約により人件費削減を図ってい くが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、 一定の人件費増は避けられないものである。	(注)総人件費改革の対象人件費から除かれる給与改定分(平成19年度給与改定に伴う21億円の増、平成21年度給与改定に伴う57億円の減、平成22年度給与改定に伴う34億円の減)を除いたもの	6. 瞬員の給与水準(第2の1の(2)の③参照) 各年度において、当法人の給与水準については、国の給与制度等を踏まえ、通則法に則って適切に対応した。 医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させ、平成18年度の国の給与構造改革に伴う基本給等の引下げを見送るなど、 民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めた。 長間医療機関はよびればと踏まえながらな善を進めた。 著師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引き下げ、また、平成17年4月に 基本給の調整額を「特殊業務寺当」に切り替えるとともにその水準を引き下げるなどの措置を講じた。 また、事務・技術職員については、国の一般職給与法に準じているところであるが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引き下げるなどの	指責を講じた。 国家公務した。 適切な医療水準を確保する必要があることから、本部の全職員及び病院の幹部職員を対象として国に勤務する職員と同様に給与引下げ(職位に応じて平均▲ 7.8%)を実施した。
古 単 中	人 人件費 報等 人 本に関する 医療の高度化や も留意しつつ、 値に努めるとと についてもコメ	高しても2/60年12日 No 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	また、 R 後 が 上、 患者 の	届に <u>関す</u> る所角 毎第47岁) 8年度からの5 や丼木アナンジョ	き続き着実に取る経済を関係に取り、のでは、一般が財政運動は、サールがあり	4 か	医療安全を確保するため な取組を行う。 なお、給与水準に関し なお、給与水準に関し の理解が十分得られるよ な説明や評価を受けるよ る。					
中期目標												

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	 7. 国と異なる諸手当について (1) 民間医療機関等の給与実能を踏まえて数急医療・深夜動務等に応する手当 他間唇療験開発の給与実能を踏まえて数急医療・深夜動務等に応する手当 上、位間看護等	 投資の効率化 特際設計標準の発生 各年度において、設計仕様の標準化等の手法を活用するとともに、入札条件の緩和やフレックス工期の導入による競争環境の創出等の取組を行うことで、東日度において、設計仕様の標準に体験の含数大体を図ることを目的として、具体的かつ主要主義権を指すした。 2. 建築コストの制成 (1) 整備車価の関値に 標準化を図ることを目的として、具体的かつ主要主義地上状たがも確り込んだ「病院設計標準(一般病機鋼)」(平成21年度)、「病院設計標準(障害者病様編)」(平成22年度)、「病院設計標準(年格・放射線部門編)」(平成24年度)を策定した。 3. 建築コストの削減(1) を報告を図り、「病院設計標準(年格・放射線部門編)」(平成24年度)を変定した。 (2) 発展単価の見し、契約実績に基づいて作成している工事費標準単価の価格見直しを行い、整備計画並びに基本・実施設計の積算に活用し、価格の適正化に努めた。 (2) 入札構築の早期の情報提供 (3) 入札構築の早期の情報提供
画品		ウ 投資の効率化 a、種や整備 種葉草価の見直し等を進め るとともに、コメトラ理化の ため標準仕様に基づく整備を 行い、投資の効率化を図る。 b. 医療機器整備 大型医療機器の共同入札を 実施するなど医療機器の購入人を 実施するなど医療機器の購入
中期日標		

中期日標	画 掲 解 中	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		3. 大型医療機器の共同入札実施 各年度において、大型医療器機の共同入札を推進し、保守費用を含めた総コストで市場価格を大幅に下回る価格での購入となるなど、効率的な設備整備を 行った。なお、平成24年度以降の入札分については、導入費用の一層の削減を図るため、労働者健康福祉機構との合同実施を行った。 また、平成26年度の共同入札対象機器については、平成25年度中から政府調達の手続きに着手している。
		【共同入札対象品目の推移】 平成17年度 2品目 (CT、MRI) 平成17年度 2品目 (CT、MRI) 平成18年度 4品目 (CT、MRI) 平成20年度 4品目 (CT、MRI) 平成20年度 4品目 (CT、MRI) 平成20年度 7品目 (CT、MRI) 平成21年度 7品目 (CT、MRI) 平成22年度 7品目 (CT、MRI) 平成22年度 7品目 (CT、MRI) 平成22年度 7品目 (CT、MRI) 平成22年度 7品目 (CT、MRI) 平成23年度 8品目 (CT、MRI) 平成24年度 9品目 (CT、MRI) 平成24年度 9品目 (CT、MRI) 平成24年度 9品目 (CT、MRI)
		4. 医療機器の価格情報等の共有 各病院において、医療機器をより有利な価格(平準化・低廉化)で購入するための比較軸とするため、平成18年度から各病院で購入した特に購入件数の 多い医療機器の本体価格の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院にフィードバックしており、平成25年度も引き続き、対象医療機器(65種類)について毎月各病院に価格情報の提供を行った。 て毎月各病院に価格情報の提供を行った。 また、ランニングコストについても、CT及び血管連続撮影装置の保守費用やMRI、血管連続撮影装置及びリニアックの高額部品の価格を各病院へ情報提供を行った。
	エ適正な契約事務の実施	エ適正な契約事務の実施
	※ 號 性 保 主 随 取	1. 「契約監視委員会」による契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した監事及び外部有識者で構成する「契約監視委」独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置し、毎月1回の開催により「競争性のない随意契約」及び「前回一者応札・一者応募であった契約」、前回落札率100%であった契約」について個々に事前点検を実施し、契約事務の適正化を図っている。また、人間々に事前点検を実施し、契約事務の適正化を図っている。また、入札結果が一者応札・一者応募又は落札率100%となった契約については、事後点検により、競争性、公正性、透明性が十分確保されていたか検証を行っている。
	もに、その取組状況を公表する。	2. 「随意契約等見直し計画」のフォローアップ 「随意契約等見直し計画」の達成に向けて、各年度に締結する契約を「契約監視委員会」において事前点検しており、契約の相手方が特定されるものなど、 真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約への移行を進めている。また、競争契約に付するもののうち前回一者応札・一者応募案件につい ては、「契約監視委員会」による事前点検を行い、それ以外の競争契約については、「一者応札・一者応募に対する改善方策指針」の遵守を進めている。
		[随意契約等見直し計画の達成状況] (随意契約の見直し) ・平成20年度実績 ・平成20年度実績 ・平成20年度実績 ・平成20年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・平成30年度実績 ・・平成30年度実績 ・・平成30年度実績 ・・平成30年度実績 ・・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一
		・見直し計画 競争性のない随意契約 1,883件(20.0%) 300億円(13.1%) 契 基 体 9,406件 2,284億円エホッス年度事業
		- 十成よう十度失複 競争性のない随意契約 2,097件(23.6%) 405億円(13.1%) 契約 全体 8,878件 3,098億円
		※ 件数及び金額は、各年度毎に総務省へ報告している契約状況調査に基づき算定※ 契約全体には、少額随意契約を含まない
		※ 平成25年度実績における競争性のない随意契約には、大型医療機器等の保守又は在宅医療機器の賃貸借の更新に関する件数及び金額が、前年度に 比して187件、35億円増加したことの影響が含まれている。

	中期目標	中期計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			(一者応札・一者応募案件の見直し) ・平成20年度実績 ・子成20年度実績 一者応札・一者応募 1,938件(29.1%) 280億円(15.0%) ・平成25年度実績 ・子成25年度実績 ・子成25年度実績 ・子成26年度実績 ・子成26年度実績 ・子成2697億円(15.1%)
			※ 平成25年度実績における一者応札には、我が国における建設工事需要の増大(震災復興や公共事業及び防災事業の拡大等)により、当機構が発注 する工事入札に二社以上の参加業者の割合が減少したものと考えられる。
			3. 適正な契約事務の徹底 平成22年3月に「随意契約の指針」及び「一者応札・一者応募に対する改善方策指針」を各病院に通知するとともに、入札手続き、仕様書の策定方法、 平成22年3月に「随意契約の指針」及び「一者応札・一者応募に対った。 予定価格の算出方法、価格交渉の方法について、文書による指導を行った。 また、各年度において、上記指針に基づき、本部の契約監視委員会において、各病院の「競争性のない随意契約」、「前回一者応札・一者応募」及び「前回 落木で、名年度において、上記指針に立いて、個々に事前点検を実施している。 本本100%であった契約」について、個々に事前点検を実施している。 さらに、「例立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日総務省行政管理局長事 さらに、「例立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日総務省行政管理局長事 落連絡)を踏まえ、2ヶ年連続して一者応札・応募となった案件について、一件毎に改善に向けた取組内容を記載した個表を契約監視委員会で点検し、本部 ホームページで公表している。
			4. 契約情報の公表 平成18年10月以降、随意契約の契約情報の公表を開始し、平成20年1月以降は、一般競争等によったものについても予定価格が100万円(賃貸借契約は80万円)を超える契約について公表を開始した。
			5. 会計事務に係る標準的業務フローの徹底 適正な会計事務の業務遂行を確保する観点から平成21年3月に作成した契約事務をはじめとする標準的業務フローについて、各病院に標準的業務フロー 担当者を設置し、事務職員を新たに採用した場合などに実施するオリエンテーション等において、標準的業務フローの内容及び活用方法について関知している。
67_			る。 また、平成22年度以降、毎年度改正を行っており、平成25年度においては、「現金の収納(窓口収納現金)に関する業務フロー」、「現金の支払いに関する業務フロー」、「現金の支払いに関する業務フロー」、「現金の支払いに関する業務フロー」、「契約(施設整備、工事)に関する業務フロー」及び「固定資産管理に関する業務フロー」の一部を改正し、標準的業務フローの内容及び活用方法について周知を行った。 の一部を改正し、標準的業務フローの内容及び活用方法について周知を行った。 さらに、内部監査においては、標準的業務フローに沿った事務手続きが行われているかの点検を行った。
			6. 関連公益法人との関係 関連公益法人は該当がない。
		十 十届ルニュータ中は	オ 市場化テストの実施
		- 1-3 に ハージスル 合病院共通の消耗品等に係る 物品調産業務について、原則と して、平成 22 年度に官民競争入	各病院共通の事務消耗品等の物品調産業務について、民間競争入札を実施し、複数者落札カタログ方式により平成23年7月から事業を開始した。 平成24年6月に行われた官民競争入札等監理委員会において、本事業の経費削減効果(事業開始後6ヶ月で約3千万円)が認められた。平成25年11月 から、更なる事業費の低減を図るため、参加病院及び対象品目を拡大し、第2期事業を開始している。
		ルスはAUの成分が必要があっ こととし、対象由目、対象部設 実施予定時期、契約期間等を内 発とする計画を、際理委員会と 連携しつ、平成 21 年 10 月ま でに策定する。	(第23年) 1. 2. 2. 2. 2. 2. 3. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
			- 平成25年11月~平成27年3月 4. 対象施設 5.6 病院(第1期 40病院)
		カ 一般管理費の節減 平成20年度に比し、中期目 標の期間の最終年度において、 一般管理費 (人件費を除く。) に ついて、15%以上節減を図る。	 力 一般管理費の節減 一般管理費(人件費を除く。)については、水道光熱費等の費用削減など、経費の縮減・見直しを図り、中期目標期間の最終年度である平成25年度においては567百万円と、平成20年度に比し178百万(▲23.8%)の削減を図り、目標値を達成した。

|--|

(2)	4 年度 までに 1 7 当年 2 4 年度 また 2 4 年度 また 2 4 年度 また 2 4 年度 また 2 4 年度 に 2 4 年度
(3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (4) 医療養療の有効活用 (5) 医療資源の有効活用 (5) 医療資源の有効活用 (6) 職員研修における 平成22年度からであるとの ・平成22年度におったののをであるともに、他 対対によりを止した国立病院を構が保有する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 広げる周知徹底 - 上版から無駄削減への恒常的な取組を組織的に根付かせるために、各病院で開催する新規採用者オリエンテーション、本部主催研修の管理監 - 22 を持たおいて、元費の点検・削減の徹底について周知した。 - 23 日本 に
(3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (2) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (3) 医療資源の有効活用 (4) 下 医療機器の効率的な利用の促 (4) 下 医療機器等につまた、と (5) 下 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	7参考見積徴取の徹底や、契約スケジュールの一覧を作成し、5の確保を推進し文書により指導を行うとともに「『独立行政法人の契約状況(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)を略ま ドに向けた取組内容を記載した個表を契約監視委員会で点検し
 ② 医療資源の有効活用 プ 医療機器の効率的な利用の促進 ア 医療機器の 進 形に整備済の医療機器等につ 1、稼働数の向上 いては、その効率的な使用に努め、 移働率の向上を図るとともに、他 の医療機関との共同利用を推進 の上を取るとともに、他 支援について本部で の上を取るとともに、他 支援について本部で し、正本のの年度には、由地目 	(資源の有効活用
進 既に整備済の医療機器等につ 1. 稼働数の向上 いては、その効率的な使用に努め、 各病院において、CT、MRIの高額医療機器について、稼働目 稼働率の向上を図るとともに、他 実績について本部で集計・分析し、各病院にフィードバックし、近 の医療機関との共同利用を推進 件 (+15.0%) 稼働総数が増加した。	 療機器の効率的な利用の促進
	額医療機器について、稼働 病院にフィードバックし、 た。
, W	20年度 21年度 22年度 23年度 24年度
冷 皿 ;	979, 622 1, 039, 713 1, 045, 973 1, 051, 215 1, 090.
*	572 388, 232 402, 766 411, 445 417, 454 434
数に活用するとともに、 医事芸計 場診財装置	476 1,367,854 1,442,479 1,457,418 1,468,669 1,525,
0 .0 L C.o #65/1-98X 0 0 .0 C.o	1台当たり稼働数 20年度 22年度 23年度 24年度 24年度 23年度 24年度 24
C T 5,308 5,412 5,713 5,779 5,776 5,895	5, 308 5, 412 5, 713 5, 779 5, 776 5.
MR I 2, 785 2, 793 2, 877 2, 918 2, 879 2, 938	785 2, 793 2, 877 2, 918 2, 879 2,
合計 8,093 8,205 8,590 8,697 8,655 8,833	8,093 8,205 8,590 8,697 8,655 8,

中一一一一	イ. 病床の効率的な利用の推進 オ診連携・病病連携の指進等 ストリーが石院日 数の組織を図ストリンとに ストリンとに 第4日 事業券を増加		20年度 28,506 (12.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 20.20年度 CT 86.098 (2.7 年度 CT 7.552 (2.	-	1 10 40 40 40 41 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	大 10 24 24 24 24 24 24 24 2	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	A	第 181	○ の実績報告 / ツト、病院ホームページ及び病院主催の研修会などの場を活可用を足進した。共同利用を実施する病院も着実に増加を見せる 11.2% 13.2% 13.2% 13.2% 13.4% 14.9% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4% 15.4%
	るとともに、兼規農者数を増加させる等により収支の改善に努める。 ある。 また、入院患者数に応じた消 様集約など、患者数の動向や将 来計画を見据えた効率的な消 運営に努める。	大元 大元 大元 大元 大元 大元 大元 大元	勝馬による窓介 を 表表しては、 を 表表しては、 を 表表により。 と 表現院 (123 の 海 院 (123 の 海 院 (123 の 海 院 (123 の 海 院 (143 の 方 に は 43 の 方 に は 43 の 方 に は 43 を あ 方 に は か が に か は か に か は か は か は か は か は か は か は か	型漆図	2 (2) 2 (3) 2 (4) 3 (4) 3 (5) 3 (4) 3 (5) 3 (5) 3 (6) 4 (7) 3 (7) 4 (7)	につ K0282227計	たと、病病病病・集約・治療の、 法 女 美名人 表名 病病病病・無約・日側他名 下てにり、神経路路路・約・3・巻等手。 傾し	編集 を を を を を を を を を を を を を	で	る一方で、 半均在院 1 数の短縮化等により病床核順が非効率となっ 大な提供体制に起因する赤字拡大を防止するとともに、 医療内容の 院 (3 2 0 0 成) 院 (3 5 5 成) 院 (3 6 2 成) 院 (2 6 7 成) 院 (2 6 7 成) 別がある。 「ある。 「ある。 「ある。 「成と動化する病院において、病棟の整理・集約を図ってきたとこ 位基準の取得や、他病院への異動、新規採用の抑制等を行うことに 位基準の取得や、他病院への異動、新規採用の抑制等を行うことに が素的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院にお 結核病床を一部削減の上、一般病床とユニット化を行うなどの取組

中期四種	甲二苯甲	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		(3) 精神病床(急性期型への移行と医療観察法病棟の実施) 精神病床については、国の精神病床に係る方針(10年間で約7万床(全精神病床の約20%)削減)を踏まえ、既存の精神病棟に長期入院する患者を 中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図るとともに、当該集約に伴い生じる看護職員の再教育等を行い、高い密度の精神医療を行う医療観察 法病棟のスタッフとして再配置を進めてきたところである。
		 2. 医療の質の向上を伴った収支の改善 ○ 各病院において、地域医療連携の活動強化、教急患者の積極的受入れ、病床管理委員会の運営などの取組によって、病床の効率的な利用及び新規患者数の増加等を図っている。 また、紹介率・逆紹介率の向上、クリティカルパスの推進等によって平均在院日数の短縮等を図り、診療報酬上の上位基準を積極的に取得するとともに、地域医療支援病院の新規指定を受けるなど、医療の質の向上を伴った収支の改善に努めた。
		(主な施設基準の取得状況)
		○ DPC対象病院への移行による医療の標準化への取組みや医療安全管理体制の充実を図り、安心・安全な医療の提供及び医療の質の向上に努めた。・DPC対象病院 平成20年度 30病院 → 平成25年度 52病院 (+22病院)
		・さらに、平成25年度においては、DPC対象病院となるための準備データを提出する病院(DPC準備病院)として、新たに10病院が届出を行った。

中期日練	画品	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
	ウ・保有資産の有効活用 開校した看護町等兼成所等の 資産について、病院機能との連 様をも慮した無知、貸付等に当 様をも慮した重知、貸付等に等 め、医療機関としての機能の維 キ・向上及び財政基盤の安定化 など有効活用に努める。	
72	1. 教育研修事業 中期目標の期間中の国立病院 機構的属業改可卒業生の国立病 院機構の病院への裁職率を高め るとともに、各年にとに企ての の財験機の行において当該年度の 国実験の企出が、一部該年度の える合格率を目指す。	

中期目標	中期計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		3. 附属看護学校の高い看護師国家試験合格率(再掲) 全ての附属養成所を合計した国家試験合格率において、第二期中期計画期間中を通じて各年度の全国平均合格率を上回っている。 また、全国平均を大きく上回るだけでなく、大学及びその他の3年課程の養成所と比しても上回っており、全国トップの合格率である。
)在 亚岭33年 亚岭94年 亚岭95年 亚
		1,0,2,4
		1) 97.9% 98.3% 97.3% 96.0% 96.0% 96.0% 97.3% 97.3% 97.3% 97.3% 97.3% 97.5% 96.0% 96.0% 97.7% 96.4% 97.5% 96.4% 97.5% 96.4% 97.5% 96.4%
		4. 的属看護師養成所の適正な運営 国立病院機構では、教育水準の維持・向上を目的とし「養成所評価指標」を作成し、平成16年度より運用している。各養成所において、養成所評価指標の1. 教育・研究への取り組み状況、2. カリキュラム評価の実施状況、3. 教育支援の実施状況、4. 国家試験合格率の状況、5. 保健・医療・福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況)に基づき、年度末に活動を評価した。 福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況)に基づき、年度末に活動を評価した。 機構本部においては、各養成所から報告された評価結果に対し、適正かつ効果的な教育の実施が行われるよう指導を行った。 業務の効率化については、各養成所から報告された評価結果に対し、適正かつ効果的な教育の実施が行われるよう指導を行った。 業務の効率化については、各美成所なら報告された評価結果に対し、適正かつ効果的な教育のチャラを作り、授業で使用する教材作りや授業準備を効率的に行うよ まなの効率化については、各美成所な関係の業務を信間委託する等、適正かつ効率的に業務を行った。 う工夫するとともに、入学試験問題作成等の業務や清掃・施設管理等の業務を民間委託する等、適正かつ効率的に業務を行った。 国からの運営費の補助については、民間の看護学校への補助金と比較して6~7割程度の低い水準であるが、各養成所は、自己収入での収支相償を目指した。また、入学金、授業料、検定料等については、各養成所が所在する地域における民間の看護学校の状況を勘案して設定するよう文書で指導した。
	オーIT化の推進	オーエトの推進
	会計処理に必要なすべての病院共通の財務会計システムにより、部門別決算や月次決算を行うとともに、各病院の経営状況	 1. 財務会計システム 財務会計システムは、企業会計原則に基づく事務処理と月次・年次の決算処理、それに伴う財務諸表の作成を行うシステムであり、本システムによって作成された財務諸表を分析することにより、早期に経営状況の把握が行える。また、以下のとおり、必要に応じてシステムの見直しも行った。
	の比較等が隔のり移状沈を分析 し経営改善を進める。 また、財務会計システムを活 用し、政策医療の実施にかかる	(平な21年及) シストエのス・フェア及びソフトウェアの全更新を行うことで、処理速度が大幅に向上し集計作業に要する時間が大幅に領縮した。 また、ハードウェアの処理能力の向上に伴い、入力内容の検証を簡便に行える機能(仕訳データに対する「禁則仕訳」点検機能、残高に対する「残高 デェック」機能)を強化・追加し、ユーザーの手作業による点検業務のさらなる軽減を図った。 デェック」機能)を強化・追加し、ユーザーの手作業による点検業務のさらなる軽減を図った。
	コスト分析を行っとともに、適 正なコストの把握に努める。 なお、医事会計・ステムを更 海ナス際に・は番組ル(回り4番	(平以22年度) 「独立行政法人会計基準」の改訂(平成22年10月)により、資産除去債務の会計基準が適用となったことから、資産除去債務費用を計算するため に財務会計システムの改修を行い、制度変更に適切に対応した。
	新りの際に15年年に、国立対別 機構内での共通仕様のされたシ ステムの導入を図り、中期目標 の期間中に全緒院が標準化され	2. 経営分析システム ・経営分析システムは、財務会計システム等のデータを利用して、部門別・診療科別損益計算書や各種経営管理指標の算出、他施設との各種経営管理指標の 比較が可能なシステムであり、これにより部門毎の経営状況の把握や他病院との比較による問題点の和握を行い、経営改善のための参考資料として活用して して
	のより980名。 のより980名。 平成20 存度に実施した「業 務・システムの最適化」につい て、検証・評価を実施し、業務 の見直しを含めた次類最適化計 画を策定する。	いる。 また、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核、精神などの政策医療分野について、適正なコスト管理を実施するための「政策医療コスト分析」について は、タイムスタディーのバラツキによる人件費などの費用配賦の問題や医事会計システムからデータ抽出する際のシステム障害も相俟って、統計上有効な分 析には至らなかった。この検証結果を踏まえ、政策医療の実施に係る経営上の課題について、経営情報等を分析し、効率的な運営体制について検討すること を目的として、平成25年1月から新たに経営情報分析部門を設置した。 平成25年度は、本部の経済情報分析部門において、政策等の実施に係る経営上の課題について、個別病院の経営情報、レセプトデータ、DPC データの詳細な分析を行うとともに、病院幹部とのディスカッションを経て経営改善方策、効率的な運営体制等の指導を行った。
		3. 評価会
		(1) 評価会の概要 全ての病院において毎月の25日を目途として、前月の月次決算状況における経営状況の分析を行うため「評価会」を開催した。月次決算により当該月 の患者数や収支状況等を基に「平均在院日数」「患者1人1日当たりの診療収益」「新患率」、「人件費率」、「材料費率」、「患者紹介率」等の分析を行い、 「平均在院日数短縮のための院内ヒアリングの実施」、「患者確保のための具体策の検討」、「費用抑制方策」等、早い段階で問題点に対する対応策の検討及 で実施を行うとともに、病棟単位での患者数の動向や在院日数の状況なども分析し、病棟毎の問題点や対応策も検討した。 これにより、全ての職員の経営に対する参加意識の向上を図り、病院全体が一丸となって経営改善を推進した。

中期日標	里 掲 崩 中	中期目標期間(平成21年度∼平成25年度)の実績報告
		(2) 各病院で実施された経営改善の具体策と効果等
		 ○ 適正な在庫管理 ○ 病病・病診連携による紹介率及び逆紹介率の向上 →患者紹介率 (年間平均):平成20年度53.9% → 平成25年度52.6% →逆紹介率 (年間平均):平成20年度42.7% → 平成25年度52.6% 4. 医事会計システムの標準化 国立病院機構の一体的事業運営基盤を強固なものとするため、各病院のシステム更新時において、標準仕様の導入を普実に進めている。 ○ 平成25年度末時点において、標準仕様による入札を実施し、実稼働した病院は120病院(うち25年度15病院)となった。 5. 総合研究センターにおける取納(再場)
		体のである。 を対している場合では、 を対してのでは、 を対してのででは、 を対してのででは、 を対してのででは、 を対してのできた。 ・ ないのででは、 ・ ないのででは、 ・ ないのででは、 ・ ないのででは、 ・ ないのでは、 ・ ないの

田田	田本	国ケ病院機構の各項
		また、国立内的で破骨がであっては、この編化計画目標を用く、ながんを打造し、以当に同じ、公司におり組化でいるこうとの。 平成24年度は26に、こうに数書に同けた取割組制を可掲化させることにより、他の病院の取組の参考・アルとすべく、本部診療情報分析部が2病院の医療の質改善チームと協力し「PDCAサイクル」に基づいて、医療の質の改善の企画立案、毎月の計測や分析結果のフィードバックといった取組を平成24年8月から開始し、その結果を平成25年3月に公表した。 取組を平成25年度も、引き続き全病院を対象に70指標を計測し、各診療科のカンファレンス等で活用できることを目的として、より臨床現場で使いやすい 平成25年度も、引き続き全病院を対象に70指標を計測し、各診療科のカンファレンス等で活用できることを目的として、より臨床現場で使いやすい 形に表現を加え、平成25年9月にホームページ上で公表するとともに、平成24年度から新たに開始した「PDCAサイクル」に基づく医療の質の改善 の取組については、重症心身障害等のセーフティネット系の医療を中心とする3病院を新たに加えて、本部診療情報分析部が各モデル病院の医療の質改善 チームと協同し、医療の質の改善のための企画立案、毎月の計測や分析結果のフィードバックといった活動を行い、その結果を平成26年3月に公表した。
		<pdcaサイクルに基づいた改善事例> ○注射抗菌薬投与患者に対する培養検査施行率 [目標値70.0%以上] 「PDCA開始前」平放24年度 58.1% → [PDCA開始] 平成25年度 73.1% 「PDCA開始前] 平成24年度 50.5% → [PDCA開始] 平成25年度 83.3% 「PDCA開始前] 平成24年度 50.5% → [PDCA開始] 平成25年度 83.3% ○外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の施行率 [目標値30.0%] [PDCA開始前] 平成24年度 13.7% → [PDCA開始] 平成25年度 22.8%</pdcaサイクルに基づいた改善事例>
		(2) 診療情報分析部の研究として、平成22年度から各病院の診療機能分析に取り組んだ。 具体的には、平成22年度は、DPC対象41病院のDPCデータのみを使用した分析を実施し、平成23年度は全144病院を対象とし、DPCデータ及び入院・外来のレセプトデータについて収集・分析を実施した。 また内容は、以下のとおり。 これのでは、以下のとおり。 通病院を作品は後を把握するための、患者数や手術件数などの診療実績に関する分析 ②地域における各病院の役割・機能などを可視化するSWOT分析、周辺病院との患者シェアの比較の分析 ③も域における各病院の役割・機能などを可視化するSWOT分析、周辺病院との患者シェアの比較の分析 ③各病院の影解科の影響を開発した手法)
		※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		、全1.44病院毎の診療機能分析レポートを作成した。 対象とし、DPCデータ及び入院・外来のレセプトデータについての収集・分析を実施し、各病院のための、患者数や手術件数などの診療実績に関する分析 ・機能などを可視化する SWOT分析、周辺病院との患者シェアの比較の分析
		各病院の診療科の診療科の診療・ ・抗菌素の適圧使用に関する分 ・抗菌素の適圧使用に関するの ・ 自液製剤の適圧使用に関 ・ の発密 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の
		 ①より詳細な診療内容に関する分析 ・手術の難易度別の実施状況に関する分析 ・抗がん剤の組み合わせ別の化学療法の実施状況に関する分析 ・個別の疾患に対する薬剤の投与状況の分析 ・個別の疾患に対する薬剤の投与状況の分析 ・ (国別の疾患に対する薬剤の投与状況の分析 ・ (国別の疾患に対する薬剤の投与状況の分析 ・ (国別の疾患に対する薬剤の皮の地所院診療科の抽出・比較 ・ はる人が有数 ・ はる人が主に、たったになった、類似の他病院診療科の抽出・比較
		 (3)診療圏に関するがはエル・ロンパがたがかがいない。 (3)診療圏に関する分析 ・病院周辺の地図と近距離病院に関する分析(自院周辺の地域について、町丁字別、疾患別に推計患者における自院の患者シェアや地域の推計患者数の分析) ・患者住所地別の分析(診断群分類別に二次医療圏患者の流入率及び圏外患者割合についての分析)

中期日練	画 福 毌	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
		及2.5年度の作成に当たっては、病院とのヒアリングの場を設け、医療現場の意見も取り入れた分析を追加した。 24年後としては、 24年後としては、 24年後としては、 24日というが存むより詳細に比較するため、入院期間別患者割合や診療区分別の1.入院あたりの点数、在院日数別診療区分別診療の状況等を新たに分析1 2.れにより診療内容を点数や在院日数別実施率で他院と比較することを可能とした。 2.れにより診療内容を点数や在院日数別実施率で他院と比較することを可能とした。 2.4により診療内容を点数や在院日数別実施率で他院と比較することを可能とした。 2.4により診療内容を点数や在院日数別実施率で他院と比較することを可能とした。 2.4により診療内を表して加えた。この分析は外来医療の機能分 2.4によりの一助を担うものになる。 2.4を掲載した点 2.4を掲載した点 2.4を掲載した点 2.4を掲載した点 2.4を掲載した点 2.4により、各病院の動向を把握することが可能となった。 2.4により、各病院の動向を把握することが可能となった。 2.4により、各病院の動向を把握することが可能となった。 3.4をものデータを掲載し、前年度との 3.4をものデータを掲載し、 3.4を持続のからがに関する一方とが可能となった。 3.4を対象に関する一方を掲載し、 3.4を対象に関する一方の有限を対象とした。 3.4を対象を対象とした。 3.4を対象に関する一方の有限を対象とした。 3.4を対象に関する一方の有限を対象に関立るが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表すが表する。
		病院編】と全病院の結果をにおいて公表した。 において公表した。 外部競争的資金をもとにし 臨床指標の算出方法の 臨床評価指標の姿当性の る患者個票データを用いた
—7		② 「ユビデンスに基づいた診療報酬改定を行うためのレセプトデータ利活用の手法についての研究」(厚生労働科学研究費) 診療報酬改定を行う際、レセプトデータがどの程度の有用性がありまた限界があるのか等、様々な見地から明らかにする研究を実施した。この研究結果は、今後、中医協でレセプトデータを用いた特別集計を行う際の基礎資料として活用されるとともに、その成果を実用化し、レセプトデータ分析内容を中居の政議論に反映するものである。 ② 「大規模 DPC データセットを利用した意志決定支援システムの開発に関する研究」(文部科学省科学研究費) ③ 「大規模 DPC データセットを利用した意志決定支援システムの開発に関する研究」(文部科学省科学研究費) ④ 「我が国の医療資源の必要量の定量とその適正な配分から見た医療評価のあり方に関する研究」(厚生労働科学研究費)
		C 制度の標 O 最適化 E した次期 S、業者選 C を を を を を を を を を を を を を を を を を を を
		財政融資資金の償還や社会保険料等の国庫金の納付については、インターネットバンキングで支払が可能な「ペイジー (Payーeasy)」に対応していることから、平成19年9月から本部において利用している銀行オンラインシステムを電話回線型からインターネット型に変更した上でペイジーの利用を開始し、各年度において全て当該システムにより行った。 (2) 国税電子申告・納税システム (e-Tax)の利用 (2) 国税電子申告・納税システム (e-Tax)の利用 政府の1 T新改革戦略 (平成18年1月19日1 T戦略本部決定)に定められた国に対する申請・届出等の手続のオンライン利用率の向上及び支払業務の効率化並びに事故防止の観点から、平成20年1月より本部から納税する消費税及び源泉所得税について、国税申告・納税システム (e-Tax)の利用を開始し、各年度において全て当該システムにより行った。

中期計画 中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告		
中期日標	(4) 収入の確保	- 一

中期目標	田 福 田	
	 力・臨床研究事業 厚生労働科学研究費補助金等 の外部の競争的研究費の獲得に 努め、中期目標の期間中におい て、更なる研究を推進するとと もに、適正な評価を行い研究の ****のかない。ないないない。ないののない。ない、ないない、ないる。 	ウ 臨床研究事業 競争的研究費獲得の推進 競争的資金の獲得のため、事業を実施する省庁などから研究内容や応募に係る情報を入手し、各病院に対し情報提供や手続きに係る助言を行うとともに、 臨床研究組織の活動実績評価の評価項目に、競争的研究費獲得額を設けることによって、競争的研究費獲得のインセンティブが働いている。その結果、平成 2.5年度は約2.7億円の競争的研究費を獲得した。
	X)마시다(~59.8.2.0.0.	(平成25年度) ・厚生労働科学研究費 15億6,613万円(平成20年度 19億5,795万円) ・文部科学研究費 4億 107万円(平成20年度 1億9,217万円) ・その他の競争的資金 7億4,539万円(平成20年度 5億4,191万円) (合計) 27億1,259万円(平成20年度 26億9,203万円)
		2. ネットワークの活用(第1の2の(2)参照) 143病院にわたるネットワークを活用し、受託研究を実施することで受託研究費を獲得するとともに、治験実施症例数の増加等に努め、臨床研究の質の向上を図った。
		約45億7,200万円 (平成20年度 約48億3
		(百號 夫 加
		④ 事務・事業の見直し
		1. 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組 各年度において、全国一斉に患者満足度調査を実施し、利用者からの指摘、意見をいただくとともに、その結果を各病院にフィードバックを行った。また、 全ての病院で患者・家族からの意見箱を設置しており、苦情等に対する改善事項を掲示版に貼り出すなど患者への周知を行った。これらの意見を参考として、 アメニティの向上、診療時間の改善、接遇の向上等、様々な業務改善に取り組み、患者満足度を向上させるべく努力している。 機構全体としては、法人業務に関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させるため、本部ホームページに開設した意見募集窓口に寄せられた意見を有日閲覧・対応するととおに、寄せられた意見多様を行いて映りまとめ、ホームページで開設した。 また、インフルエンザの流行状況をホームページに掲載し、毎月2回更新したほか、医師募集状況を診療科別に閲覧できるようにした。 平成25年度は、外国人の患者等にも対応するため、国立病院機構ホームページ「英語版」の作成に着手した。
		2. 業務改善に取り組む職員の人事評価 業務で発揮した能力、適性、実績等を適正に評価し、その結果を適正に給与等に反映するとともに、良い部分は発展させ、改善すべき点は速やかに改善を 図り、職員の業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を、平成16年度以降段階的に導入し、平成20年度には全常勤職員に導入した。
		3. 国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果がいさく継続する必要性の乏しい事務・事業の見直し 国立病院機構が実施する事務・事業のうち、国民のニーズとずれている事務・事業や費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業については、各年度において、適切な病院運営、経営改善の観点から不断の見直しを行った。なお、平成25年度には以下の事務・事業の見直しを行った。
		○平成25年度における病棟の稼働状況に応じた整理・集約 病診・病病連携による紹介率・逆紹介率の向上等により地域における連携体制を強化する一方で、平均在院日数の短縮化等により病床稼働率が非効率 になっている病棟等を整理・集約し病床稼働の効率化を図った。これにより、患者数を上回る過大な提供体制に起因する赤字拡大を防止するとともに、 医療内容の充実と医療人材の効率的な配置を図った。
		平成21年度 7 病院(298床) 2 病院(100床) 2 病院(100床) 10病院(498床) 平成22年度 2 病院(108床) 4 病院(132床) 2 病院(80床) 8 病院(320床) 平成23年度 3 病院(123床) 5 病院(188 床) 1 病院(44床) 9 病院(355床) 平成25年度 3 病院(143床) 5 病院(121床) 1 病院(52床) 1 病院(52尺) 1 病院(567床) 平成25年度 3 病院(143床) 5 病院(121床) 1 病院(52床) 1 病院(267床) ※平成21年度の病院計数10は、一般病床と結核病床を集約した病院が1カ所あるため合わない。 ※平成25年度の病院計数6は、一般病床と結核病床を集約した病院が2カ所あるため合わない。

中間日連問間(立むり1午年~立むり5午年) の事練報件		経営の改善 経常収支及び総収支について (1) 経常収支 以 総関収支について (1) 経常収支 平均在院日数の短縮による上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、各年度において100.0%を超収支率をあげた。 経常収支 平成21年度 + 388億円 104.9% 平成22年度 + 583億円 107.1% 平成23年度 + 4583億円 107.1% 平成23年度 + 4583億円 105.4% 	2 5 年度 + 3 1 7 億円 1 0 3. 2 5 年度 + 3 1 7 億円 1 0 3. 5 2 3 年度においては、国からの運営費交付 3 2 3 年度においては、国からの運営費交付 3 2 3 年度決算において整理資源にかかる。 5 2 3 年度決算において整理資源にかかる。 5 2 3 4 年度は、廃止病院の減損 3 3 億円 や 8 7 特定	総収支額 平成22年度 + 348億円 平成22年度 + 495億円 平成23年度 △1,008億円(整理資源に係る退職給付引当金を除いた場合+396億円) 平成24年度 + 419億円 平成25年度 + 21億円 回別病院毎の経営改善計画の実施(再掲)	平成20年度から平成22年度を計画期間とし、平成20年3月末に本部において承認した中期的な個別病院毎の経営について、毎月の月次投算で、各病院の経常収支、一日平均入院患者数、患者一人当たり入院診療額について、前年度度となる平成23年度は、 できたる平成23年度は、 度となる平成23年度は、 度実績で運営費を短期借入金で賄っているなどの11病院を本部に招集し、再生プランの進捗状況を確認 間に対する経営改善への一層の取組を促すため、理事長等本部役員と病院長及び事務部長との経営改善に関する意見交務の準属デームが、年度計画に対して経常収支が著しく下回っている病院等への個別訪問やヒアリング(延べ13病務果、経常収支が平成22年度計画を連成した病院が46病院、経常収支が平成22年度計画を下回った病院が12病結果、経常収支が平成22年度計画を連成した病院が46病院、経常収支が平成22年度計画を下回った病院が12病結果、経常収支が平成22年度計画を達成した病院が30病院であり、運営費を短期借入金で賄っているなど最低存またおいて、再生プランの改善目標を達成した病院は30病院であり、運営費を短期借入金で賄っているなど最低なった。	り経営改善に関する取組や成果について、理事長等本部役員と漸院長及び事務部長との意見交換を行きずに借入金に依存せざるを得ない病院に重点化して、地域との連携強化や診療組織体制の見直しならてとを目的とした「機構病院リスタートプラン」(※)の枠組みを構築した。 を、対象病院(2 4病院)は、具体的な経営改善計画を作成し、実行するとともに、本部・プロック が言及び指導等を行った結果、経常収支が黒字化した病院は10病院、経常収支等が前年度実績を上 もまうさ、対象病院(18病院)は、地域との連携強化や診療組織体制の見直しなどの病院改革に取き計画を作成し、実行した。本部は、プロック事務所と緊密に連携し、各病院に対して、月次決算に整備に係る減価償却費等の費用増の影響がある中で、対象病院18病院のうち経常収支が黒字化したには15病院となった。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十分 11 13 予算 収支計画及(第2 業務運営の効 標を達成するためにと 定めた計画を確実に実 であた計画を確実に実 が、国な場合機構全体	以書を図っため、以下の日前を運成りる。 間間別決算を行うとともに、各病院の経営状況の比較等病 に、各病院の経営状況の比較等病 した、各病院機構全体における各年度の損益計算において、経解収支率を100%以上とすることを目指す。 再生プラン対象病院について平成 22年度末の経営改善計画の達成状況を踏まえ、影殊機能・希殊規模の目前・かりの悪力が要素に高います。	もに、個別病院の経営改善に引き続き取り組む。 (参考) 再生プラン (個別病院ごとの経営改善計画) 特に早急に経営改善者手が必要な58病院において、部門毎の生産性に着目するなどして改善項目産性に着目するなどして改善項目を検討し、行動目標を明確化した中期的な個別病院毎の経営改善計画。(平成19年度末策定)	N.	1	
# E	の改善に関する事項 の改善に関する事項 務運営の効率化に関する た事項に配慮した中期 成し、当該予算による道 にとにより、中期目標の になった。	が向により、3分割に入り、5分割への対象に 内容の改善を図ること。 1 経営の改善 中期目標の期間の各年度の損益計 算において、経常収支率を100% 以上とすること。				

	田 職 田	画品	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			※機構病院リスタートプラン 経常収支又は減価償却前収支が赤字となっている病院を対象として、平成24年度から3年間のうちに収支相償を実現するための経営改善計画を作成し、 実行に移すもの。 有所に移すもの。 本務院は「同プランに基づき地域との連携強化や診療組織体制の見直しなど病院改革に取り組むこととしている。 本務院は「同プランに基づき地域との連携強化や診療組織体制の見直しなど病院改革に取り組むこととしている。 また、本部としても医療機器の整備促進等を重点的に助成するとともに、プロック事務所と緊密に連携し、月次決算における進捗管理、助言及び指導を 行うこととしている。
0/			2 固定負債割合の改善
	合构にの機能の維付を図りといい 投資の効率化を進め、国立病院機構 またで繋び事織しを集教を全国と	☆ おからの後能の維持・同工が区グ しつ、経営の改善が区のれる投資を 1 4 正布かって、しょう。 回立中的機	. 病院の機能維持に必要な整備を行いつつ負債の削減
	病などの所に本格した関わならの国立 病院機構の面角負債(長期借入金の 残局)を着実に減らすこと。	# 同門リに1) C 2 b に、国上物で688	(1) 建築単価の見直し 建物整備においては、設計仕様の標準化等の手法を活用するとともに、入札条件の緩和やフレックス工期の導入による競争環境の創出等の取組を行うことにより、必要な整備内容を確保しつつ整備総額の効率化を図った。 また、医療機器整備については、平成24年度から労働者健康福祉機構と連携のうえ、大型医療機器の共同入札を実施し、医療機器整備コストを下げることにより、整備の効率化を図った。
		確求することもに、一たの目に真致 を用意することを原則とする。 1 予 算 別紙1 2 収支計画 別紙2	(2) 内部資金の活用 内部資金を活用することにより、病院に対し償還期間の短い貸付設定や償還方法の多様化を行い、病院が投資内容に見合った償還期間等を選択しやすい ものとし、金利負担の軽減を図った。
		資金計画	○中期計画期間中総投資額3,370億円※に対する進捗
			投資額 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成25年度 投資額累計 735億円 4,73億円 8,31億円 884億円 884億円 884億円 (指抄率) (45.5%) (45.5%) (50.5%) (70.4%) (96.6%)
			○ 区分 1 平成22年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 区分 172億円 100億円 250億円 116億円 16億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0億円 0
			○固定負債残高の推移 平成2 0 年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 期末 期末 期末 期末 期末 期末 期末 日 5,971億円 5,469億円 4,770億円 4,579億円 4,294億円 平成2 1年度期首 本522億円 本1,201億円 本1,392億円 本1,677億円 からの減少額(率) (▲8.4%) (▲14.1%) (▲20.1%) (▲23.3%) (▲28.1%)
			7 1 億円
		· ·	2. 資金の運用 時価又は為替相場の変動等の影響を受ける資金及び運用はない。

### 15 1 1 1 1 1 1 1 1 1		中期面線	田 相 相 中	2 千間 二類 傑里 語 一間 十四
### ## ### ### #### #################				医漿機布・建物整備に関す
				医療機器整備
			紙4のとおりとする。	- 各年度においては、医療の質を高め、患者が安心して医療を受けられるためには医療機器の更新が不可欠なことから、診療上必要なインフ るため、各病院の医療機器の計画的更新と医療内容の充実化、高度化等に伴う必要な整備を図った。
中世界 第四次				中期計画期間中の医療機器整備投資額1, 13
				平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 平成25
				253億円 217億円 214億円 267億円 387億円
				253億円 470億円 684億円 951億円
2. 総形整備 (22. 4% 41. 6% 60. 5% 84. 2%
				※各年度の医療機器整備に 格記数備
 中期計画期中の投資額 単元23				・ ころ 正記 である
中田計画期間中の技術 (本度)				中期計画期間中の施設設
				104 H
	01			+ W21 + W22 + W23 + W24 + P 年度 年度 年度 482億円 278億円 259億円 401億円
投資計画額に対する割合				482億円 760億円 1,019億円 1,420億円 1,
 ※各年度らかに記載しいます。 ※各年度の「北京学院 (1987年) ※各年度の「北京学院 (1987年) ※各年度の「北京学院 (1987年) ※基書整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、健全な病院経営を促すため、決定された整備の構造を添加さることとした。 (検証項目) 実施設用・認定を持て、資源困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は費用削減等による経営改善をした。 (検証項目) 実施設用・実施との経営状況の比較、 実施設用・実施との経営状況の比較、 実施設用・実施との経営状況の比較、 (検証項目) 実施設用・実施との経営状況の比較、 (検証対した医療機器整備・施設整備・施設整備・ 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつご、長期借入金を抑制した。 (内証・当該病院の自己資金 7 億円 (全額内部資金) 平成22年度、総支払額267億円 全額内部資金) 平成22年度、総支払額267億円 全額内部資金) 平成23年度 総支払額267億円 (全額内部資金) 平成24年度 総支払額387億円 (全額内部資金) 平成24年度 総支払額387億円 (全額内部資金) 平成24年度 総支払額387億円 (金額内部資金) 平成24年度 総支払額387億円 (金額内部資金) 平成26年度 総支払額387億円 (金額内部資金) 平成26年度 総支払額387億円 (金額内部資金) (内限:当該病院の自己資金106億円、他病院の預託金281億円) 平成26年度 総支払額387億円 (金額内配資金) (内限:当該病院の自己資金106億円、他病院の預託金281億円) 				21. 5% 33. 9% 45. 5% 63. 4%
病棟建替等(大型案件)整備決定後の償還性のフォローアップ ・ 種替整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、健全な病院経営を促すため、決定された整備の償還計画につて総統的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は費用削減等による経営改善を 施することとした。 実施設計 実際時と前年度実績との経営状況の比較 ※前年度実績が実施設計 東認時より悪化した場合には、前年度実績を基準として算出した供用開始から10年又は20年(外来診療棟整備 等が前年度実績が実施設計 東認時より悪化した場合には、前年度実績を基準として算出した供用開始から10年又は20年(外来診療棟整備 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 のキャッシュフロー 泉積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、辞官改善策などの提示を求める。 自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 のを素器機整備 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 (内訳:当該病院の自己資金 7 1億円、他病院の預託金等17 1億円) 平成22年度 総支払額21 4億円(全額内部資金) 「内別:当該病院の自己資金 9億円、他病院の預託金 14 6億円 平成24年度 総支払額26 7億円(全額内部資金) 「内別:当該病院の自己資金 9億円、他病院の預託金 17 6億円) 平成24年度 総支払額27 4億円(全額内部資金) 「内別:当該病院の自己資金 10 6億円、他病院の預託金 17 6億円)				10
○ 建替整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、健全な病院経営を促すため、決定された整備の償還計画につて継続的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は費用削減等による経営改善を運動であるとした。 (検証) 実施設計 実践の ※前年度実績との経営状況の比較 ※前年度実績との経営状況の比較 ※前年度はおいて、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 のキャッシュフロー果積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。 自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 のキャッシュフロー果積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。 のキャッシュフロー果積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。 のキャッシュフロー果積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。 のキャッシュフロー果積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を抑制した。 のまですが、当該病院の自己資金を1億円、他病院の預託金等171億円) 「内訳:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円) (内別:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円) (内別:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円) (内別:当該病院の自己資金10億円、他病院の預託金176億円) (内別:当該病院の自己資金10億円、他病院の預託金281億円)			(1)	. 病棟建替等(大型案件)整備決定後の償還性のフォローアッ
(検証項目) 実施設計承認時と前年度実績との経営状況の比較 ※前年度実績が実施設計承認時とり悪化した場合には、前年度実績を基準として算出した供用開始から10年又は20年(外来診療棟整備の場合) のキャッシュフロー累積状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。 自己資金を積極的に活用した医療機器整備 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、長期借入金を抑制した。 (内証:当該病院の自己資金82億円、他病院の預託金等171億円) 平成21年度 総支払額214億円(全額内部資金) で成22年度 総支払額214億円(全額内部資金) で成23年度 総支払額214億円(全額内部資金) で成23年度 総支払額214億円(全額内部資金) で成23年度 総支払額314億円(全額内部資金) で成24年度 総支払額387億円(全額内部資金) 平成25年度 総支払額387億円(全額内部資金) で成24年度 総支払額387億円(全額内部資金) で成25年度 総支払額387億円(全額内部資金) で成25年度 総支払額387億円(全額内部資金) (内款:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円)				建蓉整備が決定した病院は、当該整備に係る債務を返済していくことになることから、健全な病院経営を促すため、決定 て継続的な検証を行い、償還困難と認められる経営状況となった場合は、償還性が確保されるまでの間、整備の凍結又は費 施することとした。
自己資金を積極的に活用した医療機器整備・施設整備 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、 ○医療器機整備 平成21年度 総支払額253億円(全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金82億円、他病院の預託金等171億円) 平成22年度 総支払額217億円(全額内部資金) 中成23年度 総支払額217億円(全額内部資金) 不成23年度 総支払額214億円(全額内部資金) 平成24年度 (内訳:当該病院の自己資金71億円、他病院の預託金等146億円 平成24年度 (内別・当該病院の自己資金90億円、他病院の預託金145億円) 平成24年度 (内別・当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円) 平成24年度 (内別・当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円) 不成25年度 総支払額387億円(全額内部資金) (内別・当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176億円)				との経営状況の比較 認時より悪化した場合には、前年度実績を基準として算出した供用開始から10年又は20年(外来診療棟整備の場合) 状況を確認し、償還条件を満たさない場合には、経営改善策などの提示を求める。
総支払額253億円(全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金82億円、他病院の預託金等17 総支払額217億円(全額内部資金) (内款:当該病院の自己資金71億円、他病院の預託金等14 (内款:当該病院の自己資金71億円、他病院の預託金等14 (内款:当該病院の自己資金69億円、他病院の預託金145 総支払額267億円(全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176 総支払額387億円(全額内部資金) (内記:当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176 総支払額387億円(全額内部資金)			7	自己資金を積極的に活用した医療機器整備・施設整備 各年度において、自己資金を積極的に活用することにより、必要な整備量を確保しつつ、
2 年度 総支払額217億円 (全額内部資金) (内釈: 当該病院の自己資金71億円、他病院の預託金等143年度 総支払額214億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金69億円、他病院の預託金1454年度 総支払額267億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176万限: : 当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金1765年度 総支払額387億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176万年度 総支払額387億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金106億円、他病院の預託金28				総支払額253億円(全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金82億円、他病院の預託金等17
(内訳: 当該病院の自己資金69億円、他病院の預託金145 4年度 総支払額267億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176 5年度 総支払額387億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金106億円、他病院の預託金28				2 2年度 総支払額217億円(全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金71億円、他病院の預託金等14 2.3年度 総支払箱214億円(全額内部資金)
25年度 総支払額387億円 (全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金106億円、他病院の預託金28				(内記: 当該病院の自己資金,69億円、他病院の預託金145 4年度 総支払額267億円(全額内部資金) (内訳: 当該病院の自己資金91億円、他病院の預託金176
				2.5年度 総支払額3.87億円 (全額内部資金) (内訳:当該病院の自己資金10.6億円、他病院の預託金2.8

中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告	○施設整備 平成21年度 総支払額482億円 (全額内部資金) 中成22年度 総支払額278億円のうち、内部資金が106億円 下成23年度 総支払額259億円のうち、内部資金が106億円 平成23年度 総支払額259億円のうち、内部資金が159億円 (内訳:当該病院の自己資金59億円、他病院の預託金等100億円) 平成24年度 総支払額401億円のうち、内部資金が151億円 (内訳:当該病院の自己資金69億円、他病院の預託金等82億円) 平成25年度 総支払額498億円のうち、内部資金が249億円 平成25年度 総支払額498億円のうち、内部資金が25億円) 平成25年度 総支払額498億円のうち、内部資金が25億円 東日本大震災により被災した病院の災害復旧整備 東日本大震災により被災した病院の災害復日整備 東日本大震災により被災した病院の災害復日整備 下成25年度中に1976により被災した病院の災害復日整備	4 機構が承継する債務の償還 約定とおり償還を確実に行った。 「財政願資金」 「財政解資金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政務金」 「財政第一本、「「「」」 「」 「	第4 短期借入金の限度額 平成21年度から平成25年度における短期借入金はない。
田 捍 辩 中		4 機構が承継する債務の償還 国立病院機構全体として収支相償 を維持しつつ、借入金の元利償還を 確実に行う。	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 6 0,000百万円 2 想定される理由 ① 運営費交付金の受入遅延等に よる資金不足への対応 ② 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対 応 び うまんの込職者の発生に伴う 過・一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
中期日練			

中期目標	画 4 羅 中	中期目標期間(平成21年度
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保 J に供しようとするときはその計画 なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよっとするときはその計画 1. 旧十勝鑄養所等の不要財産の国事総付 国立病院・療養所の再編成計画に基づき、廃止した病院跡地である。病院の廃止決定以降、国立病院機構としては、公用・公共用の事業に供するよう自治 体等の意向を確認する等、有効活用に図るために努めてきたが、今後の国立病院機構としての後利用計画はないこと、また、自治体等による後利用の見込み もないことから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要ではないと判断し、不要財産として国庫納付することとした。
		・旧金沢若松病院(平成17年7月1日 国立病院機構医王病院と統合により廃止) ・ 平成23年12月19日 譲渡収入による国庫納付 ・ 旧十勝療養所(平成16年3月1日国立療養所帯に入籍にと統合により廃止) ・ 旧鳥取病院(平成17年7月1日 国立病院機構鳥取医療センターと統合により廃止) ・ 日岐阜病院(平成17年3月1日 国立病院機構鳥取医療センターと統合により廃止) ・ 日岐阜病院(平成17年3月1日 国立病院機構鳥取医療センターと統合により廃止) ・ 日域後病院(平成16年12月1日 国立病院機構大年田病院と統合により廃止) ・ 日域後病院(平成14年6月1日 国立病院機構大年田病院と統合により廃止) ・ 平成24年5月10日 現物納付 ・ 日登別病院(平成14年6月1日廃止) → 土地一の部を売却し金銭納付予定(平成26年度) ・ 東京24年5月10日 現物納付 ・ 日登別病院(平成14年6月1日廃止) → 土地一の部を売却し金銭納付予定(平成26年度) ・ 日西甲府病院(平成16年10月1日 国立病院機構甲府病院と統合により廃止) ・ ・ 境界線上にある工作物の取扱いたついて、調整中
		2. 北海道がんセンターの土地(一部)譲渡 平成23年9月13日付厚生労働大臣認可に基づき、北海道がんセンターの宿舎敷地(飛び地)について、隣接する札幌第一高等学校の建て替え用地とし て学校法人希望学園に時価譲渡した。(平成23年11月11日土地売買契約締結) 売却収入については北海道がんセンターの建て替え用地の取得財源に充当した。
		3. 善通寺病院の土地(一部)譲渡 再編成計画に基づき、国立病院機構善通寺病院と国立病院機構香川小児病院は、平成25年5月に善通寺病院の地で統合し、「成育医療、循環器病」に関 する急性期医療を担う中心施設として、また、重症心身障害児(者)に対する医療・療育の機能を備えた施設として開設した。この統合に伴い、香川小児病 院に併設して香川小児病院の息者である病弱児や障害児の教育を担っている香川県立善通寺養護学校の移転が決定したため、その移転用地として善通寺病院 院に併設して香川小児病院の息者である病弱児や障害児の教育を担っている香川県立善通寺養護学校の移転が決定したため、その移転用地として善通寺病院 の敷地の一部を時価譲渡した。(平成23年3月1日付厚生労働大臣へ重要財産の処分について認可申請を行い、3月9日評価委員会にて審議し、承認をい ただいた後、4月19日付厚生労働大臣より認可された。)
		第6 剰余金の使途
	スキューシャ、 利米スサント 参加 スターン (海路 地 の を	平成25年度決算における利益剰余金は、18億円を計上したことから、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金とすることとしている てるための積立金とすることとしている なお、平成21年度決算における利益剰余金348億円のうち256億円については、平成23年3月に厚生労働大臣から目的積立金の承認を受けており、 平成23年度において、建物整備・医療機器等整備261億円(補助金及び出資金除く)の一部に充てた。
	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標の期間の複終事業年 度において、通則法第44条の処理 を行ってなお積立金があるときは、 その額に相当する金額のうち厚生労 傷大臣の素数を受けた金額のうち厚生労 傷大臣の素数を受けた金額にいて 将来の投資(病院、建物の整備・修 礫 医療機器等の購入等)及び借入金 の償還に充てることとする。	平成16年度

	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1) 方針 (1) 方針 (1) 方針 (1) 高者の公OLの向上及び療養力護事業の実施 患者の公OLの向上及び療養力護事業の実施 患力、障害者総合支援法に基づく重症心身障害及び筋、 立病院機構全体で65病院において1,154名を配置191名) 31名)。 32名。 33名。 32名。 32名。 33名。 33名。 33名。 33名。 33名。 33名。 33名。 41、研修の実施 有為な人材の確保及び有効活用 21名。 42、 43を行うため、院長についても平成25年度までに検査 21名。 43を行うため、院長についても平成25年度までに検査 43を行うため、院長についても平成25年度までに検査 43を行うため、関表についても平成25年度までに検査 43を存むたいて、一般研修、専門研修等を実施し、新り 34の管理・監督者研修 ・配長研修 ・副院長研修 ・副院長研修 ・副院長研修 ・副院長研修 ・副院長研修 ・副院長研修 ・製売者研修 ・製売者を実施し、新り 333。 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売者研修 ・製売品を表実施し、新り 33名。 ・製売者研修 ・製売品を表実施し、新り 33名。 ・製売者研修 ・製売品を表実施し、新り 34の。 ・製売者研修 ・製売品を表表施し、新り 36の。 ・製売者研修 ・製売品を表表が、 ・製売者研修 ・製売品を表表が、 ・製売者の ・製造者の	 (第) 広報担当者が修修 (3名 (3名 (3名 (3名 (3名 (3名 (3名 (3名 (3名 (34) 広報担当者が修修 (42A (42A (45A (45A (45A (44A (45A (44A (44A (45A (59A (67A (67A (74A (74A
中期計画	第フ その他主務省令で定める業務運 営に関する事項	(五) 力事に関する計画 (1) 力計 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
中期四線	5 その他業務運営に関する重要事 類 項		

	中期田糠	中部計画	中期目標期間(平成21年度~平成25年度)の実績報告
			6. 障害者雇用に対する取組 障害者雇用の取組については、平成21年度から平成24年度まで法令雇用率を達成してきたが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正により、 障害者雇用の取組については、平成214度が2、3%に引き上げられ、平成25年度は達成できなかった。(基準日である平成25年6月11日現在で2.11%) 平成25年度から法定雇用率が2.3%に引き上げられ、平成25年度は達成できなかった。(基準日である平成25年6月11日現在で2.11%) これを踏まえ、各病院に対して障害者の積極的な雇用を促進するよう徹底するととに、引き続き業務分担の見直し等の取組も実施し、法定雇用率の達成 に向けた取組を継続した結果、26年3月時点の障害者雇用率は2.2.8%と改善傾向にある。 更に、平成26年度から、国立病院機構内で行っている各病院の医療面・経営面の評価制度における評価基準に障害者の雇入れ状況を評価する項目を追加 し、各病院における障害者雇用を更に促進することとしている。
			7. 医師確保対策の推進
			(1) 医師キャリア支援検討委員会及び研修指導責任者部会の開催(再掲) 平成22年度に「医師キャリア支援検討委員会」を設置し、平成25年度は、機構病院内に勤務する若手医師が自身のスキルアップや専門医取得のため に、専門性や症例分野が所属施設とは異なる他の機構病院で一定期間修練する機会を与えることを目的とする機構内連携プログラム制度(NHOフェロー シップ)運用の検討を行った。また、「医師キャリア支援検討委員会」の下に設置した「研修指導責任者部会」は、医師の知識・技術の向上とキャリア形 成支援を目的としており、平成25年度は計・3 回開催し、専修医修了者として93名を認定した。さらに本部会では、医師のキャリアバスに関する視点か ら、実際に運用されている連携プログラム事例における運用スキームや課題等について議論するともに、課題の整理にも着手した。
			(2) 研修医・専修医向けの情報発信(再掲) 平成22年3月より、国立病院機構における臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている研修医や専修医の声や指導医の声も交えな がら紹介する研修医・専修医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を創刊した。平成25年度については、実際に若手医師の意見を聞いたうえでNHO フェローシップや若手医師フォーラム、良質な医師を育てる研修について特集を企画し、計4回(Wol.12~15)発行した。
			(3) 「良質な医師を育てる研修」の実施(再場) 研修医・専修医を対象として、最新の機器等を活用し、講義と組み合わせて技術習得を行うセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」 を平成22年度より開催し、平成24年度は計15回(14デーマ)実施し、373名が参加した。平成25年度については、内容、開催回数ともに更に 充実させ、計17回(16デーマ)開催し、403名が参加した。研修に際しては、国立病院機構のネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導 医が平成24年度から48名増加し、174名が指導に当たった。
·85—			(4) その他 〇 平成 18年度に医師確保が困難な国立病院機構病院での診療にあたることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成 25年度においては、定年退職予定医師 4名及び再延長者 3名及び再々延長者 1名に対し、平成 27年3月未まで勤務延長を実施した。また、同年にシニアフロンティア制度を改正し、平成 25年度から 64・65歳をむかえる医師に医師確保が困難な国立病院機構病院で勤務延長が可能かどうかを確認することにより、制度の円滑な促進を図った。
			○ 国立病院機構の若手精神科医師の研修成果を発表する場、および機構外施設に所属する若手精神科医師や精神科を志す医学生が交流する場を設けることを目的とし、精神科レジデントフォーラムを開催した。参加者数は、計24名(機構内医師8名、機構外医師16名)であり、機構が提供している質の高い精神科医療について若手医師が所属組織を越えて情報共有する機会を与えることができた。
			○ 特に医師確保に問題のある病院については、大学等関係機関への医師派遣の働きかけにおいて、本部が主導的役割を果たしている。
			8. 看護師確保対策の推進 (再掲)
			【奨学金の貸与状況】 国立病院機構で看護に従事する意思をもった看護学生に対し、奨学金を貸与する制度を平成18年度より創設し、平成19年4月より延べ2,259名 が卒業し機構病院で勤務しており、看護師確保対策の一方策として制度の活用を図っている。
			平成18年度 20名 (内平成19年3月に卒業する 14名全てが、機構病院に勤務) 平成19年度 38名 (内平成20年3月に卒業する 10名全てが、機構病院に勤務) 平成20年度 131名 (内平成22年3月に卒業する 53名全てが、機構病院に勤務) 平成22年度 664名 (内平成23年3月に卒業する22名4名中219名が、機構病院に勤務) 平成23年度 998名 (内平成23年3月に卒業する26名中249名が、機構病院に勤務) 平成23年度 998名 (内平成24年3月に卒業する36名中349名が、機構病院に勤務) 平成24年度 1,438名 (内平成25年3月に卒業する39名中377名が、機構病院に勤務)
			その他に (1) 急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間交流研修を行い、実際の現場で体験し学ぶことにより、看護師確保困難病院が担っている政策医療分野の看護等についても興味を持たせ、病院間異動を推進し職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るための取組を行った。
			(2) 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を積極的に実施し、平成25年度には34病院において合計58回実施し、177名が参加している。また潜在看護師を対象とした公開講座・講習会の参加者からの採用者数は、平成25年度は24名となっている。